

# 「火薬類取締法」 申請等手続マニュアル

平成16年3月

石川県環境安全部



# 「火薬類取締法」申請等手続マニュアル

## [ 目 次 ]

I 総論	1
1 はじめに	1
2 申請等についての一般的注意事項	1
3 申請者	2
4 許可等に要する日数	2
5 許可申請等に必要な手数料及び納入方法	5
II 各論	6
第1章 製造	6
1 火薬類の製造営業の許可について	6
2 製造営業の承継について	6
3 火薬類製造施設等の変更について	6
4 法第10条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事について	7
5 危害予防規程(変更)の認可について	7
6 保安教育計画(変更)の認可について	7
7 火薬庫を所有又は占有できない旨の許可について	8
8 完成検査について	8
9 保安検査について	8
10 火薬類製造営業許可申請書等の記載事項の変更について	8
11 定期自主検査の計画(変更)について	9
12 定期自主検査の報告について	9
13 火薬類製造年報について	9
14 製造施設の休止について	9
15 火薬類の製造営業の廃止について	10
第2章 販売	16
1 火薬類の販売営業の許可について	16
2 販売営業の承継について	16
3 保安教育計画(変更)の認可について	16
4 火薬庫を所有又は占有できない旨の許可について	16
5 火薬類販売営業許可申請書等の記載事項の変更について	17
6 火薬類販売年報について	17
7 火薬類販売営業の廃止について	17
第3章 貯蔵	17
1 火薬庫設置(変更)の許可について	17
2 完成検査について	19
3 保安検査について	19
4 火薬庫出納年報について	19

5	定期自主検査の計画（変更）について	19
6	定期自主検査結果の報告について	20
7	火薬庫設置等許可申請書又は火薬庫工事設計明細書の記載事項変更の届出について	20
8	火薬庫設置等許可申請書又は火薬庫工事設計明細書の記載事項変更の報告について	20
9	法第12条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事について	20
10	火薬庫の承継について	21
11	火薬庫の休止について	21
12	火薬庫の廃止について	21
13	火薬庫外貯蔵場所の指示申請について	56
<b>第4章 譲受と消費</b>		<b>59</b>
1	一般火薬類（爆薬、電気雷管等）に係る火薬類譲受・消費について	59
2	コンクリート破砕器の譲受・消費について	64
3	建設用びょう打ち銃用空包の譲受、消費について	65
4	火薬類譲受・消費許可証の返納について	66
5	火薬類の無許可譲受について	66
6	火薬類の無許可消費について	67
7	火薬類消費許可申請書等の記載事項変更の届出について	68
8	火薬類消費年報について	68
9	煙火に係る火薬類消費の許可について	90
<b>第5章 譲渡と廃棄</b>		<b>100</b>
1	火薬類譲渡の許可について	100
2	火薬類廃棄の許可について	100
<b>第6章 火薬類の輸入</b>		<b>103</b>
1	火薬類の輸入の許可について	103
2	火薬類輸入許可申請書の記載事項変更について	103
3	火薬類の輸入の届出について	103
4	火薬類輸入許可証の返納について	103
<b>第7章 火薬類安定度試験</b>		<b>107</b>
<b>(様式集)</b>		
1	省令様式	109
2	細則様式	127
	石川県火薬類取締法施行細則全文	154
3	手引様式	157

## I 総論

### 1 はじめに

この手引きは、火薬類取締法令に基づく知事の権限に属する事務のうち、火薬類の製造、販売、貯蔵、譲受、譲渡、消費及び廃棄等に係る許可、認可、届出及び報告等に関する必要な書類、様式を示すとともに、許可等に伴う義務や遵守事項等について解説したものである。

なお、このマニュアルにおいて使用する用語は、次に掲げる法規をいう。

「法」 火薬類取締法（昭和 25 年 5 月 4 日 法律第 149 号）

「政令」 火薬類取締法施行令（昭和 25 年 10 月 31 日 政令第 323 号）

「省令」 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日 省令第 88 号）

「細則」 火薬類取締法施行細則（平成 15 年 4 月 22 日 石川県規則第 29 号）

### 2 申請等についての一般的注意事項

#### (1) 書類の提出方法

ア 申請書類は、その記載内容についての説明を求められた場合に対応できる者が持参して提出すること。

イ 届出書類は、内容確認を要するものや保安手帳に記入を要するものは原則として持参することとするが、それ以外の軽易な届出については郵送も可とする。

ウ 報告書類は、基本的には郵送によることとするが、持参することを求められた場合は、内容について説明できる者が持参すること。

エ その他、法令で定められた届出、報告事項等を遵守すること。（P3 表 1 参照）

#### (2) 書類の提出先

ア 製造、販売、火薬庫設置等に関する申請、届出、報告については、石川県環境安全部消防防災課へ提出する。

イ 譲受、譲渡、消費、廃棄及び庫外貯蔵場所指示申請書等に関する申請、届出、報告については、消費地等を管轄する県事務所又は消防防災課に提出する。管轄区域別の書類提出先は下記のとおりである。

書類の提出先		所在地	電話番号	FAX 番号	管轄区域
県事務所	奥能登総合事務所	〒929-2392 輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1	0768-26-2303	0768-26-2305	輪島市、鳳至郡 珠洲市、珠洲郡
	中能登総合事務所	〒926-0852 七尾市小島町ニ部 33	0767-52-6113	0767-53-4244	羽咋市、羽咋郡 七尾市、鹿島郡
県庁	消防防災課	〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076-225-1481	076-225-1484	上記以外の地域

ウ 消費許可のうち煙火の消費に関する申請、届出、報告等については、消費地を管轄する消防本部へ提出する。（P4 表 2 参照）

(3) 許可証等の取扱い

交付を受けた許可証、指示証は、厳正な保管管理に留意すること。火薬類譲受・譲渡許可証は政令第2条に基づき、また火薬類輸入許可証及び火薬類消費許可証は細則第5条に基づき返納すること。

また、万一許可証等を紛失（盗難）した場合は、速やかに交付者（場合に応じて警察）まで連絡し、その指示を受けること。

### 3 申請者

(1) 各種許可等を受けようとする申請者は、個人である場合にはその者、法人である場合には代表権を有する者であること。

(2) 申請等の行為者が法人の場合で、支店長等の現場の代表者に申請等の行為を委任する場合は、その者に対する法人の代表者の委任状を申請書等に添付すること。

なお、火薬類譲受・消費許可後に行う火薬類譲渡許可申請等に添付する委任状は写しでもよい。

(3) 事業主体が共同企業体である場合、共同企業体の個々の法人が各々申請するか、又は企業体の代表法人が申請すること。

### 4 許可等に要する日数

行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため施行された行政手続法に基づき、石川県では火薬類取締法令における各種申請等に係る審査基準及び標準処理期間を制定しております。（標準処理期間とは、申請が受理された日から処分等がなされるまでに標準的な日数をいう。）

このうち、「申請に対する処分の標準処理期間」（抜粋）は、次のとおりですので各種申請の際の参考として下さい。

申請区分	標準処理期間	申請区分	標準処理期間
火薬類製造の許可	14日	火薬類の譲受許可	5日
火薬類販売の許可	10日	火薬類の消費許可	5日
火薬庫設置等の許可	15日	火薬類の廃棄許可	10日
火薬類の譲渡許可	5日	火薬類取扱等保安責任者免状の交付	7日

表1 火薬類諸手続及び様式一覧

手 続 区 分		様式番号及び様式掲載頁		
		根拠法令	様式番号	掲載頁
製 造	製造営業の許可申請	省令	第1号	111
	火薬庫を所有又は占有できない旨の許可申請	細則	第1号	129
	完成検査の申請	省令	第14号	120
	製造施設の変更許可申請	省令	第4号	113
	軽微な変更の届出	省令	第5号	114
	申請書等記載事項の変更報告	細則	第12号	140
	危害予防規程の認可申請	省令	第2号	112
	保安教育計画の認可申請	細則	第4号	132
	保安責任者等の選解任届出	細則	第5号	133
	保安検査の申請	省令	第18号	121
	定期自主検査計画(変更)の届出	細則	第6号	134
	定期自主検査の結果報告	細則	第7号	135
	製造に関する年報の報告	細則	第11号	139
	製造施設の休止届出	細則	第9号	137
	営業の廃止届出	細則	第2号	130
販 売	販売営業の許可申請	省令	第6号	115
	申請書等記載事項変更の報告	細則	第12号	140
	火薬庫を所有又は占有できない旨の許可申請	細則	第1号	129
	保安教育計画の認可申請	細則	第4号	132
	販売に関する年報の報告	細則 その他	第13号 第16号	141 180
	営業の廃止届出	細則	第2号	130
貯 蔵	火薬庫設置(変更)の許可申請	省令	第7号	116
	軽微な変更の届出	省令	第5号	114
	申請書等記載事項変更の届出	細則	第14号	142
	申請書等記載事項変更の報告	細則	第16号	144
	完成検査の申請	省令	第14号	120
	保安責任者等の選解任届出	細則	第5号	133
	保安検査の申請	省令	第18号	121
	定期自主検査計画(変更)の届出	細則	第6号	134
	定期自主検査の結果報告	細則	第7号	135
	承継の届出	省令	第8号	117
	出納に関する年報の報告	細則 その他	第15号 第17号	143 181
	火薬庫の休止届出	細則	第9号	137
	用途の廃止届出	細則	第3号	131
火薬庫外貯蔵場所の指示申請	細則	第22号	150	
譲 受	譲受の許可申請	省令	第10号 第50号	119 126
	消費の許可申請	省令	第29号 第50号	124 126
消 費	申請書等記載事項変更の届出	細則	第18号	146
	保安責任者等の選解任届出	細則	第5号	133
	消費に関する年報の報告	細則 その他	第19号 第18号	147 182
	譲渡の許可申請	省令	第9号	118
廃 棄	廃棄の許可申請	省令	第30号	125
	申請書記載事項変更の届出	細則	第20号	148
輸 入	輸入の許可申請	省令	第27号	122
	申請書記載事項変更の届出	細則	第17号	145
	輸入の届出	省令	第28号	123
安定度試験	安定度試験の結果報告	細則	第8号	136

表2 消防本部一覧

消 防 本 部 名	所 在 地	連 絡 先	管 轄 地 域
奥能登広域圏事務組合消防本部	〒928-0021 輪島市ニツ屋町4字8の1	0768-22-0327	輪島市、珠洲市 珠洲郡、鳳至郡
七尾鹿島広域圏事務組合消防本部	〒926-0852 七尾市小島町大開地1番地27	0767-53-0584	七尾市、鹿島郡
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	〒925-8511 羽咋市中央町ア185番地	0767-22-0089	羽咋市、羽咋郡
河北広域消防事務組合消防本部	〒929-1126 河北郡宇ノ気字町内日角3丁目1番地	076-283-3585	宇ノ気町、七塚町 高松町
(平成16年3月1日から) かほく市消防本部	〒929-1126 かほく市内日角3丁目1番地	076-283-3585	かほく市
津幡町消防本部	〒929-0325 河北郡津幡町字加賀爪ハ109番地1	076-288-3000	津幡町
内灘町消防本部	〒920-0271 河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目610番地	076-286-3301	内灘町
金沢市消防本部	〒920-0962 金沢市広坂2丁目1番5号	076-224-1119	金沢市
松任石川広域事務組合消防本部	〒924-0804 松任市徳丸町37番地	076-276-1119	松任市、石川郡
能美郡広域事務組合消防本部	〒923-1121 能美郡寺井町字寺井た35番地	0761-58-6320	能美郡
小松市消防本部	〒923-0801 小松市園町ホ110番地1	0761-23-0119	小松市
加賀市消防本部	〒922-0422 加賀市弓波町257番地	0761-72-0119	加賀市
山中町消防本部	〒922-0112 江沼郡山中町西桂木町ヌ17番地の2	0761-78-0225	山中町



## 5 許可申請等に必要な手数料及び納入方法

火薬類の許可申請等に必要な手数料は表3のとおりである。

納入方法は、規定手数料の石川県証紙を購入して手数料納入票（行政庁に備え付けてある）に貼付して、申請書類と一緒に所轄行政庁に提出すること。

表3 火薬類許可申請等手数料一覧表

（平成12年10月2日施行）

申請等の区分		手数料金額	
製造営業許可申請		石川県証紙 220,000円	
火薬類販売営業許可申請	競技用紙雷管	〃 25,000円	
	上記以外	〃 110,000円	
火薬庫設置等許可申請	設置又は移転	〃 73,000円	
	構造又は設備の変更	〃 8,300円	
完成検査申請	製造施設	〃 41,000円	
	火薬庫	設置又は移転	〃 41,000円
		構造又は設備の変更	〃 23,000円
保安検査申請	製造施設	〃 41,000円	
	火薬庫	〃 41,000円	
火薬類譲渡許可申請		〃 1,200円	
火薬類譲受許可申請	火工品のみ	〃 2,400円	
	上記以外	火薬類（火工品を除く）の 数量が25kg以下	〃 3,500円
		上記以外	〃 6,900円
火薬類輸入許可申請	火薬及び爆薬の数量25kg以下	〃 12,000円	
	上記以外	〃 25,000円	
火薬類取扱等保安責任者免状交付又は再交付申請		〃 2,400円	
運搬証明書交付申請		〃 2,400円	
火薬類取扱等保安責任者試験受験		※ 12,000円	

※1 試験事務は(社)全国火薬類保安協会に委託されているため、その石川県支部となる石川県火薬類保安協会への現金振込となる。

※2 石川県火薬類保安協会 〒920-8580  
金沢市鞍月1丁目1番地 消防防災課内  
TEL 076-225-1481  
FAX 076-225-1484

## Ⅱ 各論

### 第 1 章 製造

#### 1 火薬類の製造営業の許可について

(1) 火薬類の製造営業（火薬又は爆薬を原料として信号焰管、信号火せん、煙火又は発煙筒のみ）を行うときは、火薬類製造営業許可申請書（様式 P 111）を提出し、許可を受けなければならない。

(2) 申請書には次の書類を添付すること。

##### ア 事業計画書

事業計画書には、製造の目的、製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所以外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）、設備、製造方法、従業者の員数、所要火薬類又はその原料の調達方法、製品の貯蔵方法並びに製造所附近の見取図を記載すること。

##### イ 危害予防計画書

危害予防計画書には、規則第 6 条第 1 項に規定する災害発生の防止に関する必要事項の概要を記載すること。

##### ウ 定款の写し（法人の場合）

##### エ 消防長等製造施設（火薬庫）設置同意書（様式 P 159）

##### オ 火薬類製造（取扱）保安責任者選任（解任）届（様式 P 133）

(3) 書類の提出先及び提出部数

環境安全部消防防災課 1 部

#### 2 製造営業の承継について

(1) 相続、遺贈等により営業を引き継いだ相続者等は、引き続きその営業を行う場合は、相続等の後、遅滞なく火薬類製造営業許可申請書（様式 P 111）を提出し、許可を受けなければならない。

(2) 申請書には次の書類を添付すること。

定款の写し（法人の場合）

(3) 書類の提出先又は提出部数

環境安全部消防防災課 1 部

#### 3 火薬類製造施設等の変更について

(1) 製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（法第 10 条第 1 項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は除く。）をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法の変更を行うときは、火薬類製造施設等変更許可申請書（様式 P 113）を提出し、許可を受けなければならない。

(2) 申請書には次の書類を添付すること。

- ア 当該変更の概要を記載した書面
- イ 消防長等製造施設（火薬庫）設置同意書（様式P159）

- (3) 書類の提出先及び提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

#### 4 法第10条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事について

- (1) 法第10条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事とは
  - ア 工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場内の暖房装置、照明設備又は排気装置の取替えの工事
  - イ 土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事
  - ウ アの工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の変更の工事
- (2) (1)に掲げる工事を行った場合は、火薬類製造施設軽微変更届（様式P114）を提出しなければならない。
- (3) 届出書には次の書類を添付すること。  
当該変更の概要を記載した書面
- (4) 書類の提出先及び提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

#### 5 危害予防規程（変更）の認可について

- (1) 火薬類製造業者は危害予防規程（変更）認可申請書（様式P112）を提出し、知事の認可を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (2) 危害予防規程に定める事項  
省令第6条第1項及び第2項
- (3) 申請書には次の書類を添付すること。
  - ア 危害予防規程（新規の場合）
  - イ 当該変更の概要を記載した書面（変更の場合）
- (4) 書類の提出先及び提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

#### 6 保安教育計画（変更）の認可について

- (1) 火薬類製造業者は保安教育計画（変更）認可申請書（様式P132）を提出し、知事の認可を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (2) 保安教育計画（変更）認可申請書には次の書類を添付しなければならない。  
保安教育計画
- (3) 上記保安教育計画には、保安教育の内容（省令第67条の4の事項）、方法及び時期について定めるものとする。

- (4) 書類の提出先及び提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

## 7 火薬庫を所有又は占有できない旨の許可について

- (1) 法第 13 条により、製造業者はもっぱら自己の用に供する火薬庫を所有又は占有しなければならないが、同条ただし書（土地の事情等のやむを得ない理由）により、火薬庫を所有又は占有できない場合は、火薬庫を所有又は占有できない旨の許可申請書（様式 P 129）を提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 書類の提出先又は提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

## 8 完成検査について

- (1) 火薬類製造施設を設置又は変更（法第 10 条第 1 項ただし書の軽微な変更の工事は除く。）したときは、完成検査申請書（様式 P 120）を提出し、完成検査を受けなければならない。  
本検査を受け、法第 7 条第 1 号又は法第 2 条第 3 項の技術上の基準に適合していること認められ、完成検査証の交付を受けた後でなければ、当該施設を使用してはならない。
- (2) 書類の提出先及び提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

## 9 保安検査について

- (1) 製造業者は、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設（危険工室、火薬類一時置場、日乾場、移動式製造設備用工室、移動式製造設備）について、法第 35 条に基づく保安検査を 1 年に 1 回受けなければならない。  
本検査を受けるものは、完成検査証又は前回の保安検査証の交付を受けた日から 11 カ月を超えない日（使用を休止した製造施設の場合は、再び使用しようとする日の 30 日前）までに保安検査申請書（様式 P 121）を提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先又は提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

## 10 火薬類製造営業許可申請書等の記載事項の変更について

- (1) 火薬類製造営業許可申請書及び事業計画書の記載事項（製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）及び設備並びに製造方法を除く。）又は定款に変更があったときは、火薬類製造（販売）営業許可申請書等記載事項変更報告書（様式 P 140）を提出しなければならない。
- (2) 報告書には次の書類を添付すること。  
当該変更の概要を記載した書面

- (3) 書類の提出先及び提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

#### 11 定期自主検査の計画（変更）について

- (1) 製造業者は所有する製造施設の定期自主検査の計画（年間計画）を定め、製造施設（火薬庫）定期自主検査計画（変更）届（様式P134）を毎年度4月30日までに提出しなければならない。
- (2) 定期自主検査は、次のとおり実施すること。
- ア 毎年2回以上定期に行うこと。この場合において、繁忙期のある製造施設については、繁忙期の直前に1回行わなければならない。
- イ 製造施設（危険工室等及び原料貯蔵所）を清掃した後、その構造、位置及び設備等が法第7条第1号技術上の基準に適合しているか否かについて検査すること。
- ウ 避雷装置、警鳴装置、消火設備等が円滑に作動するか否かについて検査すること。
- (3) 書類の提出先及び提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

#### 12 定期自主検査の報告について

- (1) 上記11に掲げる定期自主検査を実施した場合は、定期自主検査終了報告書（様式P135）を検査終了後10日以内に提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先及び提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

#### 13 火薬類製造年報について

- (1) 火薬類製造業者は、製造した火薬類の製品の種類及び数量の集計を、火薬類の製造に関する報告書（様式P139）により年度終了後30日以内に提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先及び提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

#### 14 製造施設の休止について

- (1) 休止した製造施設であって、前回の保安検査又は完成検査を受けた日から当該施設を再び使用する日までの期間が1年以上ある場合は、製造施設の休止（様式P137）を届け出ることができる。
- 届け出た場合には、再び製造施設を使用するまで、法第35条に基づく保安検査を受けなくてよい。
- (2) 書類の提出先又は提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

## 15 火薬類の製造営業の廃止について

- (1) 火薬類製造営業の一部又は全部を廃止したときは、火薬類製造営業の全部（一部）廃止届（様式P130）を提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先及び提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

煙火製造施設定期自主検査結果表（記載例）

検査項目	省令	内 容	判 定 基 準	結 果
標識・掲示板	4条1項 1号	標識、掲示板を設置する。 発火又は爆発に関する必要な事項を明記する。	製造所入口に「煙火製造所」と明記した立 看板等が設置されていること。	Ⓒ・否
危 険 区 域	同上	危険区域と無危険区域とに明瞭に区分し、製造 所及び危険区域の周囲に境界さくを設置、その 見易い場所に警戒札を設置する。	・杭、さく等で区分されていること。 ・「危険区域」「立入禁止」等の立看板等 が、その入口、周囲に設置されているこ と。	Ⓒ・否
防 火 の 空 地	同3号	森林内においては境界さくに沿って幅2m以上の 空地を設ける。	・空地には枯草等燃え易いものが堆積して いないこと。 ・樹木の高いところの枝が繁茂している場 合は2mまで伐採されていること。	Ⓒ・否
保 安 距 離 保 安 間 隔	同4号 同4号 の2	危険工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験 場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場（危 険工室等）は製造所外の施設に対して適正な保 安距離をする。 危険工室等は製造所内の他の施設に対して49告 示58号で定める保安間隔を確保する。	・新しい物件、工室の設置並びに物件の撤 去に伴う保安距離、保安間隔の変更はな いか。 ・変更があれば変更許可申請がなされて いること。	Ⓒ・否
運 搬 通 路	同28号	通路は勾配1/50以下の平坦とする。	・凹凸がある場合は土砂等をいれ平坦にす ること。 ・草刈り等により路肩を明確にすること。	Ⓒ・否
危険区域内の 施 設	同2号 同5号 同7号 の2 同9号	作業上やむを得ない施設以外のものは設置しな い。	・危険工室、乾燥工室、日乾場、廃棄焼却 場、火薬類一時置場、発射試験場、爆発 試験場、原材料置場、容器置場、工具器 具置場、固体燃料を使用しない気かん室 及び煙突、製造所に直接必要な小動力室、 便所以外の建造物を危険区域内に設置さ れていないこと。 ・保安距離の変更による、防爆壁、防火壁 の必要の有無を確認すること。	Ⓒ・否
爆発危険工室	同6号	火災に対して抵抗性のある構造とし、別棟とす る。放爆式又は準放爆式の構造以外の工室は、 爆発の際に軽量飛散物となる建築材料を使用す る。  ※ 放爆・準放爆式構造の場合はこの限りで はない。	・無許可で構造等の変更がないこと。 ・接続で建築されている場合は、確実な隔 壁で隔離されていること。	Ⓒ・否

検査項目	省令	内 容	判 定 基 準	結 果
土堤・防爆壁 簡易土堤	同7号 の2	<p>爆発の危険のある危険工室又は一時置場には土堤、防爆壁又は簡易土堤を設ける。 (ただし、規29条のがん具煙火貯蔵庫の構造と同等のがん具煙火一時置場、放爆構造又は準放爆構造の工室は放爆面以外の方向のもの、製造所外の保安物件若しくは製造所内にある他の施設に対する保安距離が4倍以上ある場合は省略でき、2倍以上4倍未満の場合は防火壁又はその他延焼を遮断する措置講ずることに代えることができる。</p> <p>※ 防火壁等の代替措置を取る場合は防火壁の欄「同9号」を参照する。）</p>	<p>土堤、簡易土堤、防爆壁が技術上の基準を満たしていること。(防爆壁は35告示76号による。以下基準参照。)</p> <p>防爆壁基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防爆壁は、その内面の堤脚から煙火火薬庫の外壁まで2m(準備工室に設ける場合は、工室外壁まで1m)以上の距離において、できるだけ接近して設置すること。</li> <li>・鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造(空洞コンクリートブロック)であること。</li> <li>・高さは、煙火火薬庫と軒までの高さ(爆発の危険のある日乾場に設ける場合、2.5m)以上であること。</li> <li>・厚さは、鉄筋コンクリート造の場合は15cm(爆発の危険のある工室、火薬類一時置場、爆発の危険のある日乾場に設ける場合は、10cm)以上であること。</li> <li>・厚さは、補強コンクリートブロック造の場合、20cm(爆発の危険のある工室、火薬類一時置場、爆発の危険のある日乾場に設ける場合は、15cm)以上であること。</li> <li>・出入口外側には、更に防爆壁等を設け爆発を防ぐ構造であること。</li> </ul>	Ⓒ・否
避 雷 装 置	同7号 の3	火薬類の停滞量が100kg超の火薬類一時置場には避雷装置を設ける。	<p>規30条の規定に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・型式(避雷針又は架空地線)</li> <li>・構造(突針(架空線)から45度以内の角度で保護)</li> <li>・設置抵抗(10オーム以下)</li> </ul>	Ⓒ・否
発火危険工室	同8号	発火危険工室は別棟で耐火性構造とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無許可で構造等の変更がないこと。</li> <li>・連接で建築されている場合は、確実な隔壁で隔離されていること。</li> </ul>	Ⓒ・否
防 火 壁	同9号	発火危険工室と他の施設(発火危険工室との保安距離が規定距離の2倍未満である製造所外の保安物件及び当該工室の保安間隔が規定距離の2倍未満の製造所内の施設をいう。)との間に防火壁の設置、その他延焼を遮断する措置(常緑広葉樹を密に植生する等)をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火壁の高さ、長さは的確であること。</li> <li>・防火壁の破損がないこと。</li> <li>・常緑広葉樹は隙間がないこと。</li> <li>・規定距離の2倍以上ある場合は必要なし。</li> </ul>	Ⓒ・否
消 火 設 備	同9号 の2	危険工室の発火危険のある設備には、必要に応じて自動消火設備、水槽反転式消火設備等を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯水量は十分であること。</li> <li>・消火設備は的確に作動すること。</li> </ul>	Ⓒ・否
貯 水 池 等	同10号	危険工室付近に貯水池、貯水槽、非常栓等の消火設備を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水が十分に貯水してあること。</li> </ul>	Ⓒ・否



検査項目	省令	内 容	判 定 基 準	結 果
窓・出入口	同11号 同11号 の2	危険工室には多くの窓、出入口を設け、扉はできるだけ外開きで、その金具は鉄類の摩擦を防ぐものであり、直射日光の当たる部分のガラスは不透明のものを使用する。 窓のある火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合は、遮光の措置をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難路を確保した位置に出入口があること。</li> <li>金具は、鉄と接触する部分は、銅、真ちゅう等を使用してあること。</li> <li>火薬類に直射日光が当たらない措置が施してあること。</li> <li>窓のある火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合、暗幕等の遮光の設備があること。</li> </ul>	Ⓒ・否
内 面	同12号	危険工室の内面は、土砂のはく落、飛散を防ぐ構造で、床面に鉄類は露出させない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>塗装の剥げ、コンクリートブロック等の風化の有無。</li> <li>鉄釘の頭部が露出していないこと。塗料、接着剤等で被覆されていること。</li> </ul>	Ⓒ・否
床 面	同13号	危険工室の床面は、軟質材（鉛板、ゴム板、木板等）で密に張りつめ火薬類の浸透、また、その粉末が侵入しない措置をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>隙間は漆喰や塗料等で埋める等の措置がなされていること。</li> </ul>	適・Ⓒ
工 室 の 天 井	同22号	火薬類の飛散する虞のある工室の天井、内壁は隙間がなく、水洗いに耐え、表面は平滑である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>塗装の剥げがないこと。</li> <li>表面が平滑であること。</li> </ul>	Ⓒ・否
暖 房 装 置	同16号	蒸気、熱気、温水のみを使用し、燃焼し易いものと隔離し、その熱面に火薬類の粉末又は塵あいの付着を避ける措置をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボイラー室は別棟とし、危険区域内に設ける場合には固形燃料を使用しないこと。</li> <li>電気温水器は工室外に設置されていること。</li> </ul>	<del>適</del> ・否
照 明 設 備	同18号	漏電、可燃性ガス、粉塵等に対して安全な防爆型電灯で、室内に電導線が露出しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>コードが露出していないこと。</li> <li>スイッチは外壁にあること。</li> </ul>	Ⓒ・否
掲 示 板	同20号	工室名、火薬類の種類、停滞量、同時に置ける原材料の最大数量、定員について見易い入口に、取扱心得は室内の見易い場所に掲示する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれが基準どおりに掲示されていること。</li> <li>内部又は外部の見やすい位置に設置されていること。</li> </ul> <p>(掲示項目：火薬類の種類、停滞量、同時に存置可能な火薬類の原料の種類・最大数量、定員、取扱心得、その他必要事項)</p>	Ⓒ・否
静 電 気 除 去 設 備	同22号 の6	火薬類の配合、填葉、乾燥工程の工室及び火薬類一時置場には、身体に帯電した静電気を除去するための放電設備を工室等の入口に設ける。 放電設備は銅、アルミニウムの放電板又は棒とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>放電設備は入室の際、容易に手を触れる位置にあること。</li> <li>放電板又は棒が腐食していないこと。</li> <li>扉に接地している場合は把手が腐食していないこと。</li> </ul>	Ⓒ・否
機 械 器 具	同15号	機械、器具、容器は鉄と鉄との摩擦のないものを使用する。摩擦部分には滑剤が塗布され、振動、脱落腐食、火薬類の粉末の付着、侵入を防ぐ構造とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>塗装面の剥げ、ビス等の脱落の有無。ビスの脱落防止措置があること。(塗装、接着剤での固定等)</li> <li>永年使用による腐食がないこと、機能低下等に異常がないこと。</li> <li>機械、器具が手入れされていること。</li> <li>機械、器具等に火薬類の付着がなく、かつ、隙間等の発生による火薬類の侵入がないこと。</li> </ul>	Ⓒ・否
機 械 設 備 の 接 地	同19号	機械設備、乾燥装置等の金属部を接地する	<ul style="list-style-type: none"> <li>接地（アース）は確実であること。</li> <li>腐蝕が無いこと。</li> </ul>	Ⓒ・否
加 圧 設 備 の 安 全 装 置	同22号 の4	火薬類を加圧する設備には安全装置を設ける。 (ストッパー、圧力計)	安全装置は確実に作動すること。	<del>適</del> ・否

検査項目	省令	内 容	判 定 基 準	結 果
原動機、温度湿度調整装置等	同14号 同14号 の2	危険工室内には、原動機及び温湿度調節装置を据え付けない。(爆発・発火の危険の虞のない場合は可) 無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、床面から1.5mの高さに温湿度計を設置する。(温湿度調整装置を設置する場合は、防爆性能を有するものとする。)	・モーターは隔壁で隔て設置されていること。(防爆型モーターは可) ・温湿度計の高さは適正であること。 ・室内温度は40度以下であり、相対湿度は75%以下であること。	⓪・否
粉塵飛散防止設備	同22号 の2	火薬類及び同原料の粉塵が飛散する虞のある設備には粉塵飛散防止措置をする。	設備に火薬類が付着していないこと。	<del>適</del> ・否
静電気除去措置	同22号 の5	製造中、静電気が発生する恐れのある機械、器具、工室の壁体、床材等は帯電しない電導性のあるもの等を使用。	・電導性のあるものを使用しているか、 ・静電気発生防止措置、除去措置がなされていること。	⓪・否
温度測定装置	同22号 の3	硝化設備、乾燥設備、パラフィン槽等、温度変化が起きる設備には、温度測定装置(温度計等)を設置する。	乾燥機の温度センサーが的確に作動すること。	<del>適</del> ・否
排気装置	同23号	可燃性ガス・有毒ガスの発散する工室には排気装置を設置する。	・排気口に塵等の付着がないこと。 ・排気装置に異常音がないこと。	<del>適</del> ・否
乾燥工室の加温装置	同24号	加温装置は、乾燥中の火薬類と隔離して設置する。(ただし、温水加温装置でその温度が乾燥温度とほぼ同一のものについては、隔離不要。)	ボイラー室は工室との間に鉄筋コンクリート又はコンクリートブロックの強度が十分な隔壁を設けること。	<del>適</del> ・否
日乾場の台	同24号 の2	乾燥台の高さは、ほぼ60cmとする。	・台の腐朽、転倒する虞がないこと。 ・突風に対する防護措置があること。	⓪・否
日乾場の防爆壁等	同24号 の3	他の施設に対する距離が20m以下の場合はその施設との間に爆発の危険のある日乾場では簡易土堤又は防爆壁を設置、発火の危険のある日乾場では防火壁又は延焼を遮断する措置をする。	防爆壁等の高さは2.5m以上、長さは適切であること。 (20m以上を確保している場合は防爆壁等は不要。)	<del>適</del> ・否
放冷設備	同24号 の4	日乾場には、必要に応じ、放冷のための設備を設置する。	・直射日光を避ける効果があり、堅固であること。 ・周辺に燃え易いものが堆積していないこと。	<del>適</del> ・否
廃棄処理場 燃焼試験場等	同25号	燃焼試験場、爆発試験場、発射試験場及び廃棄焼却場は危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁、防火壁を設置する。	常に、草、木が刈り込まれており、周辺の状況から山火事等の虞がないこと。	適・⓪
運搬容器	同26号 同26号 の2	火薬類、同原材料を運搬する容器は緻密軟質で化学作用を起こさない材料であって、蓋ができる構造とする。 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合、その容器は収容量が80kg以下であり、材質はアルミニウム、木材以外のものとする。(容器外部の補強材として設ける場合はこの限りでない。)	・容器の破損がないこと。 ・容器の材質が適切であること。 ・容器には蓋があること。	⓪・否
運搬車	同27号	危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は手押し車、蓄電池車又はディーゼル車であること。 (49告示58号の規定による。)	運搬車の駐車位置は適切であること。	⓪・否

検査項目	省令	内 容	判 定 基 準	結 果
木造建築物	同21号	危険工室に面した普通木造建築物には耐火的措置をする。	危険工室、火薬類一時置場以外の施設で木造の建築物に耐火的措置が講じられていること。	<del>適</del> 否
改善又は補修すべき事項		<p>① 危険工室（〇〇〇〇工室）の床面の塗装が剥げてきており、火薬類が浸透する危険性があるため改善が必要である。</p> <p>② 廃棄焼却場周辺の草が繁茂しているため、草の除去が必要。</p>		
上記改善等の必要事項に対して取った措置		<p>(対応年月日)</p> <p>① 平成〇〇年〇月〇〇日 ② 平成〇〇年〇月〇〇日</p> <hr/> <p>(対応内容)</p> <p>① 危険工室（〇〇〇〇工室）の床面全面の塗装を一旦剥がし、前回と同様の塗料（塗料の材質：〇〇〇〇、〇〇〇〇）により、塗装を施した。 （※ 別添の塗装前及び塗装後の写真参照）</p> <p>② 上記期日に繁茂している草を刈った。 （※ 別添の写真参照）</p>		

## 第2章 販売

### 1 火薬類の販売営業の許可について

(1) 火薬類の販売営業を行うときは、火薬類販売営業許可申請書（様式P115）を提出し、許可を受けなければならない。

(2) 申請書には次の書類を添付すること。

ア 事業計画書

事業計画書には、火薬庫の位置、種類、棟数、付近状況図、保安距離、構造設備の概要並びに貯蔵すべき火薬類の種類及び最大数量を記載すること。

イ 定款の写し（法人の場合）

(3) 書類の提出先及び提出部数

環境安全部消防防災課 1部

(注1) スポーツ用品店で競技用紙雷管を販売する場合でも許可は必要。

(注2) 営業所を移転した場合は、旧営業所を廃止し、新たに許可申請が必要。

### 2 販売営業の承継について

(1) 相続、遺贈等又は営業の譲渡により事業を継承した者で引き続きその営業を行う場合は、相続等の後、遅滞なく火薬類販売営業許可申請書（様式P115）を提出し、許可を受けなければならない。

(2) 申請書には次の書類を添付すること。

定款の写し（法人の場合）

(3) 書類の提出先又は提出部数

環境安全部消防防災課 1部

### 3 保安教育計画（変更）の認可について

(1) 火薬類販売業者は、保安教育計画（変更）認可申請書（様式P132）を提出し、知事の認可を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(2) 保安教育計画（変更）認可申請書には次の書類を添付すること。

保安教育計画

(3) 上記保安教育計画には、保安教育の内容（省令第67条の5）、方法及び時期について定めるものとする。

(4) 書類の提出先及び提出部数

環境安全部消防防災課 1部

### 4 火薬庫を所有又は占有できない旨の許可について

(1) 法第13条により、販売業者はもっぱら自己の用に供する火薬庫を所有又は占有しなければならないが、同条ただし書（土地の事情等のやむを得ない理由）により、火薬庫を所

有又は占有できない場合は、火薬庫を所有又は占有できない旨の許可申請書（様式P129）を提出し、許可を受けなければならない。

- (2) 書類の提出先又は提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

## 5 火薬類販売営業許可申請書等の記載事項の変更について

- (1) 火薬類販売営業許可申請書の記載事項（販売する火薬類の種類を除く。）、事業計画書の記載事項又は定款に変更があったときは、火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書（様式P140）を提出しなければならない。
- (2) 報告書には次の書類を添付すること。  
当該変更の概要を記載した書面
- (3) 書類の提出先及び提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

## 6 火薬類販売年報について

- (1) 火薬類販売業者は、販売した火薬類の種類及び数量の集計を、火薬類の販売に関する報告書（様式P141）及び火薬類販売明細簿（様式P180）により、年度終了後30日以内に提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先及び提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

## 7 火薬類販売営業の廃止について

- (1) 火薬類販売営業の一部又は全部を廃止したときは、火薬類販売営業の全部（一部）廃止届（様式P130）を提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先及び提出部数  
環境安全部消防防災課 1部
- (注) 販売の許可は販売所ごとに受けるのであるから、一販売所を廃止した場合でも必要となる。

## 第3章 貯蔵

法第11条第1項の規定に基づき、火薬類の貯蔵は火薬庫においてしなければならないが、同条第1項ただし書の規定により、少量の火薬類の貯蔵は火薬庫以外の場所（火薬庫外貯蔵場所）においてすることが認められている。

### 1 火薬庫設置（変更）の許可について

火薬庫を設置、移転又はその構造若しくは設備を変更する場合（法第12条第1項ただし書

による軽微な変更の工事を除く。)は、火薬庫設置許可申請書(様式P116)を提出し、許可を受けなければならない。

(1) 火薬庫設置等許可申請書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 申請者とは、個人又は法人であって、火薬庫を所有又は占有しようとする者をいう。

また、申請代理人が申請する場合は、申請者の委任状(様式P160)を添付し、申請者名と申請代理人名を併記すること。この場合、申請代理人の印のみでよい。

イ 火薬庫の種類及び棟数は、「地上式○級火薬庫 ○棟」のように記載すること。

ウ 二級火薬庫にあつては、その使用期間は2年を限度とし、備考欄にその使用期間を記載すること。

(2) 申請書には、次の書類を添付すること。

ア 火薬庫工事設計明細書(様式P161~163)

明細書には、火薬庫の位置、附近の状況、保安物件との距離(水平距離とする)並びに火薬庫の構造及び設備を記載すること。

イ 火薬庫位置図

(ア) 25,000分の1程度の地図に火薬庫の位置を朱書すること。

(イ) 火薬庫の位置は、将来性を考慮した十分な保安距離を保有し、かつ車両が境界柵の出入口まで進入できる道路を設けた管理しやすい場所とすること。

ウ 火薬庫附近の見取図

火薬庫から概ね500m以内の地形とその中の状況を詳細に記載すること。特に保安物件については、その種類ごとに漏れなく記載し、火薬庫との距離を明記すること。

エ 火薬庫仕様書

オ 火薬庫の構造図

火薬庫の平面図、立面図及び断面図等で記載すること。併せて外扉の構造図も添付すること。

カ 火薬類の積載図

キ 警鳴装置の設置位置及び配線図等

火薬庫警鳴部及び事務所等の警報部の位置を明示するとともに、その間の配線図及び火薬庫内の警戒細線図も記載すること。また、警鳴装置の仕様書又はカタログを添付すること。

ク 消防長等製造施設(火薬庫)設置同意書(様式P159)

消防法第7条により、工事施工地又は所在地を管轄する消防長(消防長を置かない市町村においては市町村長。)又は消防署長の同意が必要となっている。

ケ 火薬庫設置承諾書(様式P164)

設置場所が他人の所有地である場合。

コ 火薬類製造(取扱)保安責任者選任(解任)届(様式P133)

サ その他特に必要と認める書類

(注) 火薬庫の構造又は設備を変更する場合にあつては、工事設計明細書とイからコのうち  
の関係する書類のみ提出すればよい。その際、変更前及び変更後を明示すること。

(3) 書類の提出先及び提出部数

環境安全部消防防災課 1部

## 2 完成検査について

- (1) 火薬庫の設置、移転、構造又は設備の変更の工事（法第 12 条第 1 項ただし書による軽  
微な変更の工事を除く。）を行ったときは、完成検査申請書（様式 P 120）を提出し、完成  
検査を受けなければならない。

本検査を受け、法第 12 条第 3 項の技術上の基準に適合していると認められ、完成検査証  
の交付を受けた後でなければ、火薬庫を使用してはならない。

(2) 書類の提出先及び提出部数

環境安全部消防防災課 1部

## 3 保安検査について

- (1) 火薬庫所有者又は占有者は、法第 35 条に基づく保安検査を 1 年に 1 回受けなければな  
らない。

本検査を受ける者は、完成検査証又は前回の保安検査証の交付を受けた日から 11 カ月を  
超えない日（使用を休止した火薬庫の場合は、再び使用しようとする日の 30 日前）までに  
保安検査申請書（様式 P 121）を提出しなければならない。

(2) 書類の提出先又は提出部数

県事務所又は環境安全部消防防災課 1部

## 4 火薬庫出納年報について

- (1) 火薬庫所有者又は占有者は、火薬庫ごとに出納した火薬類の種類及び数量の集計を、火  
薬類の出納に関する報告書（様式 P 143）及び火薬類出納明細簿（様式 P 181）により、年  
度終了後 30 日以内に報告しなければならない。

(2) 書類の提出先及び提出部数

県事務所又は環境安全部消防防災課 1部

## 5 定期自主検査の計画（変更）について

- (1) 火薬庫所有者又は占有者は定期自主検査の計画（年間計画）を定め、製造施設（火薬庫）  
定期自主検査計画（変更）届（様式 P 134）を毎年度 4 月 30 日までに提出しなければならない。  
ない。

(2) 定期自主検査は、次のとおり実施すること。

ア 毎年 2 回以上定期に行うこと。繁忙期のある火薬庫については、繁忙期の直前に 1 回

以上行わなければならない。

イ 火薬庫内外を清掃した後、その位置、構造及び設備等が法第 12 条第 3 項の技術上の基準に適合しているか否かについて検査すること。

ウ 避雷装置、警鳴装置、消火設備等が円滑に作動するか否かについて検査すること。

(3) 書類の提出先及び提出部数

県事務所又は環境安全部消防防災課 1 部

## 6 定期自主検査結果の報告について

(1) 定期自主検査を実施したときは、定期自主検査終了報告書（様式 P135）を検査終了後 10 日以内に提出しなければならない。

(2) 書類の提出先又は提出部数

県事務所又は環境安全部消防防災課 1 部

## 7 火薬庫設置等許可申請書又は火薬庫工事設計明細書の記載事項変更の届出について

(1) 火薬庫設置等許可申請書の記載事項（火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。）に変更があったとき又は火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離について変更があったときは、火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届（様式 P142）を提出しなければならない。

(2) 届出書には次の書類を添付すること。

当該変更の概要を記載した書面

(3) 書類の提出先又は提出部数

環境安全部消防防災課 1 部

## 8 火薬庫設置等許可申請書又は火薬庫工事設計明細書の記載事項変更の報告について

(1) 火薬庫設置等許可申請書の記載事項（貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量を除く。）又は火薬庫工事設計明細書の記載事項（火薬庫の位置、構造及び設備を除く。）について変更があったときは、火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書（様式 P144）を提出しなければならない。

(2) 報告書には次の書類を添付すること。

当該変更の概要を記載した書面

(3) 書類の提出先又は提出部数

環境安全部消防防災課 1 部

## 9 法第 12 条第 1 項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事について

(1) 法第 12 条第 1 項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事とは

ア 火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事。



イ 火薬庫の屋根の外側、通気孔又は換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面若しくは簡易土堤の頂部の取替えの工事。

ウ 火薬庫の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事

(2) (1)に掲げる工事を行った場合は、火薬庫軽微変更届（様式P114）を提出しなければならない。

(3) 届出書には次の書類を添付すること。

当該変更の概要を記載した書面

(4) 書類の提出先又は提出部数

環境安全部消防防災課 1部

## 10 火薬庫の承継について

(1) 火薬庫の譲渡又は引渡があった場合は、譲受人又は引渡を受けた者は、火薬庫承継届（様式P117）を提出しなければならない。

(2) 書類の提出先又は提出部数

環境安全部消防防災課 1部

## 11 火薬庫の休止について

(1) 休止した火薬庫であって、前回の保安検査又は完成検査を受けた日から当該火薬庫を再び使用する日までの期間が1年以上ある場合は、火薬庫の休止（様式P137）を届け出ることができる。

届け出た場合には、再び火薬庫を使用するまで、法第35条に基づく保安検査を受けなくてよい。

(2) 書類の提出先又は提出部数

環境安全部消防防災課 1部

## 12 火薬庫の廃止について

(1) 火薬庫の用途を廃止したときは、遅滞なく火薬庫用途廃止届（様式P131）を提出しなければならない。

(2) 書類の提出先又は提出部数

環境安全部消防防災課 1部

(参考)

## 1 保安物件

区 分	物 件 名	
第1種保安物件	国宝建造物	
	市街地の家屋	社会通念上市街地というにふさわしい程度に相当数（普通規模の家屋概ね100軒以上）が軒を連ねている家屋の集団をいう。
	学校	学校教育法第1条の学校、第82条の2の専修学校及び第83条の各種学校をいう。これに該当しない洋裁学校等は含まない。
	保育所	児童福祉法による施設。学校教育法による学校ではない。
	病院	医療法第1条の2第1項の病院をいう。同条第2項の診療所は含まない。
	劇場	常設の劇場をいい、仮設のものは含まない。
	競技場	相当数の観客（概ね300人以上）を収容する施設のある競技場をいう。
	社寺及び教会	相当数の参拝がある神社、寺院及び教会をいう。山神、祠等は含まない。
第2種保安物件	村落の家屋	社会通念上、村落というにふさわしい程度に相当数（普通規模の家屋概ね10軒以上100軒未満）が群をなしている家屋をいう。行政区画、住民の業態とは関係がない。
	公園	常時相当数の人が出入りする人工の公園をいう。自然公園は含まないが、国立公園や国定公園の特別地域は保安物件の対象とする。
第3種保安物件	家屋	第1種及び第2種保安物件の家屋以外の家屋。人が1日の相当部分にわたって居住、勤務又は出入りする住家、事務所、店舗、図書館その他これに類する建築物をいう。倉庫、物置、厩舎等は含まない。
	鉄道	鉄道及び、軌道法第1条の軌道（いずれも人を運搬することを目的としないものを除く。）をいう。即ち鉄道はすべて保安物件となるが、地方鉄道法の鉄道と軌道法の軌道については、専用の鉄道及び軌道のうち貨物のみを運搬することを目的とするものは保安物件から除かれる。
	軌道	
	汽船の常航路又はけい留所	
	石油タンク	
	ガスタンク	
	発電所	
	変電所	
第4種保安物件	工場	
	国道	
	都道府県道	
	高压電線	電気設備に関する技術基準を定める通商産業省令(昭和40年省令第61号)第3上に規定する特別高压(7,000Vを超えるもの)電線をいう。
	火薬類取扱所	火薬類取締法が適用される土木現場、採石場等のみではなく、鉱山保安法の適用される鉱山における火薬類取扱所も含まれる。
火気の取扱所	火葬場、鍛冶屋、塵芥焼却場等をいう。	

## 2 火薬類取扱保安責任者等選任基準

貯 蔵 量	保安責任者	代 理 者	副保安責任者※
火薬類の1年間の貯蔵量が 爆薬換算で20t以上である場合	甲種 1人	甲種 1人	甲種又は乙種 1人
火薬類の1年間の貯蔵量が 爆薬換算で20t未満である場合	甲種又は乙種 1人	甲種又は乙種 1人	甲種又は乙種 1人

(注) 表中「甲種」とは、甲種火薬類取扱保安責任者免状所有者をいう。

「乙種」とは、乙種火薬類取扱保安責任者免状所有者をいう。

※1 火薬庫群が10棟以下ならば選任の必要なし。

※2 貯蔵量は1年間の貯蔵累計をいう。

様式第7（第13条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬庫設置等許可申請書（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 殿

（代表者）氏名 〇〇建設株式会社 ㊟  
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
職 業	建設業
（代表者）住所氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇
火薬庫所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
火薬庫の種類及び棟数	地上式〇級火薬庫 〇棟
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	爆薬 〇〇kg 電気雷管 〇〇個
設置、移転、変更の別 （移転又は変更の場合にはその理由）	設置
備 考	

別紙添付書類 火薬庫工事設計明細書

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。  
3 移転または変更の場合には、新旧を併記すること。  
4 2級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

- 1 火薬庫設置の目的  
○○建設工事のため
- 2 火薬庫の位置  
別添火薬庫位置図のとおり
- 3 土地所有者の氏名  
○○○○
- 4 火薬庫使用期間（二級火薬庫のみ必要）  
自 平成○○年○月○○日  
至 平成○○年○月○○日

- 5 火薬庫附近の状況  
別添火薬庫附近見取図のとおり

6 保安距離

保安物件の区分	保安物件の名称	現況距離	法定距離
第1種保安物件	学校	○○m	○○m以上
第2種保安物件	村落の家屋	○○m	○○m以上
第3種保安物件	家屋	○○m	○○m以上
第4種保安物件	県道	○○m	○○m以上

- 7 火薬庫相互間の距離（二級火薬庫で土堤を設けない場合）  
法定距離 ○○m以上  
現況距離 ○○m

- 8 火薬庫の種類、棟数及び最大貯蔵量  
爆薬庫（地上式○級火薬庫） 1棟 爆薬 ○○kg  
火工品庫（地上式○級火薬庫） 1棟 電気雷管 ○○個

9 火薬庫の面積

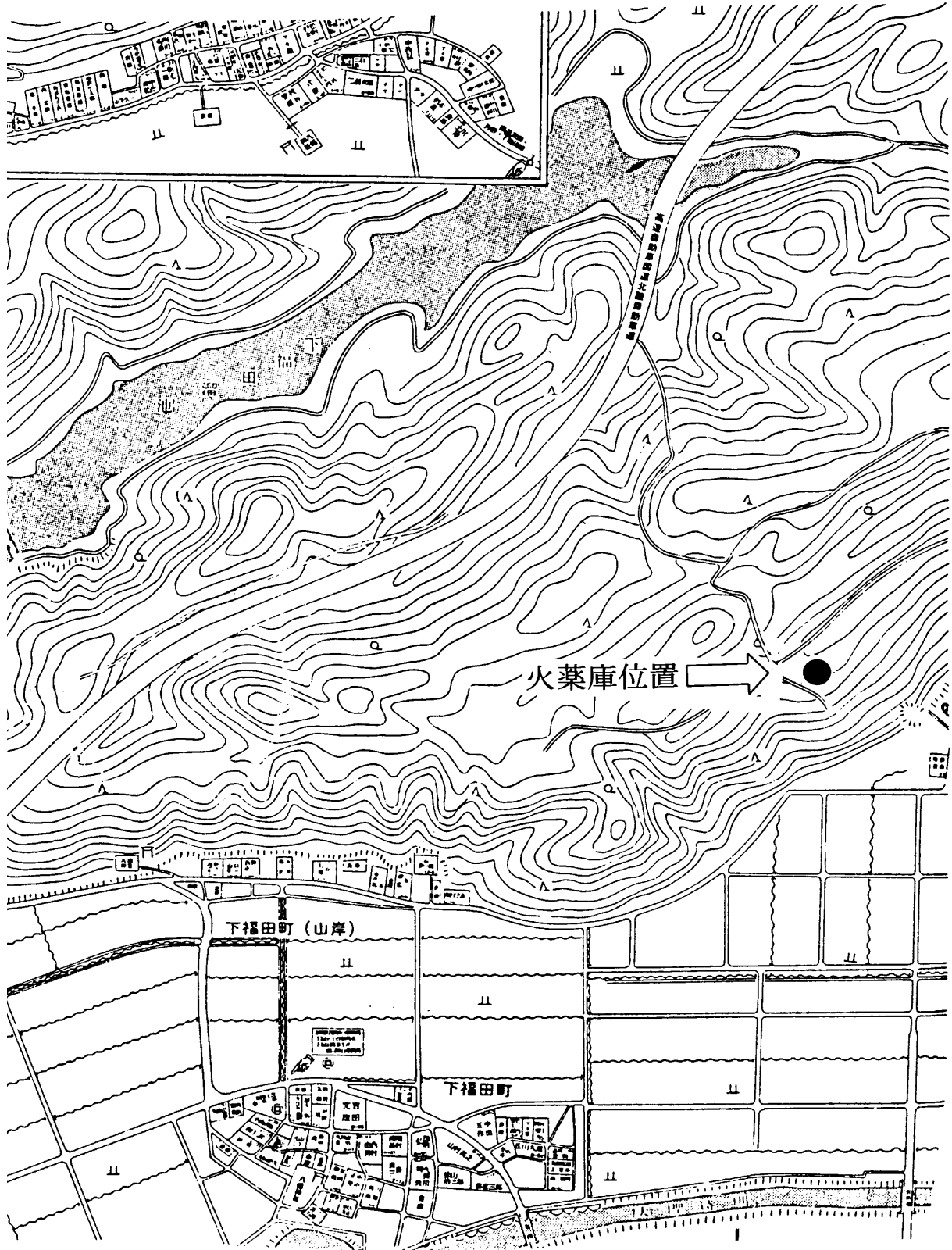
区分		間口	奥行	面積
爆薬庫	外寸	○○cm	○○cm	○○㎡
	内寸	○○cm	○○cm	○○㎡
火工品庫	外寸	○○cm	○○cm	○○㎡
	内寸	○○cm	○○cm	○○㎡

10 火薬庫の高さ等

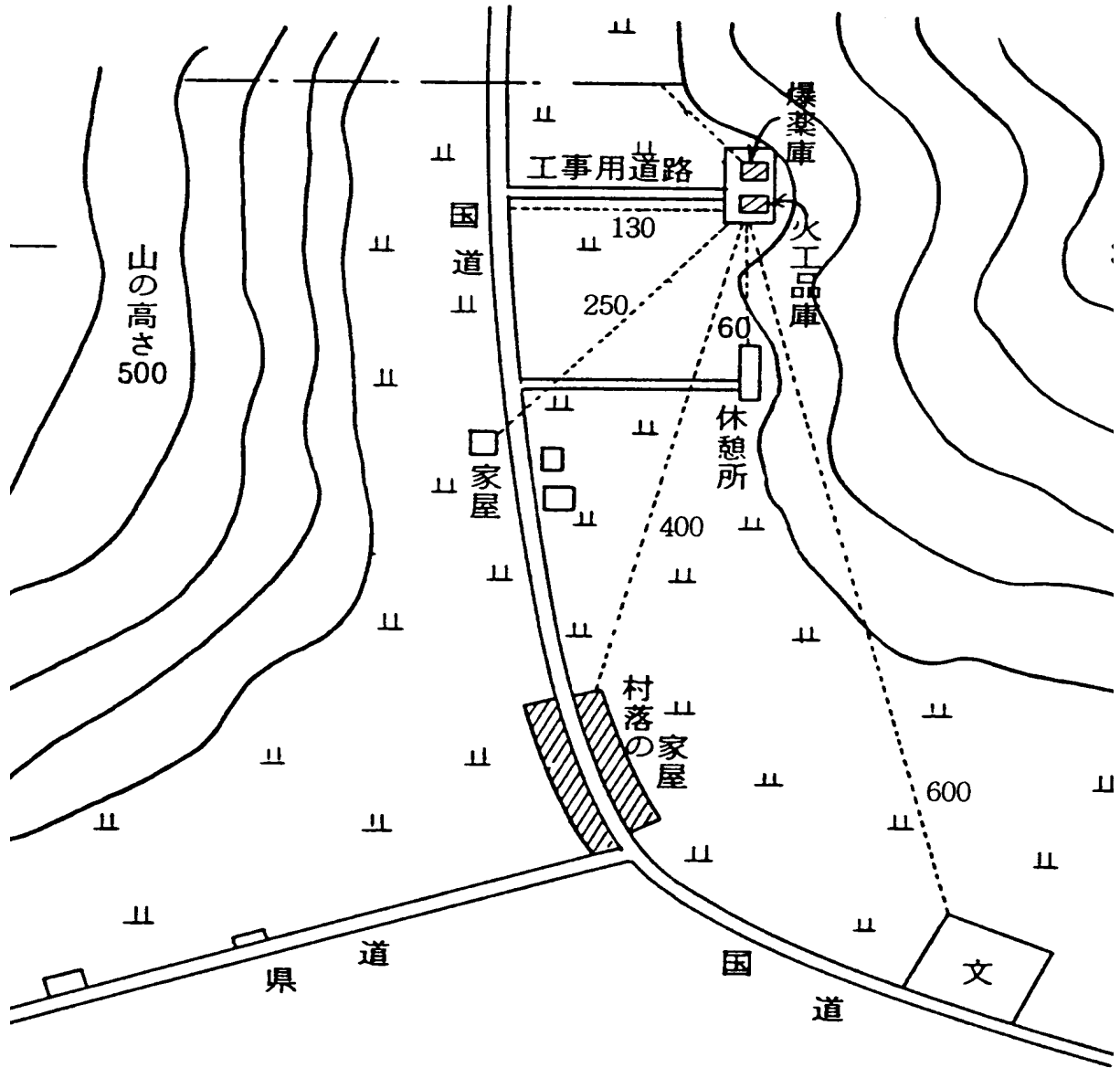
区分	地盤面から床までの高さ	床から天井までの高さ	地盤面から火薬庫屋頂までの高さ	土堤の高さ
爆薬庫	○○cm	○○cm	○○cm	○○cm
火工品庫	○○cm	○○cm	○○cm	○○cm

- 11 火薬庫の構造及び設備  
別添火薬庫仕様書及び図面等のとおり
- 12 火薬庫起工予定日  
設置許可後○日以内
- 13 火薬庫完成予定日  
起工後○日以内
- 14 工事施工業者の住所及び氏名（電話）  
○○市○○町○○丁目○○番地  
○○産業株式会社（電話○○○-○○○-○○○○）

火薬庫位置図（例）



火薬庫附近見取図（例）



(注) 保安距離測定の方法＝トランシットによる。  
単位はメートルとする。

【火薬庫仕様書】（地上式一級火薬庫の記載例）

項目	仕様
位置	湿地を避けて安全な場所に設置する。
構造	平屋建コンクリートブロック造とする。
基礎	鉄筋入コンクリートブロック打等堅ろう高位とし、かつ排水溝を設け敷地外に誘導排水の設備とする。
壁面	コンクリートブロックは厚さ〇〇cmのものを用い、直径〇mmの鉄筋を縦、横とも〇〇cmの間隔で配筋する。
内面	コンクリートブロック内面に〇〇cm×〇〇cm角材で四角柱、間柱をボルト等で取付け、これに厚さ〇〇cmの板を張りつめ真鍮釘打とする。 土台桁は〇〇cm×〇〇cmの角材を使用する。
天井	〇〇cm角材を配し、〇〇cmの板を張りつめる。
入口の扉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補強材としてアングルを使用した〇〇mm厚の片開鉄板戸とする。</li> <li>2 補強用のアングルは〇〇mm×〇〇mm×〇〇mmとする。</li> <li>3 扉と鉄枠との合わせ目の隙間は〇〇mmとし、扉鉄板は鉄枠に〇〇mm覆いかぶさる構造（目かくし）とする。</li> <li>4 蝶番は、長さ〇〇mmの角蝶番とし、心棒が容易に抜けないように加工したものを〇箇所取付ける（取付方法は電気溶接による）。</li> <li>5 ロッド棒は、扉の蝶番側の扉側面に1箇所当り〇本上下〇箇所に取付ける。 また、ロッド棒は直径〇〇mmの炭素鋼を用い、受け孔に〇〇mmはめ込む構造とする。 取付は電気溶接で行う。</li> <li>6 扉枠は、壁体のコンクリートブロックの鉄筋に電気溶接で溶接し、扉枠と壁体の間はコンクリート打ちを行って固定する。</li> <li>7 施錠 (1) 〇〇錠（例 <u>面付シリンダー本締錠</u>）を使用し、〇箇所に取付ける。 (2) 錠のデッドボルトは〇〇〇〇（例 <u>ステンレス鋼</u>）とし、受座に〇〇mmはめ込むことができる長さとする。 (3) 鍵座、シリンダーは外面に突出しない構造とする。 (4) 鍵の取付は電気溶接とする。</li> </ol>
	内扉
床	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地盤面から〇〇cmの高さとする。</li> <li>2 床板は厚さ〇〇cmのものを使用し、真鍮釘打とする。</li> <li>3 根太は〇〇cm×〇〇cmのものを使用し、十分積載重量に耐え得るものとする。</li> </ol>
小屋組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 木造とする。</li> <li>2 棟木は〇〇cm×〇〇cmのものを使用する。</li> <li>3 垂木は〇〇cm×〇〇cmのものを使用する。</li> </ol>
屋根	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 野地板は厚さ〇〇cmの板を使用する。</li> <li>2 屋根の外表面は〇〇〇〇（例 <u>亜鉛引鉄製板</u>）の不燃物質を使用する。</li> <li>3 軒等の木の露出部は〇〇〇〇（例 <u>モルタル塗</u>）で覆う。</li> </ol>
避雷装置	<p>避雷装置として避雷針を昭和31年通産省告示第228号に定める基準により設置する。 （※詳細は別紙のとおり。）</p>
警戒防火設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火薬庫の境界に沿い幅〇〇mの防火のための空地を設ける。</li> <li>2 防火水槽として〇〇ℓドラム缶を置き、バケツを備える。</li> <li>3 「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」（例 <u>「火気厳禁」、「立入禁止」</u>）の警戒札を掲示する。</li> </ol>
土堤	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土堤の内面に堤脚から火薬庫外壁までの距離は〇〇mとし、できるだけ接近して構築する。</li> <li>2 土堤の高さは火薬庫の屋根の高さ以上で〇〇mとし、頂部は幅は〇〇mとする。</li> <li>3 土堤の勾配は〇〇度とする。</li> <li>4 土堤の堤面は〇〇〇〇（例 <u>草、芝生、セメントモルタル</u>）で被覆する。</li> <li>5 その他規則第31条に定める基準により施工する。</li> </ol>
通気孔	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床下に〇個設ける。</li> <li>2 細目金網張りとする。</li> <li>3 通気孔には〇〇cmの間隔で、直径〇〇cmの鉄棒をはめ込む。</li> </ol>

換気孔	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 天井に○個設ける。</li> <li>2 天井裏から外部に通ずるよう両つまに各○個設ける。この場合、雨水の浸入を防ぐ構造とする。</li> <li>3 細目金網張りとする。</li> </ol>
窓	<p>(窓を設ける場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地盤面から○○mの高さとする。</li> <li>2 ○○cmの間隔で直径○○cmの鉄棒をはめ込む。</li> <li>3 内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方から容易に開くことのできないような防火扉を備える。</li> </ol>
照明設備	<p>(照明設備を設ける場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防爆式の電燈を用いる。</li> <li>2 配線は○○○○工事(例 <u>金属管工事、外装ケーブル工事</u>)による。</li> <li>3 開閉器は火薬庫の外側に設ける。</li> </ol>
盗難防止措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 天井裏には線径○○mm、網目○○cmの金網を張り、周囲はコンクリートブロック壁と緊結(埋め込み)する。</li> <li>2 警鳴装置 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ○○会社製○○型の警鳴装置を設置する。</li> <li>(2) 警報部は火薬庫から○○m離れた○○(例 <u>本社事務所2階</u>)に設置する。</li> <li>(3) 警鳴部の本体収納設備は○○製(例 <u>鋼鉄製</u>)で厚さ○○mmの堅固な収納設備であり、雨・虫等が入りにくい構造である。</li> <li>(4) 警鳴部の本体収納設備は○○錠(例 <u>シリンダー錠</u>)により施錠する。</li> <li>(5) 警報音は警報器から1m離れた距離で○○ホーンの音量を有する。</li> <li>(6) 警鳴装置には作動テストスイッチ及び異常電流に対する保安装置を有する。</li> <li>(7) 警鳴装置の電源は○○(例 <u>電池、バッテリー</u>)であり、電圧の消耗状況を示す電圧計が設置されている。</li> <li>(8) 火薬庫内面の天井は○○cm、側面は○○cm、外扉の裏面は○○cmの間隔で警戒細線を張り、細線に流れる電流は○○mAである。</li> </ol> </li> <li>3 末口○○cmの木柱、鉄柱等で高さ○○m、柱の間隔○○mの外柵を設ける。柵には有刺鉄線を使用し、鉄線の間隔は○○cmとする。入口には片開戸を設け、○○錠(例 <u>シリンダー錠</u>)を施し外部からの侵入を防ぐ。</li> </ol>
庫内備品	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最高最低寒暖計を備える。</li> <li>2 枕木を備える。</li> <li>3 ほうき、ちりとり(○○製(例 <u>木製</u>))、及びスリッパを備える。</li> </ol>



【火薬庫仕様書】（地上式二級火薬庫の記載例）

項目	仕様
位置	湿地を避けて安全な場所に設置する。
構造	平屋建コンクリートブロック造とする。
基礎	コンクリートブロック打等堅ろう高位とし、かつ排水溝を設け敷地外に誘導排水の設備とする。
壁面	コンクリートブロックは厚さ〇〇cmのものを用いる。
内面	コンクリートブロック内面に〇〇cm×〇〇cm角材で四角柱、間柱をボルト等で取付け、これに厚さ〇〇cmの板を張りつめ真鍮釘打とする。 土台桁は〇〇cm×〇〇cmの角材を使用する。
天井	〇〇cm角材を配し、〇〇cmの板を張りつめる。
入口の扉	<ol style="list-style-type: none"> <li>補強材としてアングルを使用した〇〇mm厚の片開鉄板戸とする。</li> <li>補強用のアングルは〇〇mm×〇〇mm×〇〇mmとする。</li> <li>扉と鉄枠との合わせ目の隙間は〇〇mmとし、扉鉄板は鉄枠に〇〇mm覆いかぶさる構造（目かくし）とする。</li> <li>蝶番は、長さ〇〇mmの角蝶番とし、心棒が容易に抜けないように加工したものを〇箇所取付ける（取付方法は電気溶接による）。</li> <li>ロッド棒は、扉の蝶番側の扉側面に1箇所当り〇本上下〇箇所に取付ける。また、ロッド棒は直径〇〇mmの炭素鋼を用い、受け孔に〇〇mmはめ込む構造とする。取付は電気溶接で行う。</li> <li>扉枠は、壁体のコンクリートブロックの鉄筋に電気溶接で溶接し、扉枠と壁体の間はコンクリート打ちを行って固定する。</li> <li>施錠 <ol style="list-style-type: none"> <li>〇〇錠（例 <u>面付シリンダー本締錠</u>）を使用し、〇箇所に取付ける。</li> <li>錠のデッドボルトは〇〇〇〇（例 <u>ステンレス鋼</u>）とし、受座に〇〇mmはめ込むことができる長さとする。</li> <li>鍵座、シリンダーは外面に突出しない構造とする。</li> <li>鍵の取付は電気溶接とする。</li> </ol> </li> </ol>
	内扉
床	<ol style="list-style-type: none"> <li>地盤面から〇〇cmの高さとする。</li> <li>床板は厚さ〇〇cmのものを使用し、真鍮釘打とする。</li> <li>根太は〇〇cm×〇〇cmのものを使用し、十分積載重量に耐え得るものとする。</li> </ol>
小屋組	<ol style="list-style-type: none"> <li>木造とする。</li> <li>棟木は〇〇cm×〇〇cmのものを使用する。</li> <li>垂木は〇〇cm×〇〇cmのものを使用する。</li> </ol>
屋根	<ol style="list-style-type: none"> <li>野地板は厚さ〇〇cmの板を使用する。</li> <li>屋根の外表面は、〇〇〇〇（例 <u>亜鉛引鉄製板</u>）の不燃物質を使用する。</li> <li>軒等の木の露出部は〇〇〇〇（例 <u>モルタル塗</u>）で覆う。</li> </ol>
避雷装置	（避雷装置を設置する場合） 避雷装置として避雷針を昭和31年通産省告示第228号に定める基準により設置する。 （※詳細は別紙のとおり。）
警戒防火設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>火薬庫の境界に沿い幅〇〇mの防火のための空地を設ける。</li> <li>防火水槽として〇〇ℓドラム缶を置き、バケツを備える。</li> <li>「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」（例 <u>「火気厳禁」、「立入禁止」</u>）の警戒札を掲示する。</li> </ol>
土堤	<ol style="list-style-type: none"> <li>土堤の内面に堤脚から火薬庫外壁までの距離は〇〇mとし、できるだけ接近して構築する。</li> <li>土堤の高さは火薬庫の屋根の高さ以上で〇〇mとし、頂部は幅は〇〇mとする。</li> <li>土堤の勾配は〇〇度とする。</li> <li>土堤の堤面は〇〇〇〇（例 <u>草、芝生、セメントモルタル</u>）で被覆する。</li> <li>その他規則第31条に定める基準により施工する。</li> </ol>
窓	（窓を設ける場合） <ol style="list-style-type: none"> <li>地盤面から〇〇mの高さとする。</li> <li>〇〇cmの間隔で直径〇〇cmの鉄棒をはめ込む。</li> <li>内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方から容易に開くことのできないような防火扉を備える。</li> </ol>

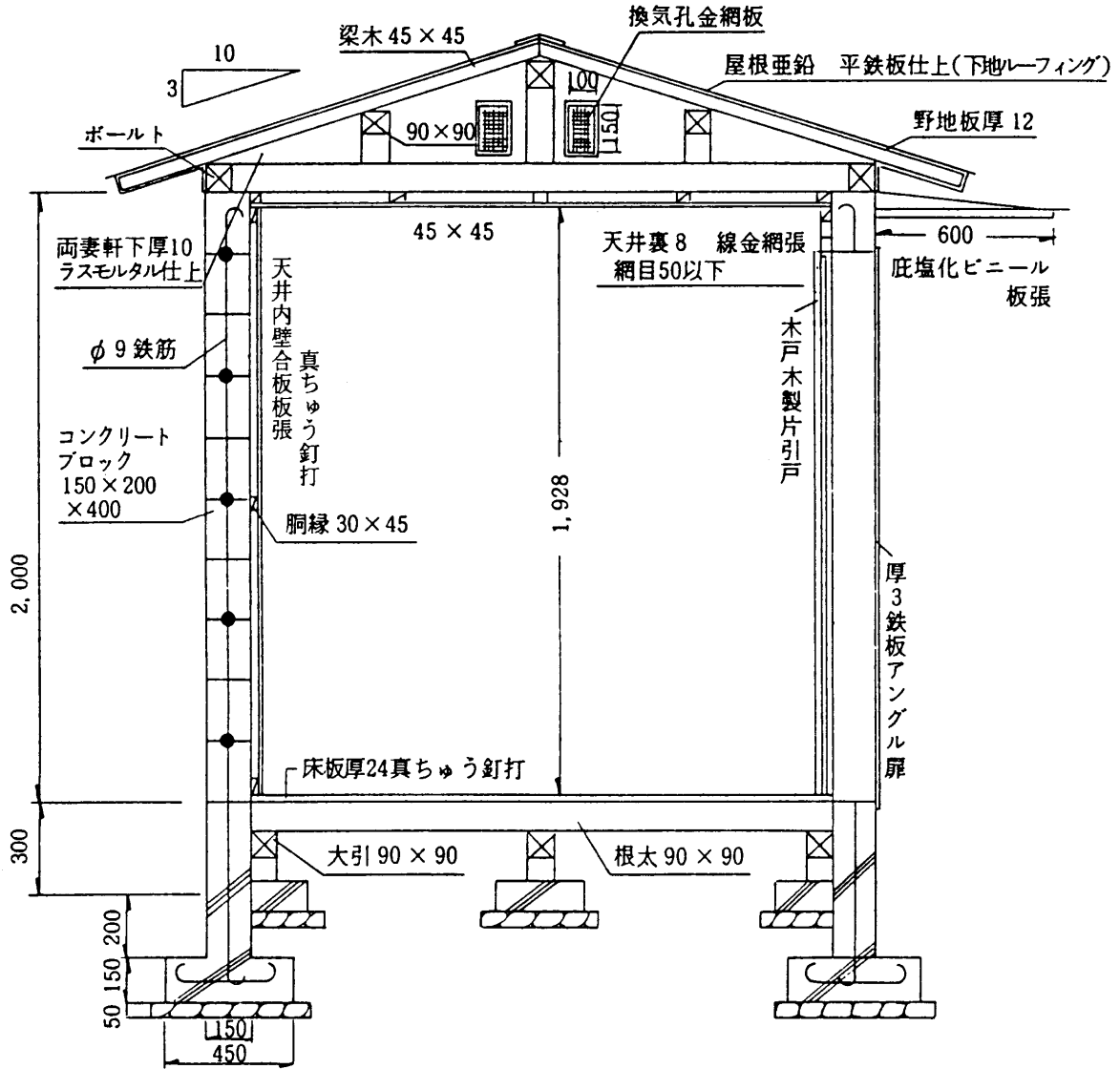
照 明 設 備	<p>(照明設備を設置する場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防爆式の電燈を用いる。</li> <li>2 配線は○○○○工事(例 <u>金属管工事、外装ケーブル工事</u>)による。</li> <li>3 開閉器は火薬庫の外側に設ける。</li> </ol>
盗難防止措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 天井裏には線径○○mm、網目○○cmの金網を張り、周囲はコンクリートブロック壁と緊結(埋め込み)する。</li> <li>2 警鳴装置 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ○○会社製○○型の警鳴装置を設置する。</li> <li>(2) 警報部は火薬庫から○○m離れた○○(例 <u>本社事務所2階</u>)に設置する。</li> <li>(3) 警鳴部の本体収納設備は○○製(例 <u>鋼鉄製</u>)で厚さ○○mmの堅固な収納設備であり、雨・虫等が入りにくい構造である。</li> <li>(4) 警鳴部の本体収納設備は○○錠(例 <u>シリンダー錠</u>)により施錠する。</li> <li>(5) 警報音は警報器から1m離れた距離で○○ホーンの音量を有する。</li> <li>(6) 警鳴装置には作動テストスイッチ及び異常電流に対する保安装置を有する。</li> <li>(7) 警鳴装置の電源は○○(例 <u>電池、バッテリー</u>)であり、電圧の消耗状況を示す電圧計が設置されている。</li> <li>(8) 火薬庫内面の天井は○○cm、側面は○○cm、外扉の裏面は○○cmの間隔で警戒細線を張り、細線に流れる電流は○○mAである。</li> </ol> </li> <li>3 末口○○cmの木柱、鉄柱等で高さ○○m、柱の間隔○○mの外柵を設ける。柵には有刺鉄線を使用し、鉄線の間隔は○○cmとする。入口には片開戸を設け、○○錠(例 <u>シリンダー錠</u>)を施し外部からの侵入を防ぐ。</li> </ol>
庫 内 備 品	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最高最低寒暖計を備える。</li> <li>2 枕木を備える。</li> <li>3 ほうき、ちりとり(○○製(例 <u>木製</u>))、及びスリッパを備える。</li> </ol>

【火薬庫仕様書】(煙火火薬庫の記載例)

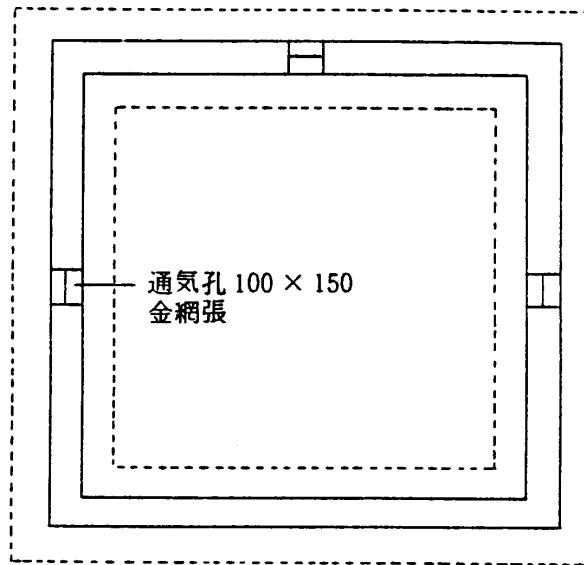
項目	仕様
位置	湿地を避けて安全な場所に設置する。
構造	平屋建コンクリートブロック造とする。
基礎	鉄筋入コンクリートブロック打等堅ろう高位とし、かつ排水溝を設け敷地外に誘導排水の設備とする。
壁面	コンクリートブロックは厚さ〇〇cmのものを用い、直径〇mmの鉄筋を縦、横とも〇〇cmの間隔で配筋する。
内面	コンクリートブロック内面に〇〇cm×〇〇cm角材で四角柱、間柱をボルト等で取付け、これに厚さ〇〇cmの板を張りつめ真鍮釘打とする。 土台桁は〇〇cm×〇〇cmの角材を使用する。
天井	〇〇cm角材を配し、〇〇cmの板を張りつめる。
入口の扉	外扉 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補強材としてアングルを使用した〇〇mm厚の片開鉄板戸とする。</li> <li>2 補強用のアングルは〇〇mm×〇〇mm×〇〇mmとする。</li> <li>3 扉と鉄枠との合わせ目の隙間は〇〇mmとし、扉鉄板は鉄枠に〇〇mm覆いかぶさる構造(目かくし)とする。</li> <li>4 蝶番は、長さ〇〇mmの角蝶番とし、心棒が容易に抜けないように加工したものを〇箇所取付ける(取付方法は電気溶接による)。</li> <li>5 ロッド棒は、扉の蝶番側の扉側面に1箇所当り〇本上下〇箇所に取付ける。 また、ロッド棒は直径〇〇mmの炭素鋼を用い、受け孔に〇〇mmはめ込む構造とする。 取付は電気溶接で行う。</li> <li>6 扉枠は、壁体のコンクリートブロックの鉄筋に電気溶接で溶接し、扉枠と壁体の間はコンクリート打ちを行って固定する。</li> <li>7 施錠  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 〇〇錠(例 面付シリンダー一本締錠)を使用し、〇箇所に取付ける。</li> <li>(2) 錠のデッドボルトは〇〇〇〇(例 ステンレス鋼)とし、受座に〇〇mmはめ込むことができる長さとする。</li> <li>(3) 鍵座、シリンダーは外面に突出しない構造とする。</li> <li>(4) 鍵の取付は電気溶接とする。</li> </ol> </li> </ol>
	内扉 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 木製引戸とする。</li> <li>2 施錠は〇〇錠(例 シリンダー錠)を使用し、〇箇所に取付ける。</li> </ol>
床	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床板は厚さ〇〇cmのものを使用し、真鍮釘打とする。</li> <li>2 根太は〇〇cm×〇〇cmのものを使用し、十分積載重量に耐え得るものとする。</li> </ol>
小屋組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 木造とする。</li> <li>2 棟木は〇〇cm×〇〇cmのものを使用する。</li> <li>3 垂木は〇〇cm×〇〇cmのものを使用する。</li> </ol>
屋根	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 野地板は厚さ〇〇cmの板を使用する。</li> <li>2 屋根の外表面は〇〇〇〇(例 亜鉛引鉄製板)の不燃物質を使用する。</li> <li>3 軒等の木の露出部は〇〇〇〇(例 モルタル塗)で覆う。</li> </ol>
避雷装置	避雷装置として避雷針を昭和31年通産省告示第228号に定める基準により設置する。 (※詳細は別紙のとおり。)
警戒防火設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火薬庫の境界に沿い幅〇〇mの防火のための空地を設ける。</li> <li>2 防火水槽として〇〇リットルドラム缶を置き、バケツを備える。</li> <li>3 「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」(例 「火気厳禁」、「立入禁止」)の警戒札を掲示する。</li> </ol>
防爆壁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 厚さ15cmの鉄筋コンクリート造りとし、直径〇mmの鉄筋を縦、横とも〇〇cmの間隔で配筋する。</li> <li>2 高さは、煙火火薬庫の軒までの高さ以上で〇mとする。</li> <li>3 防爆壁の内面から煙火火薬庫の外壁までの距離は〇mとする。</li> <li>4 出入口の外側には更に防爆壁を設け、その構造は煙火火薬庫の周囲に設けた防爆壁と同様のものとする。</li> </ol>
通気孔	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床下に〇個設ける。</li> <li>2 細目金網張りとする。</li> <li>3 通気孔には〇〇cmの間隔で、直径〇〇cmの鉄棒をはめ込む。</li> </ol>
換気孔	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 天井に〇個設ける。</li> <li>2 天井裏から外部に通ずるよう両つまに各〇個設ける。この場合、雨水の浸入を防ぐ構造とする。</li> <li>3 細目金網張りとする。</li> </ol>

庫内備品	<ol style="list-style-type: none"><li>1 最高最低寒暖計を備える。</li><li>2 枕木を備える。</li><li>3 ほうき、ちりとり（〇〇製（例 木製））、及びスリッパを備える。</li></ol>
------	--

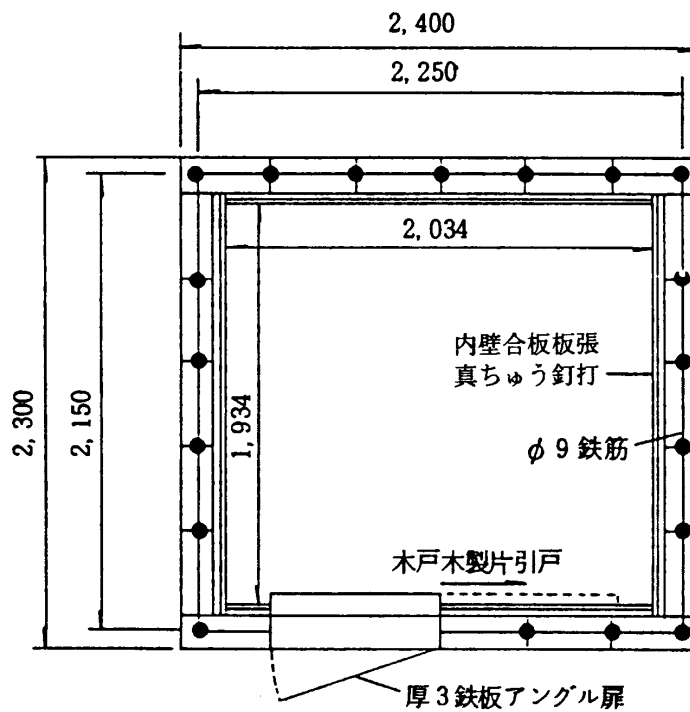
火薬庫構造図 (例)



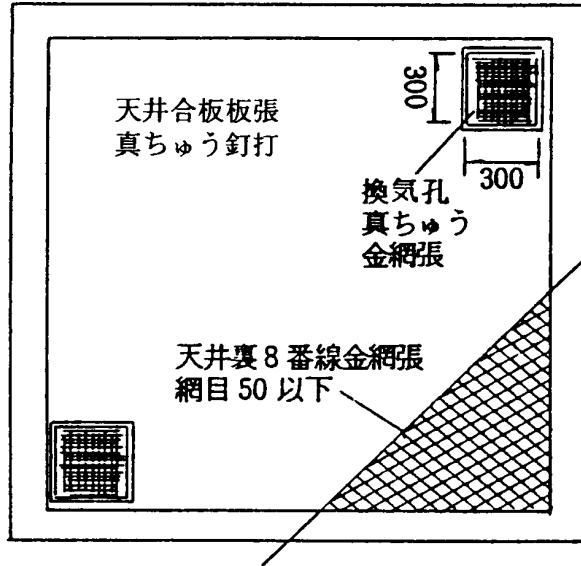
断面図 S=1/20



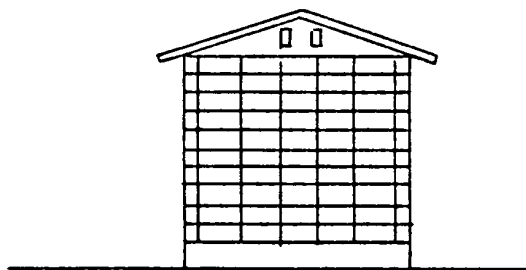
基礎伏図 S=1/40



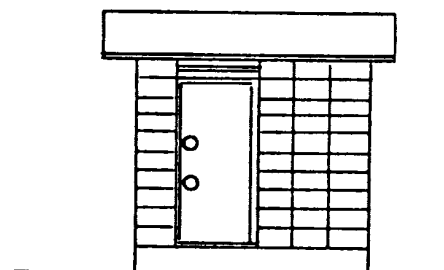
平面図 S=1/40



天 井 伏 図 S=1/40

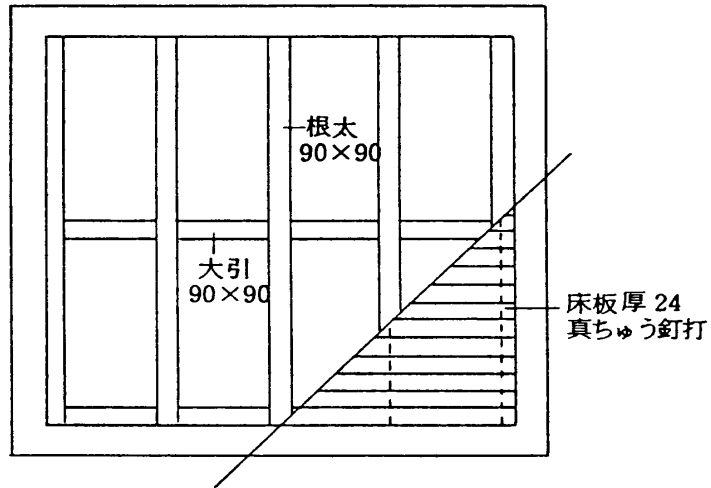


側 面 図 S=1/100

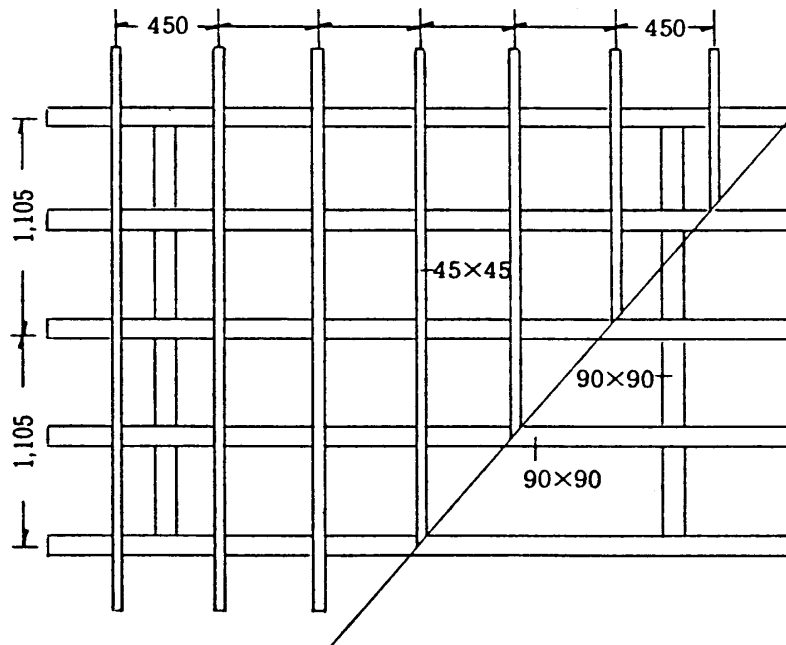


正 面 図 S=1/100

火薬庫平面図等 (例)



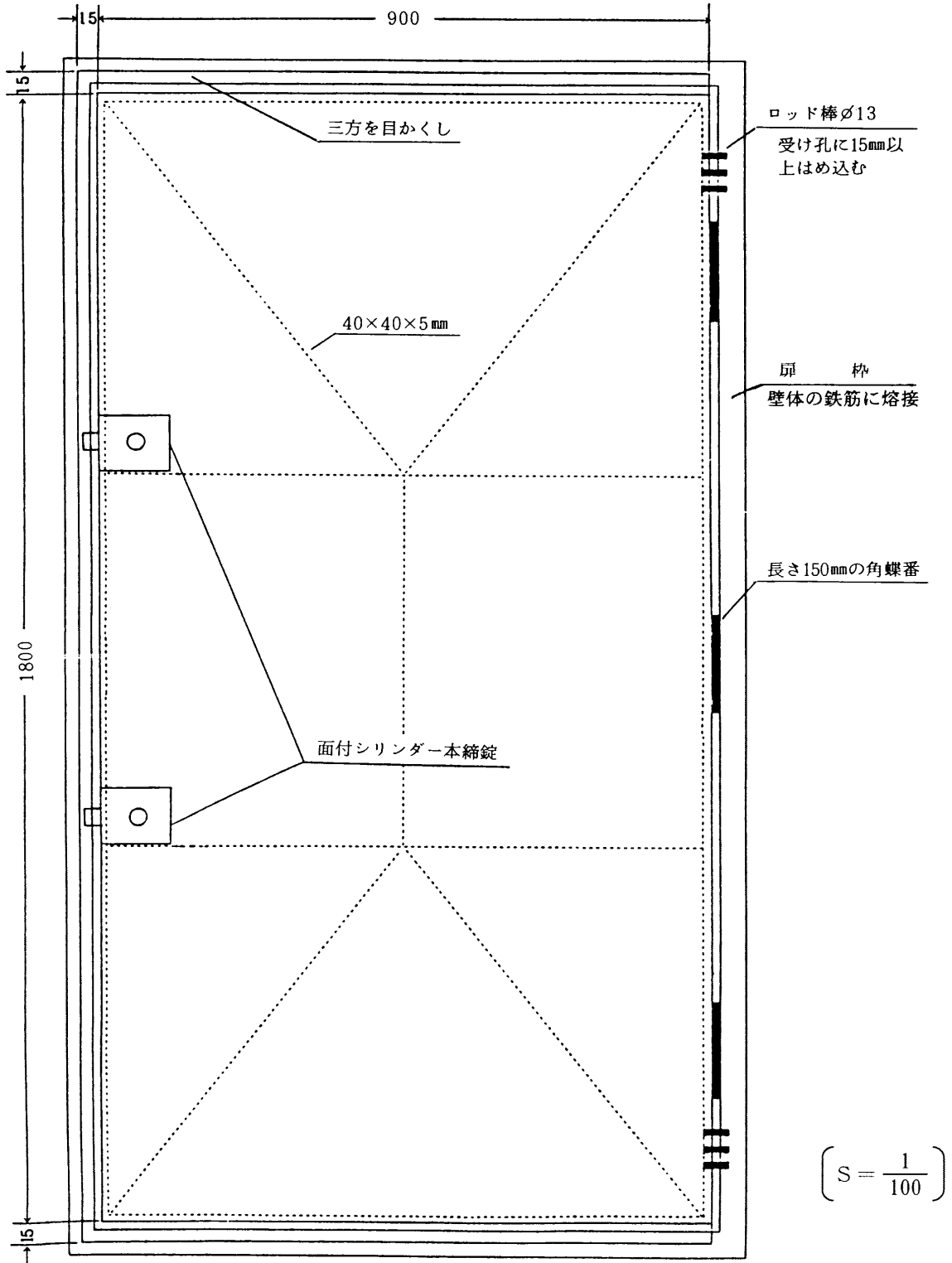
床 伏 図 S = 1/40



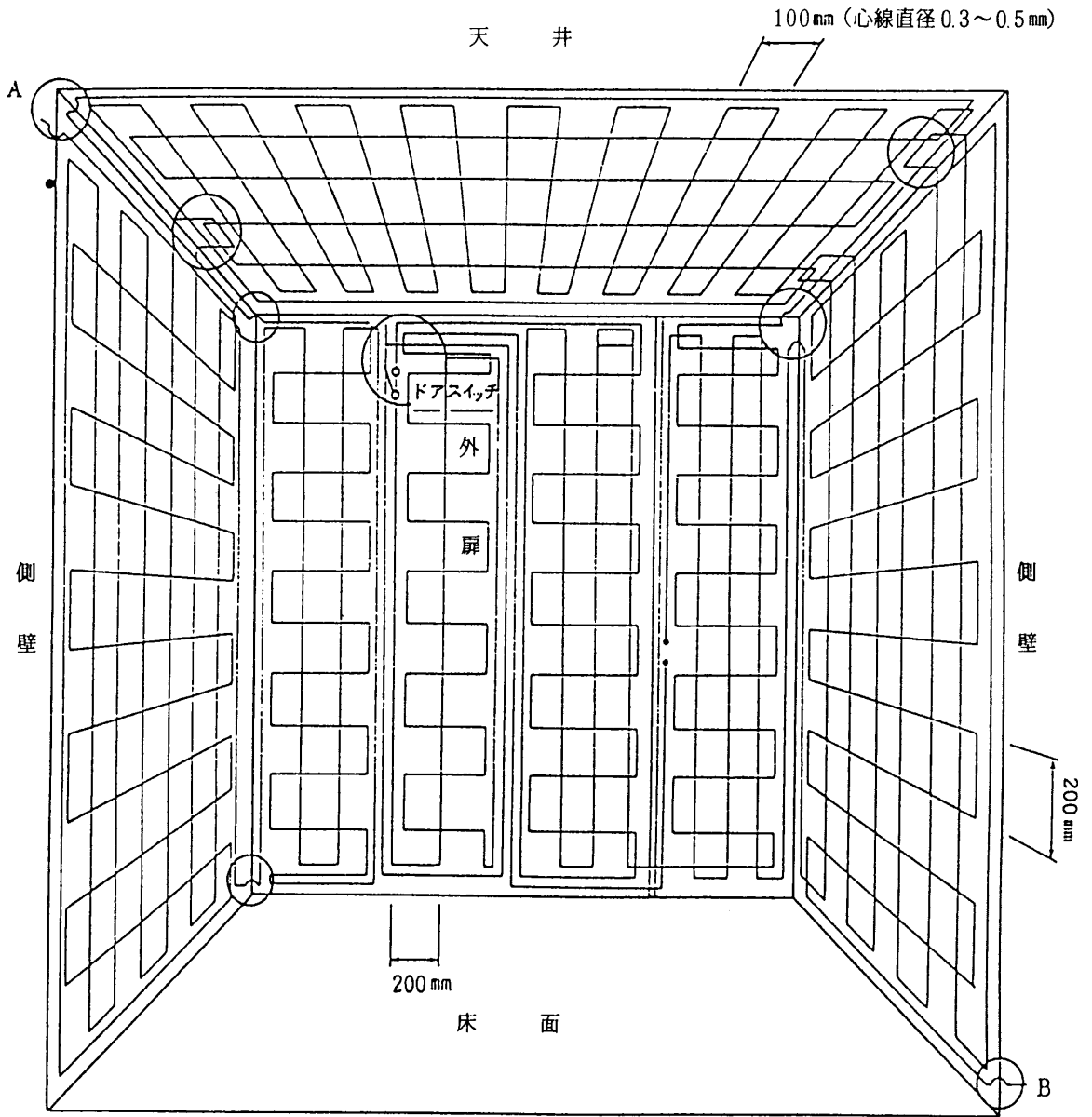
小 屋 組 伏 図 S = 1/40



火薬庫の外扉構造図（例）



警戒細線概略図 (例)



様式第1号

消防長等製造施設（火薬庫）設置同意書（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇市消防本部消防長 様

申請者住所 〇〇市〇〇町〇〇番地  
及び氏名 〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇

㊦

次の製造施設（火薬庫）を設置したいので、同意願います。

名 称	〇〇建設株式会社		
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地	電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
職 業	建設業		
代表者住所及び氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇		
製造施設（火薬庫）所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地		
製造施設（火薬庫）の種類及び棟数	地上式〇級火薬庫 〇棟		
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	爆薬 〇〇kg 電気雷管 〇〇個		

上記火薬庫の設置に同意する。

平成〇〇年〇月〇〇日

同意者 〇〇市消防本部  
消防長 〇〇〇〇

㊦

火薬庫設置承諾書（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

次のとおり火薬庫を私の所有地に設置することを承諾します。

（設置者）

〇〇建設株式会社 様

（土地所有者）

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇〇〇

㊟

次の火薬庫を設置したいので、同意願います。

火 薬 庫 設 置 者 住 所 及 び 氏 名	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇
火 薬 庫 の 種 類 及 び 棟 数	地上式〇級火薬庫 〇棟
火 薬 庫 設 置 場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
火 薬 設 置 目 的	〇〇工事のため
火 薬 庫 設 置 期 間	平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで
備 考	

別記様式第5号（第2条関係）

火薬類 ~~製造~~ 取扱 保安責任者等 ~~選任~~ 届 （記載例）  
~~解任~~

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

㊞

代表取締役 〇〇〇〇

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
<del>製造所又は火薬庫の所在地</del> <del>若しくは消費場所</del>	〇〇市〇〇町〇〇番地	
選（ <del>解</del> ）任年月日	平成〇〇年〇月〇〇日	
選（ <del>解</del> ）任者		
保安責任者	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名及び年令	〇〇〇〇 〇〇歳
	免 状	甲種 第〇〇号 石川 <del>都道府</del> 県知事 平成〇〇年〇月交付
代 理 者	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名及び年令	〇〇〇〇 〇〇歳
	免 状	甲種 第〇〇号 石川 <del>都道府</del> 県知事 平成〇〇年〇月交付
副 保 安 責 任 者	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名及び年令	〇〇〇〇 〇〇歳
	免 状	甲種 第〇〇号 石川 <del>都道府</del> 県知事 平成〇〇年〇月交付

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

様式第14(第41条、第42条関係)

×整理番号	
×受理日	年 月 日

完成検査申請書(記載例)

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 殿

(代表者) 氏 名 〇〇建設株式会社 ㊟  
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地(電話)	〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
許可年月日及び許可番号	平成〇〇年〇月〇〇日 石川県指令消第〇〇〇号
完 成 年 月 日	平成〇〇年〇月〇〇日

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 ( )内は該当する一機関名を記載すればよい。

4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

火薬類の出納に関する報告書（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

㊟

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

火薬庫の名称： 地上式〇級火薬庫（平成〇〇年度分）

火 薬 類 の 種 類	前 年 度 繰 越 高	庫 入 量	庫 出 量	現 在 高	備 考
爆 薬	〇〇kg	〇〇kg	〇〇kg	〇〇kg	
電気雷管	〇〇個	〇〇個	〇〇個	〇〇個	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 前年度繰越高、庫入量、庫出量及び現在高欄には、単位を付すること。

3 報告者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

様式第17号

火薬類出納明細簿（記載例）

（火薬類の種類 ○○ の部、単位 ○ ）

平成○○年度分（平成○○年4月1日～平成○○年3月31日）

月	繰越高	庫入数量	庫出数量	現在高	備考（主要納入先等）
4月	○○	○○	○○	○○	○○市○○町○○番地 株式会社○○銃砲火薬店
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計		○○	○○		



製造施設（火薬庫）定期自主検査計画（~~変更~~）届（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

④

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	〇〇建設株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地 （〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
<del>製造所</del> 又は火薬庫の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇番地	
<del>製造施設</del> 又は火薬庫の 種 類 及 び 棟 数	地上式〇級火薬庫 〇棟	
検査予定年月日	第1回	平成〇〇年〇月〇〇日
	第2回	平成〇〇年〇月〇〇日
検査指揮監督者	〇〇〇〇	
変 更 内 容	変更前	
	変更後	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 変更内容欄は、変更の届出の場合に記入する。

3 届出者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

定期自主検査終了報告書（記載例）  
（平成〇〇年 第〇回）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

㊤

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

名 称	〇〇〇〇
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
<del>製造所又は</del> 火薬庫の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇番地
<del>製造施設又は</del> 火薬庫の 種 類 及 び 棟 数	地上式〇級火薬庫 〇棟
検 査 実 施 期 日	平成〇〇年〇月〇〇日
検 査 結 果	別紙のとおり
検 査 指 揮 監 督 者	〇〇〇〇
補 正 又 は 補 修 し た 事 項	別添火薬庫定期自主検査結果表のとおり

添付書類 検査結果及び補正又は補修した事項の概要を記載した書面

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 報告者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

火薬庫定期自主検査結果表  
(地上式一級火薬庫の場合 記載例)

項目	内 容	区 分	結 果	
保 安 距 離	第1種、第2種、第3種、第4種保安物件までそれぞれ規定以上の保安距離が確保されていること。	①②③煙	Ⓐ・否	
	自家専用施設 第1種、第2種、第3種、第4種保安物件までそれぞれ規定以上の保安距離が確保されていること。	①②③煙	Ⓐ・否	
位 置	湿地を避ける位置に設置されていること。	①②煙	Ⓐ・否	
構 造	地上式一級火薬庫の場合は次の構造であること。 平屋建であり、鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造、石造 煙火火薬庫の場合は次の構造であること。 平屋建であり、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造	①	Ⓐ・否	
基 礎	基礎は堅ろう高位であり、排水は良好であること。	①煙	Ⓐ・否	
壁	地上式一級火薬庫の場合は次の構造であること。 鉄筋コンクリート造－厚さ15cm以上 煉瓦造・コンクリートブロック造・石造－20cm以上	①	Ⓐ・否	
	地上式二級火薬庫の場合は次の構造であること。 鉄筋コンクリート造－厚さ10cm以上 コンクリートブロック造－厚さ12cm以上 鉄板製－厚さ2mm以上 溶接（内面ボルト締め）	②	<del>Ⓐ</del> ・否	
	地上式三級火薬庫の場合は次の構造であること。 前面は厚さ10cm以下の無筋コンクリート造 その他は厚さ20cm以下の鉄筋コンクリート造又は厚さ30cm以下の補強コンクリートブロック造	③	<del>Ⓐ</del> ・否	
	煙火火薬庫の場合は次の構造であること。 鉄筋コンクリート造－厚さ10cm以上 補強コンクリートブロック造－厚さ20cm以上	煙	<del>Ⓐ</del> ・否	
火薬又は爆薬と 火工品を同室に 貯蔵する場合	床下は基礎と一体であり、厚さ10cm以上のコンクリート打ちであること。	③	<del>Ⓐ</del> ・否	
	隔壁は、厚さ30cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ40cm以上の補強コンクリートブロック造であり、床下コンクリート又は基礎と一体となっていること。	③	<del>Ⓐ</del> ・否	
入 口	保安物件に対し危険の恐れのない方向に設け、注水設備を設けること。	③	<del>Ⓐ</del> ・否	
扉	外 扉	アングル（40×40×5mm以上）補強されていること。	①②③	Ⓐ・否
		鉄板戸は厚さは3mm以上であること。	①②③	Ⓐ・否
		扉と鉄枠（又は両開戸）の隙間は5mm以下であること。	①②③	Ⓐ・否
		鉄枠に15mm以上、覆いかぶさる構造（目かくし）であること。	①②③	Ⓐ・否
		耐火扉で厚さ3mm以上の鉄板とし、適当に補強されていること。	煙	<del>Ⓐ</del> ・否
	内 扉	木製の板戸であり、錠を取り付けていること。	①②③	Ⓐ・否
		錠を取り付けていること。	煙	<del>Ⓐ</del> ・否
	蝶 番	角蝶番は長さ15cm以上であり、3箇所以上に設置されていること。	①②③	Ⓐ・否
		取付ビス頭は外面に出ず（又は電気溶接）であること。	①②③	Ⓐ・否
		真棒は容易に抜けないこと。	①②③	Ⓐ・否
	ロ ッ ド 棒	上下2箇所（1箇所2本以上）にあり、電気溶接等で取り付けてあること。	①②③	Ⓐ・否
		径13mm以上の炭素鋼であり、受け孔に15mm以上はめ込む構造であること。	①②③	Ⓐ・否
	施 錠	南京錠、えび錠以外のものであること。（シリンダー錠、レバータンブラー錠等）	①②③	Ⓐ・否
		デッドボルトは受け座に1cm以上はめ込む構造であること。	①②③	Ⓐ・否
		鍵座、シリンダーは扉の外面に突出（又は鉄製リングで補強）しない構造であること。	①②③	Ⓐ・否
		取付ボルトは扉の外面に突出していないこと。（又は溶接）	①②③	Ⓐ・否
両開戸の上げ落としのはめ込みが15mm以上（出端は16mm以上の蝶番）であること。		①②③	Ⓐ・否	
扉 枠 の 固 定	錠を取り付けていること。	煙	<del>Ⓐ</del> ・否	
	壁体の鉄筋に電気溶接等で溶接し、コンクリートで固定されていること。	①②③	Ⓐ・否	

項目	内 容	区 分	結 果
窓	地盤面上1.7m以上の高さに設置されており、10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめ込まれた構造のものであり、内側不透明ガラス引戸、外側防火戸（外部から容易に開閉できない）が設置されていること。	①②③	⊙・否
床	地盤面上30cm以上の高さであること。	①③	⊙・否
床下通気孔	3個以上設置してあり、金網張であること。通気孔の幅が20cm以上の場合には5cm間隔に、直径1cm以上の鉄棒をはめ込まれている構造であること。	①③	⊙・否
内 面	内面は板張であり、床には鉄類を表さないこと。	①②③煙	⊙・否
床 下 通 気 孔	2個以上設置しており、金網張であること。通気孔の幅が20cm以上の場合には5cm間隔に、直径1cm以上の鉄棒をはめ込まれている構造であること。	煙	<del>適</del> ・否
換 気 孔	天井に1個以上、両妻に各1個以上設置されており、金網張であること。	①③煙	⊙・否
暖 房 設 備	温水暖房であること。	①②③煙	⊙・否
照 明 設 備	防爆式電灯、配線は金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブル工事により施工されており、自動しゃ断器、開閉器が庫外に設置されていること。	①②③煙	⊙・否
小 屋 組	地上式一級、三級、煙火火薬庫の場合一木造であること。	①③煙	⊙・否
	地上式二級火薬庫の場合一木造又は軽量飛散となる材料	②	<del>適</del> ・否
屋 根 外 面	屋根は金属板・スレート板・瓦であり、盗難・火災を防ぐ構造であること。	①②煙	⊙・否
	鉄鋼セメントモルタル等耐火性の軽量飛散物となる材料であり、盗難を防ぐ構造であること。	③	<del>適</del> ・否
装 避 雷 設 置 抵 抗	型式避雷針・架空地線であること。	①煙	⊙・否
	構造 突針（架空線）から45度以内の角度で保護されていること。	①煙	⊙・否
	設置抵抗 10オーム以下（銅線4条以上等の場合適用外）であること。	①煙	⊙・否
避 雷 装 置	できるだけ設置し、設置抵抗は10オーム以下であること。	②	<del>適</del> ・否
土 堤 又 は 簡 易 土 堤	堤脚から火薬庫外壁までは1m以上あること。	①②③煙	⊙・否
	切通出入口は土堤頂上線と交差していること。	①②③煙	⊙・否
	トンネル入口はトンネル壁線と交差していること。	①②③煙	⊙・否
	2棟以上隣接の場合は中間土堤に通路は設けていないこと。	①②③煙	⊙・否
土 堤	土堤勾配は45度以下であること。	①②③煙	⊙・否
	土堤高さは屋頂の高さ以上であること。（火薬庫の高さ1.5m未満ならば最低1.5m以上）	①②③煙	⊙・否
	頂部の厚さは1m以上あること。	①②③煙	⊙・否
	堤脚土留は土堤の高さの1/3以下であること。（爆薬1 t 以上の場合は内面の土留は軽量飛散物使用）	①②③煙	⊙・否
	土堤面はできるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆されていること。	①②③煙	⊙・否
簡 易 土 堤	土堤勾配は75度以下であること。	③煙	<del>適</del> ・否
	土堤の高さは屋頂の高さ以上であること。（火薬庫の高さ1.5m未満ならば最低1.5m以上）	③煙	<del>適</del> ・否
	頂部の厚さは60cm以上であること。	③煙	<del>適</del> ・否
	十分な強度の側壁板、支柱を堅固に土留めし、材料は軽量飛散となるものを使用すること。	③煙	<del>適</del> ・否
	頂部は板で覆い雨水の浸入がないこと。	③煙	<del>適</del> ・否
防 爆 壁	壁脚から火薬庫外壁まで2m以上あり、基礎は堅ろうであること。	煙	<del>適</del> ・否
	構造は厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ20cm以上の補強コンクリートブロック造であること。	煙	<del>適</del> ・否
	高さは、火薬庫の軒高以上であること。	煙	<del>適</del> ・否
	出入口の外側には更に防爆壁を設けること。	煙	<del>適</del> ・否
火薬庫相互間の距離	土堤を設けない場合、15m以上の距離を取ることに。	②	<del>適</del> ・否
防 火 ・ 警 戒 設 備	幅2m以上の防火空地があり、貯水槽（ドラム缶）、バケツ、警戒札（火気厳禁、立入禁止等）、境界柵（有刺鉄線等）が設置されていること。	①②煙	適・⊙
盗 難 防 止 措 置	外部はできるだけ夜間点灯し、天井裏又は屋根に金網張（線径4mm以上、網目5cm以下）されていること。	①②③	⊙・否

項目	内 容	区 分	結 果	
警 鳴 装 置	装 置 の 位 置	警報部は管理人常駐場所に設置されていること。	①②③	Ⓐ・否
	本 体 収 納 設 備	鉄製(1mm以上)の堅固な収納設備であり、雨・虫等が入りにくい構造であること。施錠は南京錠、えび錠を除くものであること。	①②③	Ⓐ・否
	警 報 器	警報音は警報器から1mの距離で80ホーン以上であること。	①②③	Ⓐ・否
	回 路	庫内電流は10mA以下であること。	①②③	Ⓐ・否
		回路線を切断したとき装置が作動すること。	①②③	Ⓐ・否
		扉スイッチ等は確実に作動すること。	①②③	Ⓐ・否
		作動テスト装置があること。	①②③	Ⓐ・否
		異常電流に対する保安装置があること。	①②③	Ⓐ・否
警 戒 細 線	天井、側壁、扉内面に20cm以下の間隔で固定されていること。	①②③	Ⓐ・否	
電 源	電圧の消耗状況を示すメーターがあること。	①②③	Ⓐ・否	
改 善 又 は 補 修 す べ き 事 項	防火用に設置してあるドラム缶の腐食がひどく、数カ所穴が空いている。			
上 記 改 善 等 の 必 要 事 項 対 して 取 っ た 措 置	(対応年月日) 平成〇〇年〇月〇〇日  (対応内容) 現在のものを撤去して、新しいドラム缶を設置し、水を張った。(別添の写真参照)			

(注) 「区分」欄の①とは地上式一級火薬庫、②とは地上式二級火薬庫、③とは地上式三級火薬庫、「煙」とは煙火火薬庫をいい、該当する火薬庫は、左記の項目について検査しなければならない。

火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

④

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	〇〇建設株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
職 業	建設業	
許可年月日及び許可番号	昭和〇〇年〇月〇〇日 石川県指令消第〇〇〇号	
火 薬 庫 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇番地	
変 更 事 項	付近の状況、保安距離	
変 更 内 容	変 更 前	第三種保安物件 付近になし
	変 更 後	第三種保安物件 家屋 保安距離 180m
変 更 年 月 日	平成〇〇年〇月〇〇日	
変 更 理 由	火薬庫付近での民家新築のため	

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

㊟

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	〇〇建設株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
職 業	建設業	
許可年月日及び許可番号	平成〇〇年〇月〇〇日 石川県指令消第〇〇〇号	
火 薬 庫 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇番地	
変 更 事 項	事務所所在地	
変 更 内 容	変 更 前	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
	変 更 後	〇〇郡〇〇町〇〇番地
変 更 年 月 日	平成〇〇年〇月〇〇日	
変 更 理 由	事務所所在地変更のため	

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 報告者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

様式第5（第8条、第14条関係）

×整理番号	
×受理日	年 月 日

{
~~火薬類製造施設~~  
火 薬 庫
}
 軽微変更届（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 殿

（代表者）氏 名 〇〇建設株式会社 ㊟  
 代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
<span style="font-size: 1.5em;">{</span> <span style="margin-left: 0.5em;">製造所</span> <span style="margin-left: 0.5em;">火薬庫</span> <span style="font-size: 1.5em;">}</span> 所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
変 更 の 内 容	警戒細線の張替え

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。



様式第 8 (第 14 条の 2 関係)

× 整理番号	
× 受理日	年 月 日

火薬庫承継届 (記載例)

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 殿

(代表者) 氏名 〇〇建設株式会社 ㊤  
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地 (電話)	〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
職 業	建設業
(代表者) 住所氏名 (年齢)	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 (〇〇才)
火薬庫所在地 (電話)	〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
火薬庫の種類及び棟数	地上式〇級火薬庫 〇棟
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	爆薬 〇〇kg
前所有者又は前占有者の住所氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇
承 継 の 理 由	譲渡のため
承 継 の 期 日	平成〇〇年〇月〇〇日
備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。  
3 2 級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

~~特定施設~~  
火薬庫 休止届（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

㊟

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
<del>特定施設</del> （火薬庫）所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地
<del>特定施設</del> （火薬庫）の 種類及び棟数	地上式〇級火薬庫 〇棟
許可年月日及び許可番号	平成〇〇年〇月〇〇日 石川県指令消第〇〇号
休 止 期 間	平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで
休 止 理 由	上記の期間、火薬類を使用しないため
備 考	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 二級火薬庫にあっては、備考欄に設置許可の有効期限を記載する。

3 届出者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

火薬庫用途廃止届（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
火薬庫所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地
火薬庫の種類及び棟数	地上式〇級火薬庫 〇棟
設置許可年月日 及び許可番号	平成〇〇年〇月〇〇日 石川県指令消第〇〇号
廃止年月日	平成〇〇年〇月〇〇日
廃止理由	火薬類を使用しなくなったため

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

### 13 火薬庫外貯蔵場所の指示申請について

- (1) 法第 11 条第 1 項ただし書の規定により火薬類を火薬庫以外に貯蔵する場合は、火薬庫外貯蔵場所指示申請書（様式 P 150）を提出し、指示を受けなければならない。
- (2) 申請書には次の書類を添えて提出すること。
  - ア 貯蔵場所の位置図  
25,000 分の 1 程度の地図に貯蔵場所を朱書きすること。
  - イ 貯蔵場所附近の見取図  
貯蔵場所から概ね 500m 以内の地形とその中の状況を詳細に記載すること。
  - ウ 貯蔵建物又は貯蔵設備の構造図及び仕様書
  - エ 貯蔵建物又は貯蔵設備の写真
  - オ 自動警報装置の点検表
- (3) 火薬庫外貯蔵場所として指示申請できる期間は 2 年間が限度で、土木建設工事等の施工の場合は、その施工期間とする。
- (4) 土木建設工事等における火薬庫外貯蔵場所の設置については次の点に留意すること。
  - ア 指示申請は基本的に建設工事等の火薬類譲受・消費許可申請と同時に行ってもらうが、新しく設置する庫外貯蔵庫については、警報装置の検査等を行うため、事前の申請となる。
  - イ 設置場所は、家屋、県道、人の集合する場所から離れた保安上安全な場所とすること。
  - ウ 自動警報装置は当該火薬庫外貯蔵場所と管理場所（常駐者宅）の距離が 40m 以内であって、装置が作動した場合に管理場所で警報を感知することが可能な場合は、警報装置、それ以外の場合は警鳴装置を設置すること。

(参考)

- 1 省令第 15 表中の「その他事業」には、映画作製事業が含まれる。
- 2 省令第 16 条第 4 号口の「容易に持ち運びできない」とは、通常一人で持ち運びできないことをいうが、一人で持ち運びできるものであっても、床、壁等に固定されている場合は認める。
- 3 省令第 16 条第 5 号の「堅固な設備」とは、木製であっても堅ろうな構造を有するものであればよい。

火薬庫外貯蔵場所指示申請書

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地 （〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
職 業	建設業
貯蔵火薬類の種類 及び最大貯蔵量	建設用びょう打ち銃用空包 4,000 個
貯 蔵 期 間	平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで
貯 蔵 場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
貯 蔵 目 的	〇〇工事のため

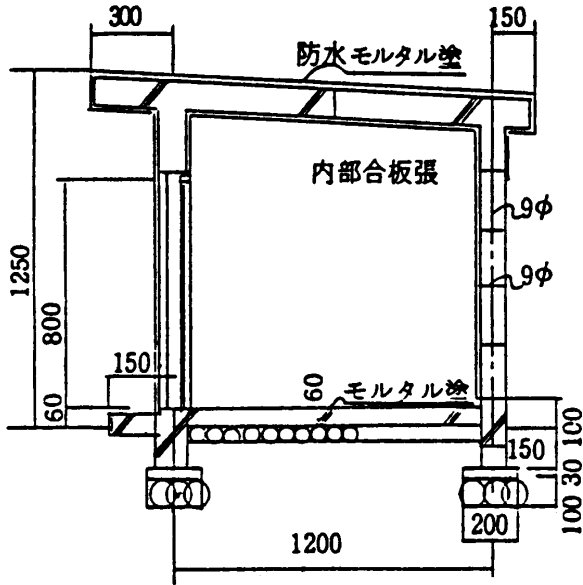
- 添付書類 1 貯蔵場所付近の位置図及び見取図  
 2 貯蔵場所の平面図、立面図及び仕様書〔構造図〕  
 3 貯蔵建築物又は貯蔵設備の構造明細書  
 4 貯蔵建築物又は貯蔵設備の写真  
 5 自動警報装置の点検表

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

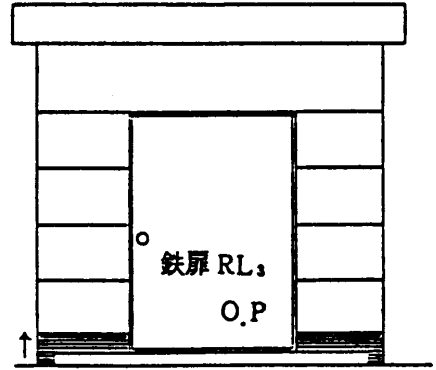
- 2 申請者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

火薬庫外貯蔵場所図面（例）

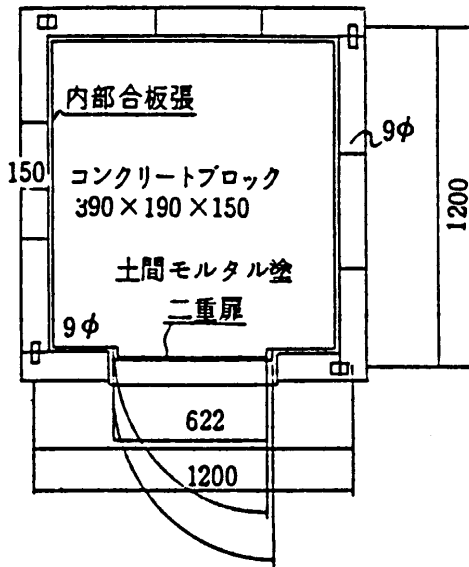
1 : 20



断面図



立面図



平面図

## 第4章 譲受と消費

### 1 一般火薬類（爆薬、電気雷管等）に係る火薬類譲受・消費について

- (1) 火薬類を譲り受け又は消費しようとする者は、火薬類譲受・消費許可申請書（譲受・消費の場合は様式P126、譲受のみの場合はP119、消費許可のみの場合はP124）を提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 火薬類譲受・消費許可申請書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
  - ア 申請代理人により申請する場合は、申請者の委任状（様式P160）を添付し、申請者名と申請代理人名を併記すること。この場合、申請代理人の印のみでよい。
  - イ 申請者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し、代表者印を押印すること。
  - ウ 建設共同企業体が行う場合は、その代表者となる法人が申請すること。
  - エ 「目的」には、「〇〇工事のため」、「岩石採取のため」等のように記載すること。
  - オ 「譲受期間」は1年を超えず、工事契約書等の契約期間内及び岩石採取の認可期間内であること。
  - カ 譲受及び消費期間は同一とし、上記オの期間とすること。
  - キ 「貯蔵又は保管場所」について、土地等の事情によりやむを得ず販売業者等に火薬類の保管を委託する場合は、保管委託契約書の写し又は保管承諾書（様式P165）の写しを添付すること。
  - ク 「消費に関する事項」の日時（期間）については、上記オのとおりとし、場所については、字、番地まで正確に記載すること。
- (3) 申請書には、次の書類を添付すること。
  - ア 火薬類消費計画書（様式P166）
    - (ア) 消費数量は、岩質、工法等によりあらかじめ必要数量を算出し記載すること。
    - (イ) 周囲の状況及び工事内容によって適正な発破計画を立てること。
    - (ウ) 消費計画中の「消費の方法」には、発破の方法、点火方法を記載すること。
    - (エ) 移動式の火薬類取扱所又は火工所を使用する場合には、消費計画書中にその旨を付記すること。
    - (オ) 警戒に当たる見張人の数が十分に足りていること。（人が入り得る場所には、見張人を配置すること。）
    - (カ) 消費時刻は、原則日中の明るい時間帯とし、夜間の場合は特に騒音等に配慮すること。
    - (キ) 防護措置及び周囲への警戒方法は十分であり、周囲に保安物件等がある場合には、十分な防護措置等を行うこと。
    - (ク) 危害予防のため、都道府県道、市町村道、林道等に通行止め等の措置を講じなければならない場合は、所轄の警察署へ届け出て道路使用許可証を取得すること。（許可を得た場合は、許可証の写しを添付すること。）また、その使用期間は許可申請期間以上であること。

無許可で交通規制をすることは認められない。

イ 火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届（様式P133）

火薬類取扱保安責任者の選任は、下記の表のとおりとする。ただし、昼夜作業を行う場合は、代理者及び副保安責任者の人数を複数とすること。

1カ月の火薬又は爆薬消費見込量	保安責任者	(保安責任者の) 代理者	副保安責任者
25 kg以上 50 kg未満	甲種又は乙種 1名	甲種又は乙種 1名	(火工所1箇所につき) 甲種又は乙種 1名
50 kg以上 1 t 未満			
1 t 以上	甲種 1名		

(注) 表中「甲種」とは、甲種火薬類取扱保安責任者免状所有者をいう。

「乙種」とは、乙種火薬類取扱保安責任者免状所有者をいう。

(参考1) 砕石や消費期間が1年以上の工事等に係る火薬類譲受・消費許可の申請においては、前回の許可期間が満了し、継続的な形で申請する場合で消費場所に変更がなければ、前回の許可申請時に届け出た火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届の写し（消防防災課及び県事務所の受付印を押印したもの。）を添付することで足りる。

(参考2) 工事完了に伴い火薬類の消費が終了した場合の火薬類取扱保安責任者等の解任は必要ないが、許可期間内に火薬類取扱保安責任者等に変更があった場合の選任・解任の届出は必要である。

ウ 火薬類取扱従事者名簿（雇用証明書）（様式P167）

(ア) 名簿に記載する者は、申請者及び申請者と雇用関係であること。

(イ) 火薬類を取り扱う者は、運搬、見張り等の補助作業であっても、すべて記載すること。

(ロ) 担当職務については、該当するものすべてに○を記入すること。

(ハ) 火薬類保安手帳制度及び火薬類取扱従事者制度の実施に伴い、有資格者（火薬類取扱保安責任者及び発破技士免許所有者）はもとより、無資格者であっても、それぞれの手帳を所有していないと火薬類を取り扱う作業ができない。当該制度に基づく保安講習を受講せず失効した手帳所持者の従事は認められない。

(ニ) 他社からの出向者が従事する場合、出向証明書（様式P169）を添付すること。（その出向期間は許可申請期間以上であること。）

(ホ) 従事者は、発破技士免許所有者と無資格者の補助従事者とに区分され、次表のとおり作業区分があります。なお、表中の○は作業可、×は作業不可を示す。



作業の内容	従事者手帳の種類	
	青色カバー (発破技士免許所有者)	黄色カバー (無資格の補助従事者)
1 火薬類の運搬	○	○
2 せん孔	○	×
3 火薬類の検査	○	○
4 親ダイの作製 (解体を含む)	○	×
5 装てん	○	×
6 装てん補助	○	○
7 結線	○	×
8 結線補助	○	○
9 点火	○	×
10 発破後の点検 (不発残留薬の点検を含む)	○	×
11 不発の処理業務	○	×
12 不発残留薬の回収発破の装薬	○	×
13 見張り (危険区域の警戒、火薬類取扱所、火工所)	○	○
14 出納責任者 (火薬庫、火薬庫外貯蔵場所、火薬類取扱所、火工所)	○	○
15 親ダイ火工責任者	○	×
16 発破作業指揮者	○	×
17 発破作業記録者	○	○

エ 火薬類取扱保安責任者等の選任状況 (様式 P 168)

原則、2以上の消費現場を兼務することはできない。

オ 保安管理組織図 (様式 P 170)

カ 工事証明書

(ア) 工事請負契約書の写し又は岩石採取の認可証等

(イ) 申請者が元請業者ではなく、下請業者の場合は、(ア)及び元請業者と下請業者の契約関係を証する書面を添付すること。

キ 消費場所の位置図

25,000分の1程度の図面とし、消費場所がわかるようにすること。

ク 消費場所附近の見取図

消費場所から概ね500m以内の地形と、その中の状況(建物の名称。管理道路の名称。)を詳細に記載した図面とすること。特に保安物件についてはその種類ごとに漏れなく記載し、消費場所との距離を明記すること。

ケ 火薬類取扱所又は火工所の構造図、仕様書及び写真

(ア) 火薬類取扱所は、1つの消費場所に1箇所とすること。ただし、1日の消費見込量が火薬又は爆薬25kg以下、工業雷管及び電気雷管250個以下、導爆線500m以下の消費場所にあっては設置しなくてもよい。

(イ) 火工所は、火薬類取扱所を設けない場合は1つの消費場所に1箇所とするが、火薬

類取扱所を設置した場合は、必要に応じて複数設置することができる。

- (ウ) 火薬類取扱所と火工所の相互間の距離は、10m 以上とすること。
- (エ) 仕様書は法律及び規則に定められているすべての技術上の基準を満たしていることが確認できる内容のものとする。 (参考 1,2 参照)
- (オ) 写真は、全体のもの（柵が入る程度）及び内部の状況が分かるもの（取扱心得、必要法規の掲示、内面の板張りの状況等が確認できる程度）の 2 枚とする。ただし、消火用の設備、警戒札、境界内の堆積物の有無が確認できない場合は、確認できる写真を貼付すること。

また、写真から境界内の雑草が繁茂していたり、可燃性の堆積物が確認できれば、改善の指導を行う場合がある。

(4) 書類の提出先及び提出部数

県事務所又は環境安全部消防防災課 1 部

(参考)

1 火薬類取扱所の技術上の基準

根拠法令	項目	基準		
第52条	第1項	設置の有無	一日の火薬消費見込量が次の数量を超える場合は設置しなければならない。 ①火薬又は爆薬 25 kg ②工業雷管、導火管付き雷管 250 個 ③導爆線 500m ④制御発破用コード 100m	
	第2項	取扱所の数	一つの消費場所に、一箇所(のみ)であること。	
	第3項	第1号	位置	設置位置は以下の場所に対し、安全な場所であり、湿地を避けること。 ①通路 ②通路となる坑道 ③動力線 ④火薬庫 ⑤火気を取扱う場所 ⑥人の出入りする場所
		第2号 (昭和49年3月2日通達158号)	構造	平屋建であり、構造は以下のいずれかであること。 ①鉄筋コンクリート造り(コンクリートの厚さ10 cm以上) ②コンクリートブロック造り(ブロックの厚さ12 cm以上) ③上記構造と同等以上に盗難、火災を防止できる構造のもの(以下のア～イ) ア 天井裏又は屋根裏には線径4mm以上、網目5 cm以下の金網を張り、かつ、金網は側面の壁に確実に緊結させる。 イ 側面の壁の外面には、厚さ2mm以上の鉄板を張り、つなぎ目は電気溶接、内面取付ボルト締めとする。 ウ 床の下面には盗難防止のため、厚さ2mm以上の鉄板を張ること。(側壁が地盤面まであり、基礎と一体になっている場合、この限りではない。) エ 扉の取付は、外側から取り外しができないように確実に取り付けること。 ※上記構造は、見張り人を常時配置しない場合。 ④見張り人を常時配置する場合は上記基準を適用せず、内面板張りの簡単な構造
	第3号 (昭和55年12月2日通達513号)	屋根	外面は以下のものとする。 ①金属板 ②スレート板 ③瓦 ④これら以外の不燃性物質のもの	
		内面	板張(床面12mm以上、床面以外5.5mm以上)りとし、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。	
	第4号	入口扉	以下の構造等を全て満たしていること。 ①外面に厚さ2mm以上の鉄板を張ったもの ②盗難防止のため、錠等(南京錠、えび錠以外)を設ける	
	第5号	暖房設備	温水、蒸気、熱気以外の設備は使用しないこと	
	第6号	照明設備	以下の構造等を全て満たしていること。 ①建物内と完全に隔離されている電燈 ②建物内に電導線を表さない	
			ただし、以下の場合はこの限りではない ①安全な装置を施した定着電燈使用 ②配線は金属管工事、キャブタイヤーケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル工事により、かつ、自動遮断器、亜他は開閉器を建物外に設置するとき	
	第7号	警戒札	「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等の警戒札を設けること。	
		境界柵	取扱所の周囲には、適当な境界柵をもうけること。	
	第8号	心得等の掲示	取扱所内の見やすい所に取扱上、必要な法規、心得を掲示すること。	
第9号	周囲の堆積物	境界内には、爆発、発火、燃焼しやすいものは堆積しないこと。		
第10号	定員等	定員を定め、定員内の作業員、特に必要があるもの以外は立ち入らないこと。		
第11号	存置数量	一日の消費見込数量以下であること。		
第12号	帳簿	帳簿を備え、責任者を定め、受け払い、消費残数量を記録すること。		
第13号	整理整頓	内部は、整理整頓し、作業に必要なもの以外は置かないこと。		
(昭和55年12月2日通達513号)	消火用具	貯水槽、バケツ等の消火用具を常備すること。		

## 2 火工所の技術上の基準

根拠法令	項目	基準	
第52条の2	第1項	設置の有無 以下の作業をする場合は設置。 ①薬包に工業雷管、電気雷管、導火管付き雷管を取り付ける作業 ②それらの取扱作業	
	第2項	火工所の数 一つの消費場所について一箇所以上。	
第52条の3	第5号	暖房設備 温水、蒸気、熱気以外の設備は使用しないこと。	
	第8号	心得等の掲示 火工所内の見やすい所に取扱いに必要な法規、心得を掲示すること。	
	第9号	周囲の堆積物 境界内には、爆発、発火、燃焼しやすいものは堆積しないこと。	
	第10号	定員等 定員を定め、定員内の作業員、特に必要があるもの以外は立ち入らないこと。	
	第12号	帳簿 帳簿を備え、責任者を定め、受け払い、消費残数量を記録すること。	
	第13号	整理整頓 内部は、整理整頓し、作業に必要なもの以外は置かないこと。	
第52条の2	第3項	第1号	位置 設置位置は以下の場所に対し安全な場所であり、湿地をさけること。 ①通路 ②通路となる坑道 ③動力線 ④火薬庫 ⑤火気を取扱う場所 ⑥人の出入りする建物
		第2号	構造等 建物を設ける場合 ①適当な喚起の措置をすること ②床面にはできるだけ鉄類を表さないこと 建物以外の場合 ①直射日光、雨露を防ぎ得る構造、且つ安全に作業(地盤面が平ら、作業机等)ができること
	第3号	見張人 火工所内に火薬類を存置する場合は、常時、見張人を配置すること。	
	第4号	照明設備 以下の構造等を全て満たしていること。 ①建物内と完全に隔離されている電燈 ②建物内に電導線を表さない ただし、以下の場合はこの限りではない。 ①安全な装置を施した定着電燈使用 ②配線は金属管工事、キャブタイヤーケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル工事により、かつ、自動遮断器、亜他は開閉器を建物外に設置するとき	
	第5号	警戒札 「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等の警戒札を設けること。	
		境界柵 周囲には、適当な柵をもうけること。	
	第6号	作業について 火工所以外では、薬包に工業雷管、電気雷管、導火管付き雷管の取り付け作業を行わないこと。	
	第7号	持込制限 薬包に工業雷管、電気雷管、導火管付雷管の取付に必要な火薬類以外は持ち込まないこと。(ただし、火薬類取扱所を設けない場合はこの限りではない)	

## 2 コンクリート破碎器の譲受・消費について

- (1) コンクリート破碎器を譲り受け、消費しようとする者は、火薬類譲受・消費許可申請書(譲受・消費の場合は様式P126、譲受のみの場合はP119)を提出し、許可を受けなければならない。

ただし、建築若しくは建設の工事、土木工事又は工業の用に供するために消費する場合で、消費量が同一の消費地において1日につき50個以下の場合、無許可で消費することができ、火薬類譲受許可申請のみでよい。

- (2) 申請書には次の書類を添付しなければならない。

- ア 火薬類消費計画書(様式P166)
- イ 火薬類取扱従事者名簿(様式P167)
- ウ 保安管理組織図(様式P170)

- エ 工事請負契約書の写し
- オ コンクリート破砕器作業主任者技能講習修了証の写し
- カ 消費場所附近の見取図

(3) 書類の提出先又は提出部数

県事務所又は環境安全部消防防災課 1部

(参考)

- 1 1日のコンクリート破砕器の消費見込量が150個を超える場合は、火工所を設けなければならない。
- 2 コンクリート破砕器の貯蔵数量が1,000個を超え、4,000個以下ならば、火薬庫以外に貯蔵することができる。その場合は別に火薬類庫外貯蔵場所指示申請を行わなければならない。(1,000個以下ならば、ロッカー、金庫等で施錠できるものに貯蔵することができる。)

### 3 建設用びょう打ち銃用空包の譲受、消費について

- (1) 建設用びょう打ち銃用空包を消費しようとする者は、火薬類譲受・消費許可申請書（譲受・消費の場合は様式P126、譲受のみの場合はP119）を提出し、許可を受けなければならない。

ただし、建築若しくは建設の工事、土木工事又は工業の用に供するために消費する場合で、消費量が同一の消費地において1日につき200個以下（その原料をなす火薬又は爆薬0.4g以下の場合は400個以下）の場合は、無許可で消費することができ、火薬類譲受許可申請のみでよい。

- (2) 申請書には次の書類を添付しなければならない。

- ア 建設用びょう打ち銃用空包消費計画書（様式P171）
- イ 銃砲所持許可証及び人命救助等に従事する者届出済証明書の写し
- ウ 消費場所附近の見取図
- エ 建設用びょう打ち銃及び空包の保管場所
- オ 工事請負契約書、注文書等の写し

(3) 書類の提出先又は提出部数

県事務所又は環境安全部消防防災課 1部

(参考)

#### 建設用びょう打ち銃用空包の貯蔵区分

空包 1 個当たり の薬量	貯 蔵 数 量	貯 蔵 可 能 な 場 所
0.4g 超える場合	2,000 個まで	・知事が指示する安全な場所以外の安全な場所 ・知事が指示する安全な場所 ・火薬庫
	2,000 個を超え 4,000 個まで	・知事が指示する安全な場所 ・火薬庫
	4,000 個を超える	・火薬庫
0.4g 以下の場合	4,000 個まで	・知事が指示する安全な場所以外の安全な場所 ・知事が指示する安全な場所 ・火薬庫
	4,000 個を超え 8,000 個まで	・知事が指示する安全な場所 ・火薬庫
	8,000 個を超える	・火薬庫

※1 空包の原料をなす火薬又は爆薬が 0.4g 以下の場合、空包 2 個を 1 個として換算するため、上表の貯蔵量となる。

※2 「火薬庫」とは一級、二級、三級又は実包火薬庫をいう。

※3 「知事が指示する安全な場所」とは、P56 の「13 火薬庫外貯蔵場所の指示申請について」により知事から指示を受けた場所をいう。

※4 「知事が指示する安全な場所以外の安全な場所」とは、関係者以外が容易に立ち入ることができず、かつ周囲に燃えやすいものがなく、消火設備の整った場所に設置する施錠可能な金属製ロッカー等の堅固な収納設備をいう。

#### 4 火薬類譲受・消費許可証の返納について

火薬類の消費が完了した場合、又は許可期間が満了した等の場合は、政令第 2 条及び細則第 5 条に基づき、火薬類譲受許可証及び火薬類消費許可証（「火薬類消費高記載欄」に必要事項を記載）を県事務所又は消防防災課へ返納しなければならない。（P100「火薬類譲渡の許可について」参照。）

#### 5 火薬類の無許可譲受について

火薬類を譲り受けるときは、都道府県知事の許可を受けなければならないが、次に掲げる場合は譲受許可は不要である。

1	製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受けるとき。
2	販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受けるとき。
3	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条第 1 項の規定による鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者（許可を受けた者が同条第 8 項に規定する法人である場合にあっては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）であって装薬銃を使用するもの又は同法第 55 条第 1 項の規定による登録を受けた者が、鳥獣の捕獲（殺傷を含む。）をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。

4	鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を採掘する目的で 1 月につき火薬 13 kg 以下、無添加可塑性爆薬以外の爆薬 5 kg 以下、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管 200 個以下、導火線若しくは導爆線 400m 以下又は電気導火線 500 個以下を譲り受けるとき。
5	火薬類の輸入の許可を受けて、火薬類を譲り受けるとき。
6	法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。

(注 1) 4 により無許可で火薬類を譲り受けるときは、事前に県事務所又は消防防災課へ監督行政庁が発行する採掘の証明書を呈示すること。

(注 2) 火薬類を無許可で譲り受ける場合であっても、火薬類消費許可が不要であるとは限らない。

## 6 火薬類の無許可消費について

火薬類を消費しようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないが、次に掲げる場合は消費の許可は不要である。

消費目的（用途区分）	火 薬 類 の 種 類	消 費 数 量
学校、研究所、工場、鉱山等で理化学上の実験の用に供するため1回につき、右記により消費するとき。	火薬	5kg以下
	爆薬	2.5kg以下
	工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、火管又は導火管付き雷管	100個以下
	導爆線又は導火管	200m以下
射的練習の用に供するために、その練習者が1日につき実包又は空包を右記により消費するとき。	実包又は空包	400個以下
信号又は観賞の用に供するために同一の消費地において1日につき煙火を右記により消費するとき。	直径6cm以下の球状の打揚煙火	50個以下
	直径6cmを超え直径10cm以下の球状の打揚煙火	15個以下
	直径10cmを超え直径14cm以下の球状の打揚煙火	10個以下
	200個以下の焰管を使用した仕掛煙火	1台
	ファイアークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であって火薬0.1g以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）	300個以下
	爆竹（点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が30本以下のものに限る。）であってその1本が火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火	300個以下
映画若しくは放送番組の製作、演劇、芸能の公演、スポーツの興行、博覧会等の効果の用に供するために同一の消費地において1日につき煙火（打揚煙火を除く。）を右記により消費するとき。	競技用紙雷管	無制限
	その原料をなす火薬又は爆薬15g以下の煙火	50個以下
	その原料をなす火薬又は爆薬15gを超え30g以下の煙火	30個以下
	その原料をなす火薬又は爆薬30gを超え50g以下の煙火	5個以下
防霜、防虫、消火演習、気象観測又は気密検査の用に供するための発煙筒を消費するとき。	発煙筒	無制限
	消火又は消火演習の用に供するために消火用煙火を消費するとき。	消火用煙火

動物の駆逐の用に供するために1日につき右記により火薬類を消費するとき。	空包	100個以下
	原料をなす火薬又は爆薬10g以下の煙火	200個以下
動物の捕獲の用に供するために薬液注入用薬包を消費するとき。	薬液注入用薬包	無制限
建築若しくは建設の工事、土木工事又は工業の用に供するため、同一の消費地において1日につき右記により消費するとき。	建設用びょう打ち銃用空包	200個以下（空包1個当たりの薬量が0.4g以下のものにあつては、400個以下）
	コンクリート破砕器	150個以下
	工業銃用実包	100個以下
	爆発びょう	500個以下
	爆発せん孔器	50個以下
	鉋さい破砕器	20個以下
医療の用に供するために爆薬11mg以下の体外衝撃波腎結石破砕機用圧力発生具を消費するとき。	その原料をなす爆薬11mg以下の体外衝撃波腎結石破砕機用圧力発生具	無制限
法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費するとき。		
非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費するとき。		

(注) 火薬類を無許可で消費する場合でもあつても、火薬類譲受許可が不要であるとは限らない。

## 7 火薬類消費許可申請書等の記載事項変更の届出について

- (1) 火薬類消費許可証の交付を受けた後、許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危害予防の方法を除く。）又は火薬類消費計画書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく火薬類消費許可申請書等記載事項変更届（様式P146）を提出しなければならない。

- (2) 書類の提出先又は提出書類

県事務所又は環境安全部消防防災課 1部

## 8 火薬類消費年報について

- (1) 1ヶ月に火薬又は爆薬を25kg以上を消費した者は、省令第56条の5の事項（消費した火薬類の種類及び数量並びに消費の年月日及び場所）を集計し、火薬類の消費に関する報告書（様式P147）及び火薬類消費明細簿（様式P182）により、年度終了後30日以内に消費地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- (2) 書類の提出先又は提出部数

県事務所又は環境安全部消防防災課 1部



様式第50（第90条の2関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 殿

（代表者）氏 名 〇〇建設株式会社 ㊞  
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地 （〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
職 業	建設業	
（代表者） （年 齢） 住所氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 （〇〇才）	
火薬類の種類及び数量	爆薬 〇〇kg 電気雷管 〇〇個	
目 的	〇〇工事のため	
譲受期間（1年を超えないこと。）	平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地 自社所有 地上式〇級火薬庫	
消 費 に 関 す る 事 項	場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	日 時 （ 期 間 ）	平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで 〇：〇〇から〇〇：〇〇まで
	危 険 予 防 の 方 法	別紙の消費計画書のとおり

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第50（第90条の2関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 殿

（代表者）氏 名 〇〇建設株式会社  
 代表取締役 〇〇〇〇  
 （申請代理人） 〇〇建設株式会社〇〇営業所 ㊤  
 営業所長〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
職 業	建設業	
（代表者） （年齢）住所氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇（〇〇才）	
火薬類の種類及び数量	爆薬 〇〇kg 電気雷管 〇〇個	
目 的	〇〇工事のため	
譲受期間（1年を超えないこと。）	平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日	
貯蔵又は保管場所	〇〇市〇〇町〇〇番地 自社所有 地上式〇級火薬庫	
消費 に 関 する 事 項	場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	日 時（期 間）	平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで 〇：〇〇から〇〇：〇〇まで
	危険予防の方法	別紙の消費計画書のとおり

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 ×印の欄は、記載しないこと。

火薬類消費計画書（記載例）

工 事 名		〇〇〇〇工事					
消 費 の 方 法	消 費 時 刻	〇 : 〇〇から〇〇 : 〇〇					
	取 扱 従 事 者 名 簿	別紙「火薬類取扱従事者名簿」のとおり					
	発 破 の 種 類	電気発破（※ 発破の方法、点火の方法を記載する。）					
	火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量 ( 月 別 )	種類 月別	爆薬 (kg)	電気雷管 (個)			
		〇 月	〇〇	〇〇			
		〇 月	〇〇	〇〇			
		〇 月	〇〇	〇〇			
		〇 月	〇〇	〇〇			
		月					
		月					
計		〇〇	〇〇				
1 日 の 最 大 消 費 量	爆薬 〇〇kg						
発 破 の 方 法 ( 範 囲 内 を 明 示 )	1 日 の 発 破 回 数		1 回 の 発 破 孔 数		1 発 破 孔 当 た り の 総 薬 量		
	普通	小割	普通	小割	普通	小割	
	〇回~〇回	—	〇個 ~〇〇個	—	〇kg ~〇〇kg	—	
危 害 予 防 の 方 法	警 戒 の 方 法	見張人 〇名、 <del>その他（ ）</del>					
	警 告 の 方 法	サイレン ・ 警告札 ・ <del>その他（ ）</del>					
	防 護 措 置	<del>曇 ・ ムシロ ・ 金網ネット</del> ・ その他（ 防爆ネット ）					
	交 通 制 限	④（別添許可証のとおり） ・ 無					
火薬類取扱所の有無		④ ・ 無					
火工所の有無		④ ・ 無					

（注）コンクリート破砕器の場合は、「発破」を「破碎」に読み替えて記載すること。



別記様式第5号（第2条関係）

~~製造~~ 選任  
 火薬類 取扱 保安責任者等 届（記載例）  
~~解任~~

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社  
 代表取締役 〇〇〇〇

㊟

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
<del>製造所又は火薬庫の所在地</del> <del>若しくは消費場所</del>	〇〇市〇〇町〇〇番地	
選 <del>（解）</del> 任年月日	平成〇〇年〇月〇〇日	
選 <del>（解）</del> 任者		
保安 責任 者	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名及び年令	〇〇〇〇 〇〇才
	免 状	甲種第〇〇号 石川 <del>都道府</del> 県知事 昭和〇〇年〇月〇〇日交付
代 理 者	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名及び年令	〇〇〇〇 〇〇才
	免 状	甲種第〇〇号 石川 <del>都道府</del> 県知事 昭和〇〇年〇月〇〇日交付
副 保 安 責 任 者	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名及び年令	〇〇〇〇 〇〇才
	免 状	乙種第〇〇号 石川 <del>都道府</del> 県知事 昭和〇〇年〇月〇〇日交付

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

火薬類取扱保安責任者等の選任状況（記載例）

区 分		保 安 責 任 者	代 理 者	副 保 安 責 任 者
工 事 場 所	〇〇工事	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
	〇〇工事	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
火 薬 庫 種 類	(〇級火薬庫) 自社所有	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	( 級火薬庫)			
	( 級火薬庫)			
<p>(記載要領) 申請者が、他の工事等で火薬類の許可を受けている場合は、その場所及び選任している保安責任者等の氏名を記入すること。</p>				

火薬類取扱従事者名簿〔雇用証明書〕（記載例）

氏名	資格		担当職務								備考	
	免状等の種類及び番号	手帳の種類及び番号	記帳場所	穿孔	装薬	発破	運搬	見張		親ダイ作成		
								火工所	警戒			
〇〇〇〇	甲種石川県 第〇〇〇号	保 〇〇 従	火薬類取扱所 火工所	〇	〇						〇	
〇〇〇〇	発破技士	保 従 〇〇	切羽			〇						〇〇建設 株式会社
〇〇〇〇	乙種石川県 第〇〇〇号	保 〇〇 従					〇		〇			
〇〇〇〇	従事者	保 従 〇〇					〇		〇			
〇〇〇〇	従事者	保 従 〇〇							〇			
		保 従										
		保 従										
		保 従										

※ 出向者が従事する場合は、備考欄に出向元を記載すること。

上記の者は、当社の火薬類取扱従事者であることを証明する。

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

証明者住所 〇〇市〇〇町〇〇番地  
及び氏名 〇〇建設株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇



出 向 証 明 書 (記載例)

下記の者に対し、平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで、  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事における火薬類取扱作業に従事するため、  
〇〇建設株式会社へ出向させることを証明する。

記

〇   〇   〇   〇  
〇   〇   〇   〇

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

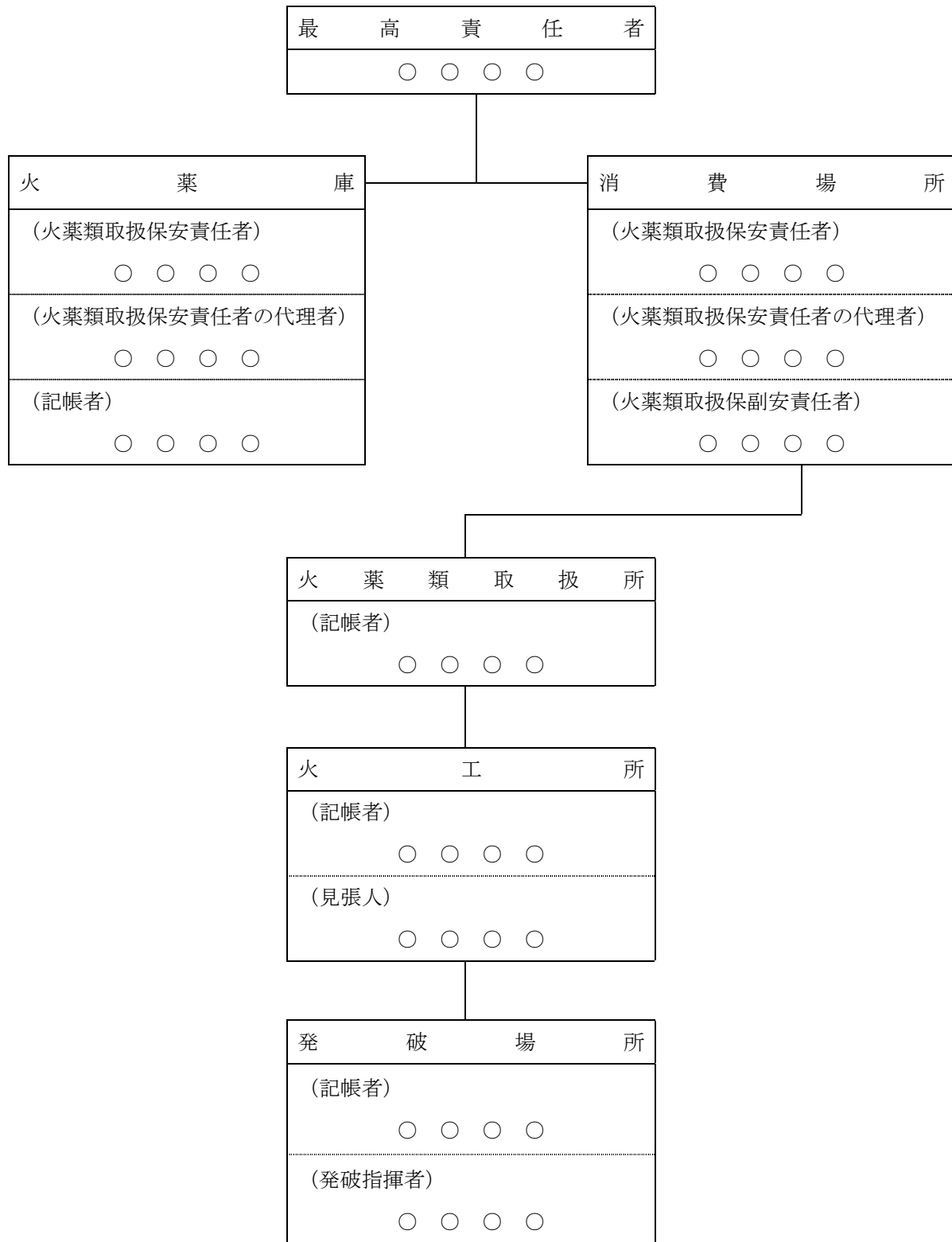
証明者住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

及 び 氏 名 〇〇建設株式会社  
代表取締役〇〇〇〇

㊞



保安管理組織図(記載例)



## 建設工事請負契約書

- 1 工 事 名 ○○工事
- 2 工 事 場 所 ○○郡○○村○○
- 3 工 期 着工 平成○○年○月○○日（契約締結の日から○日以内）  
完成 平成○○年○月○○日
- 4 請 負 代 金 額 ¥○, ○○○, ○○○. -
- 5 請負代金の支払  
前 金 金 額 ¥○, ○○○, ○○○. -  
部分払回数 ○回以内
- 6 契 約 保 証 金 額 免除

上記の工事について、発注者 石川県 と請負者 ○○建設株式会社 とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて、本契約書の上記条件のほか、石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）及び石川県建設工事標準請負契約約款（昭和 49 年石川県告示第 526 号）によって、請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

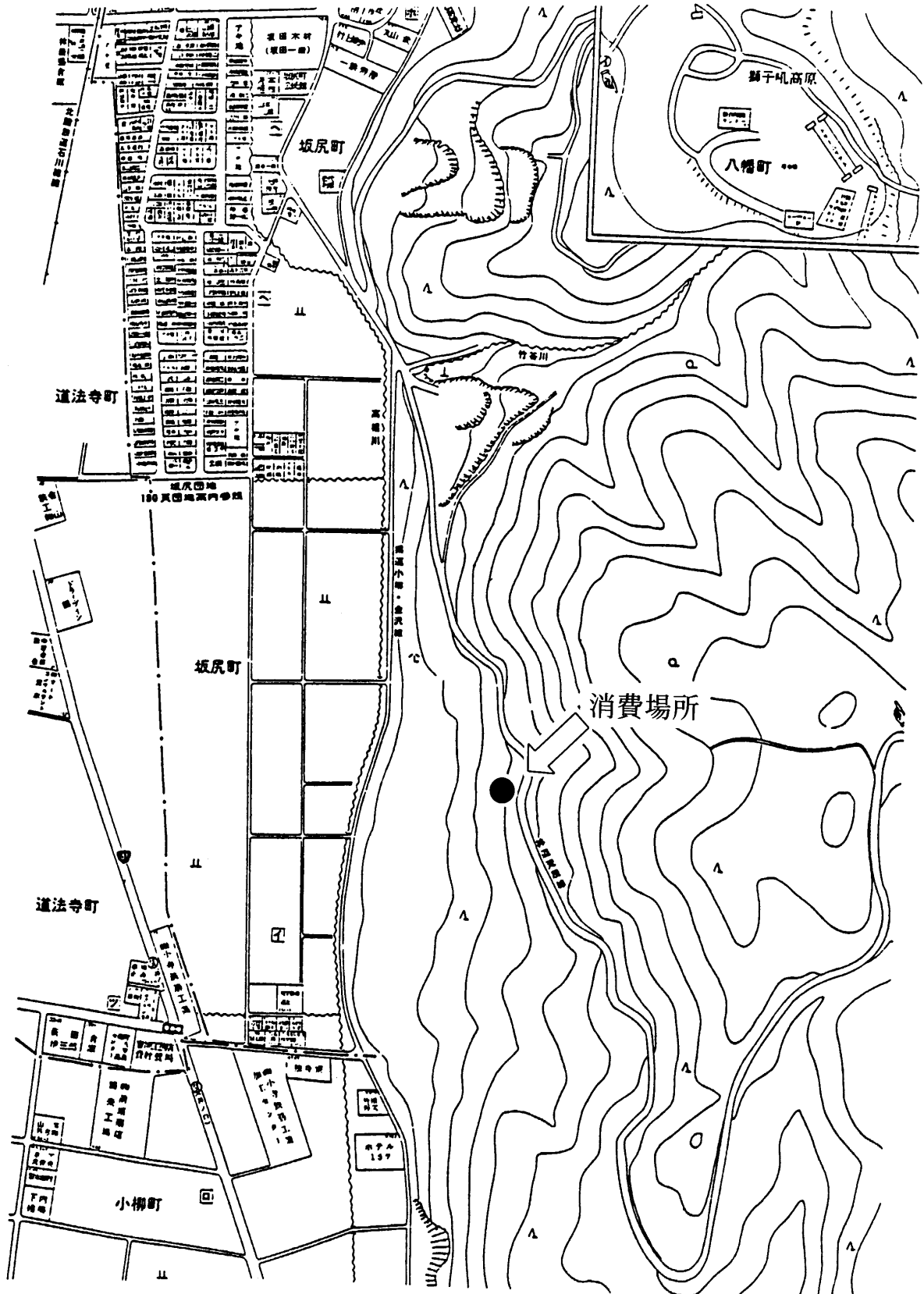
この契約の証として、本書 3 通を作成し、当事者記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成○○年○月○○日

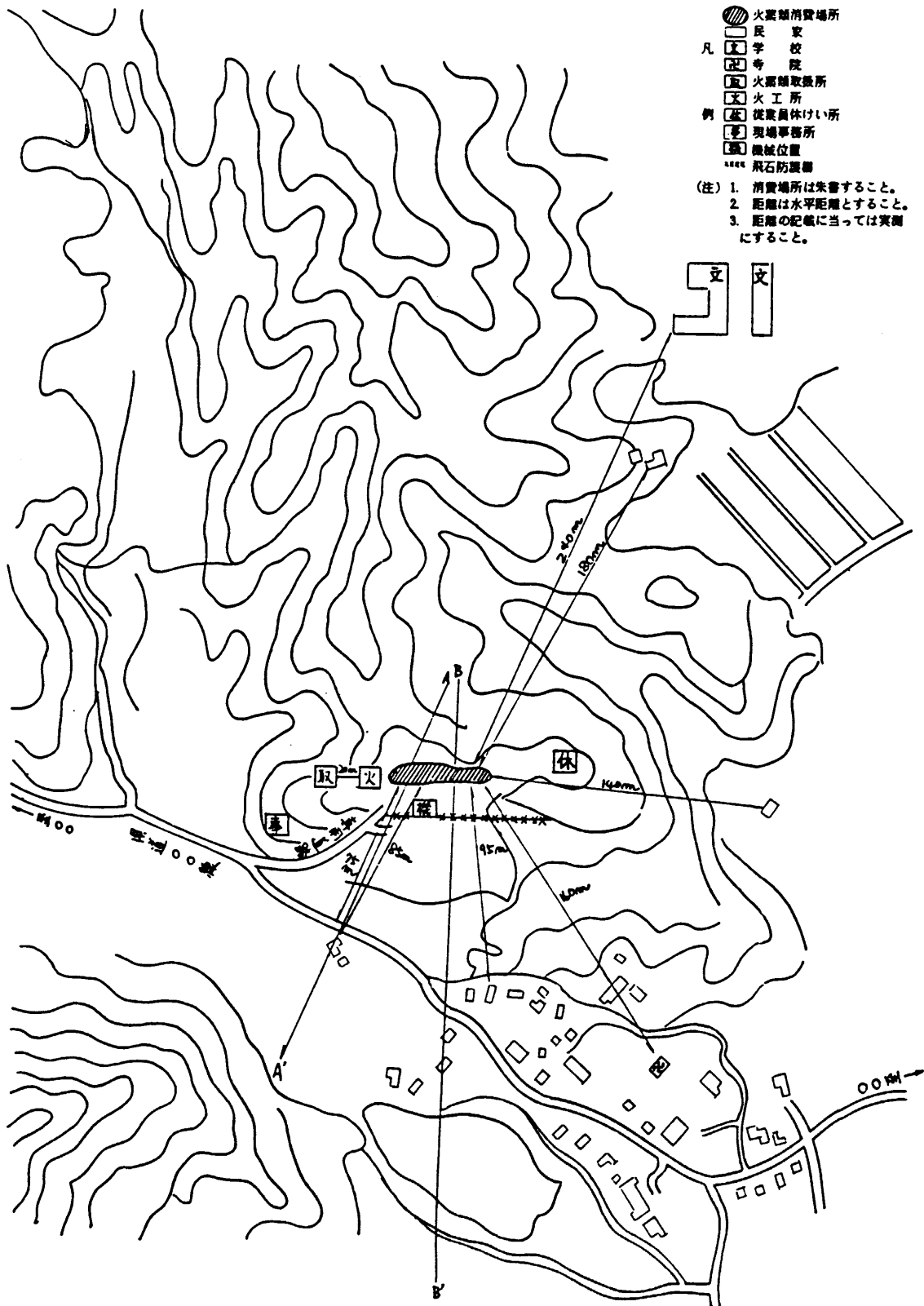
発 注 者 住 所 石川県  
氏 名 石川県知事 ○○○○

請 負 者 住 所 ○○市○○町○○番地  
氏 名 ○○建設株式会社  
代表取締役 ○○○○

消費場所位置図 (例)



消費場所附近の見取図（例）



【火薬類取扱所仕様書】（記載例）

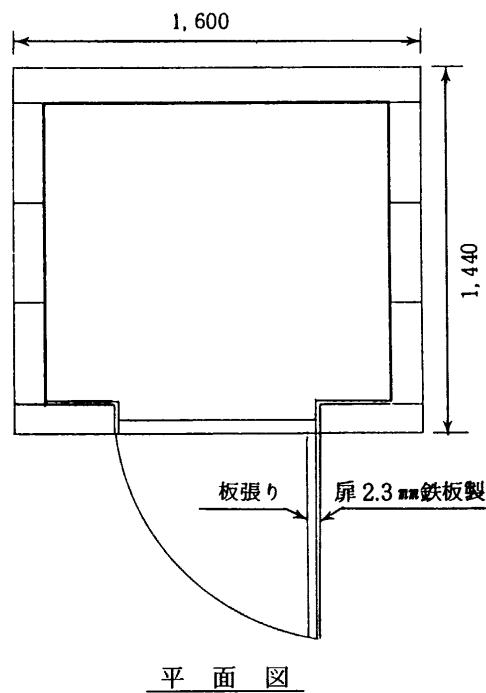
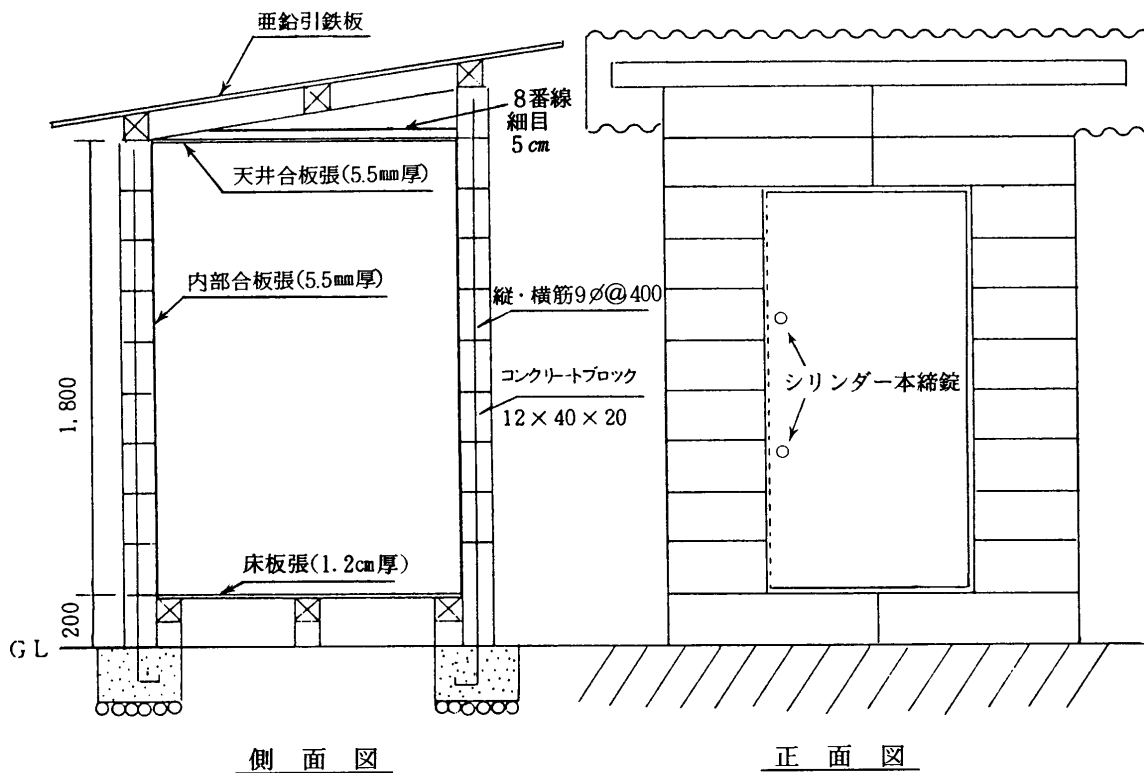
項目	仕様
取扱所の数	一箇所のみ設置する。
位置	設置位置は以下の場所に対し、安全な場所であり、かつ、湿地を避け設置する。 ①通路 ②通路となる坑道 ③動力線 ④火薬庫 ⑤火気を取扱う場所 ⑥人の出入りする場所
構造	平屋建であり、厚さ〇〇cmの鉄筋コンクリート造りとする。（鉄筋コンクリート造りの場合）
	平屋建であり、厚さ〇〇cmのコンクリートブロック造りとする。（コンクリートブロック造りの場合）
	平屋建であり、以下の構造とする。（その他の場合）
	① 天井裏又は屋根裏には線径〇mm、網目〇cmの金網を張り、かつ、金網は側面の壁に確実に緊結させる。 ② 側面の壁の外面には、厚さ〇mmの鉄板を張り、つなぎ目は電気溶接、内面取付ボルト締めとする。 ③ 床の下面には盗難防止のため、厚さ〇mmの鉄板を張る。 ④ 扉の取付は、外側から取り外しができないように確実に取り付ける。
屋根	屋根の外面は金属板とする。
内面	内面は板張りとし、床面の板の厚さは〇mm、床面以外の板の厚さは〇mmとし、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。
入口扉	①扉外面には厚さ〇mmの鉄板を張る。 ②盗難防止のため、〇〇〇〇錠（例 シリンダー錠）を設置する。
暖房設備	設置しない。
照明設備	設置しない。
警戒札	「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」の警戒札（例 「火薬類取扱所」、「立入禁止」、「火気厳禁」）を設けること。
境界柵	取扱所の周囲の境界柵は、有刺鉄線とし、支柱は木製のものを使用する。
心得等の掲示	取扱所内の見やすい所に取扱上、必要な法規、心得を掲示する。
周囲の堆積物	境界内には、爆発、発火、燃焼しやすいものは堆積しない。
整理整頓	内部は、整理整頓し、作業に必要なもの以外は置かない。
消火用具	消火用具として貯水槽、バケツ各1個を常備する。

【火工所仕様書】（記載例）

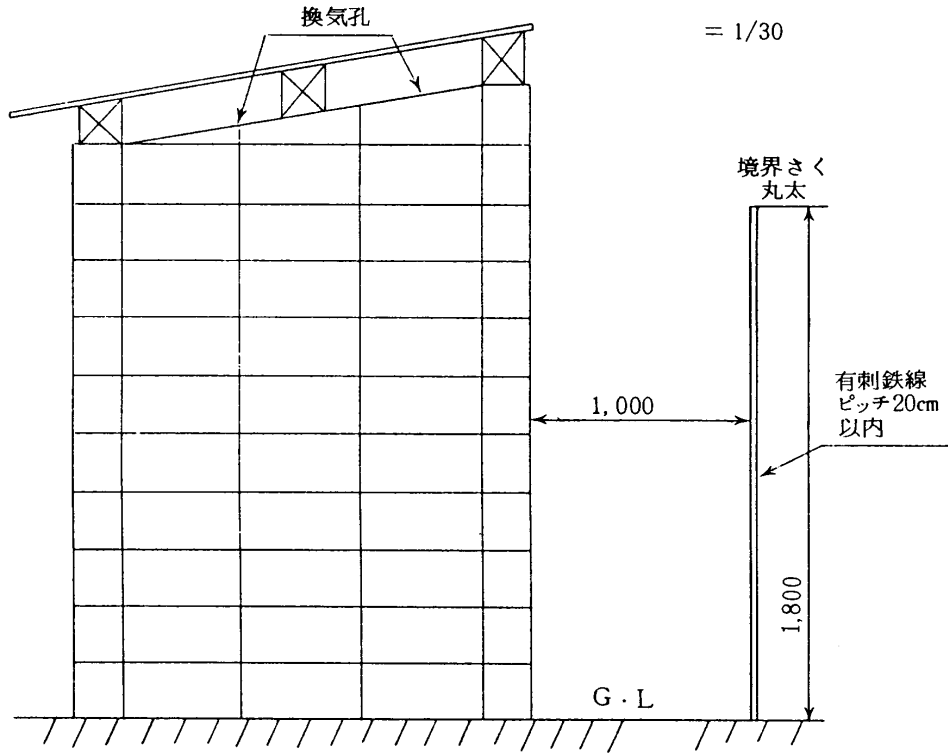
項目	仕様
火工所の数	一箇所設置する。
暖房設備	設置しない。
心得等の掲示	火工所内の見やすい所に取扱いに必要な法規、心得を掲示する。
周囲の堆積物	境界内には、爆発、発火、燃焼しやすいものは堆積しない。
定員等	定員を定め、定員内の作業員、特に必要があるもの以外は立ち入らない。
帳簿	帳簿を備え、責任者を定め、受け払い、消費残数量を記録する。
整理整頓	内部は、整理整頓し、作業に必要なもの以外は置かない。
位置	設置位置は以下の場所に対し安全な場所であり、かつ、湿地を避け設置する。 ①通路 ②通路となる坑道 ③動力線 ④火薬庫 ⑤火気を取扱う場所 ⑥人の出入りする建物
構造等	①天井に2箇所、換気孔を設ける。 ②床面はできるだけ鉄類を表さないこと （建物 <del>を</del> 設ける場合）
	①テント張りとし、直射日光、雨露を防ぎ得る構造とする。 ②内部に作業機を設置する。 （建物 <del>以外</del> の場合）
照明設備	設置しない。
警戒札	「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」の警戒札（例 「火工所」、「立入禁止」、「火気厳禁」）を設けること。
境界柵	周囲の柵は、有刺鉄線とし、支柱は木製とする。

火薬類取扱所構造図（コンクリートブロック造の例）

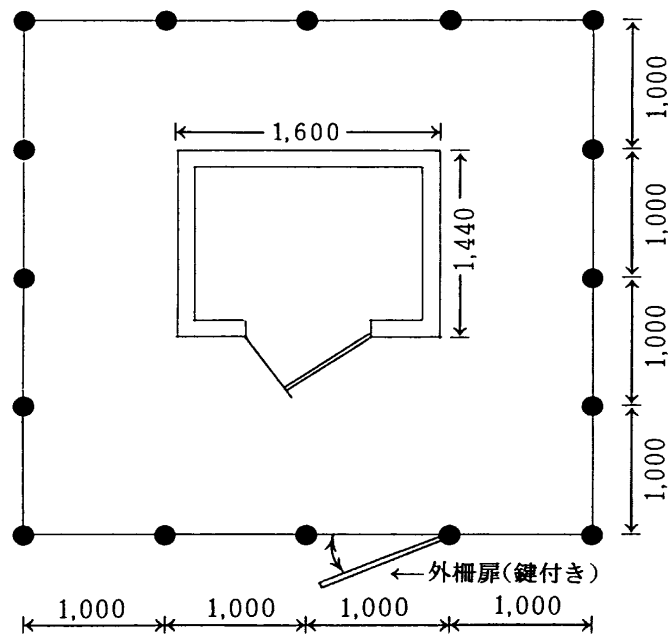
S = 1/20



境界さく図 (例)

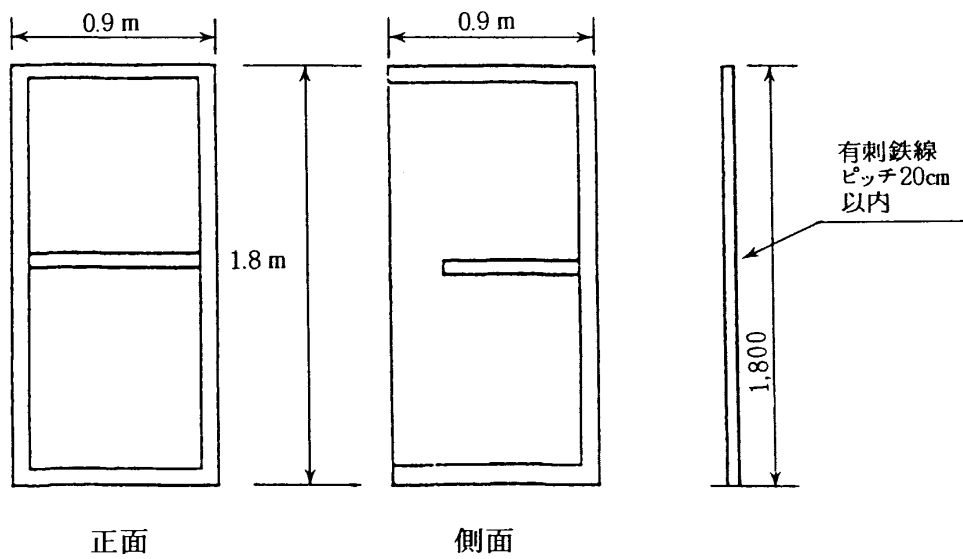
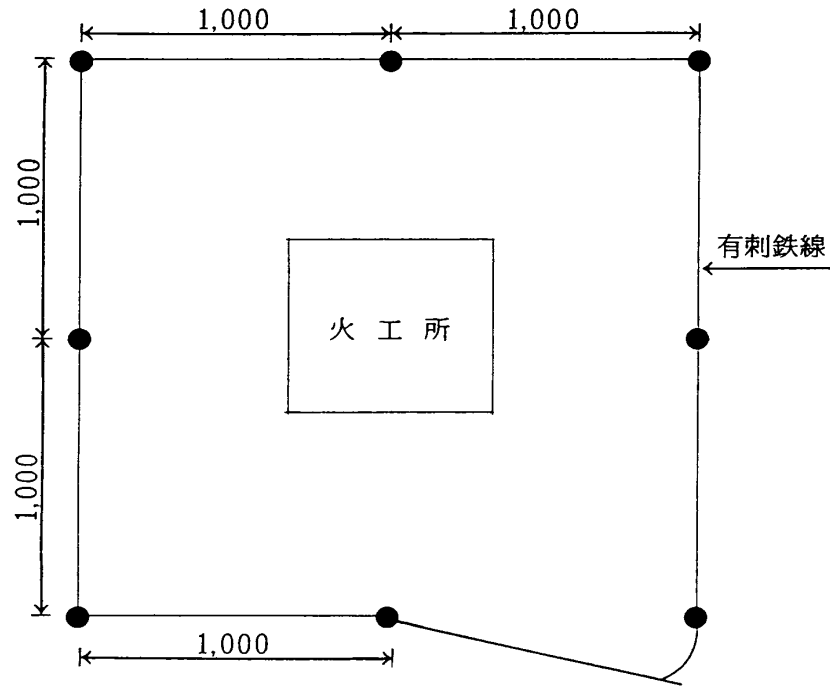


側面図



平面図

火工所 (例)





様式第 10 (第 36 条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲受許可申請書 (記載例)

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 殿

(代表者) 氏 名 〇〇建設株式会社 ④  
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社	
事務所所在地 (電話)	〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	
職 業	建設業	
(代表者)住所氏名 (年齢)	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 (〇〇才)	
火薬類の種類及び数量	建設用びょう打ち銃用空包 〇〇個	
譲 受 目 的	〇〇取付のため	
譲受期間(1年を超えないこと。)	自 平成〇〇年〇月〇〇日 至 平成〇〇年〇月〇〇日	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地 自社内 錠付鉄製保管庫	
消費に関する事項	目 的	
	日 時 ( 期 間 )	平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで (〇 : 〇〇から〇〇 : 〇〇まで)
	場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

建設用びょう打ち銃用空包消費計画書（記載例）

消費 の 方 法	作業に従事する者の氏名		〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇		
	消費場所の記載責任者		〇〇〇〇		
	消費場所	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇市〇〇町〇〇番地	
		名称	〇〇ビル	〇〇病院	
	月別				
	〇 月	〇〇個	〇〇個		
	〇 月	〇〇	〇〇		
	〇 月	〇〇	〇〇		
	月				
	月				
計	〇〇	〇〇			
消費場所ごとの 1日最大消費量（個）		〇〇	〇〇		
危害予防の方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・火薬類取締法を遵守する。</li> <li>・銃と空包を別々に保管する。</li> </ul>			

火薬類消費許可申請書等記載事項変更届（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

名 称	〇〇建設株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
許可年月日及び許可番号	平成〇〇年〇月〇〇日 石川県指令消第〇〇〇〇号	
変 更 事 項	事務所所在地	
変 更 内 容	変 更 前	〇〇市〇〇町〇〇番地
	変 更 後	〇〇郡〇〇町〇〇番地
変 更 年 月 日	平成〇〇年〇月〇〇日	
変 更 理 由	事務所移転のため	

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

火薬類の消費に関する報告書

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

氏 名

代表取締役 〇〇〇〇

㊟

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

(平成〇〇年度分)

消費場所	火薬類の種類 及び数量		爆薬	電気雷管		
〇〇郡〇〇町〇〇番地			〇〇kg	〇〇個		
〇〇市〇〇町〇〇番地			〇〇kg	〇〇個		
合 計			〇〇kg	〇〇個		

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 2 火薬類の種類及び数量欄には、単位を付すること。  
 3 報告者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

様式第18号

火薬類消費明細簿

(平成〇〇年度分)

消費場所 火薬類 の種類 (単位)	〇〇郡〇〇町〇〇番地			〇〇市〇〇町〇〇番地					
	爆薬 〇〇(kg)	電気雷管 〇〇(個)		爆薬 〇〇(kg)	電気雷管 〇〇(個)				
4月									
5月	〇〇	〇〇							
6月	〇〇	〇〇							
7月	〇〇	〇〇							
8月				〇〇	〇〇				
9月				〇〇	〇〇				
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
合計	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇				

## 9 煙火に係る火薬類消費の許可について

煙火の消費に当たっては事前に所轄消防署及び警察所等に届け出て、十分協議しておくこと。

また、航空路の近くで打揚する場合は、航空法の規制がかかり、台船を使用する場合は海上保安庁の許可等が必要になるので十分留意すること。

(1) 煙火を消費する者は火薬類消費許可申請書（様式 P 124）を消費地を管轄する消防本部へ提出し、許可を受けなければならない。

(2) 申請書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 申請者は花火大会等の主催者であること。この場合、当該主催者が任意団体であるときは、その団体の代表者が個人名で申請すること。

イ 「名称」とは、花火大会等の主催者又は主催団体をいう。

ウ 「種類及び数量」には、打揚煙火の大きさごとの数量及び仕掛煙火の種類ごとの数量を記載すること。

エ 「目的」には、「〇〇祭り花火大会」等、具体的に記載すること。

オ 消費場所は地番まで正確に記載すること。

カ 「日時（期間）」には、消費する年月日及び消費時間を記載すること。なお、雨天等により消費を順延する場合は併記すること。（順延期間は、消費予定日の翌日から起算して7日以内とする。）

キ 「危険予防の方法」には、省令第 56 条の 4 に定める消費の基準を遵守する旨記載するほか、消費場所の実態に即応した危険防止等の措置（打揚場所から観客までの距離は規定以上確保されており、危険区域への関係者外の立入禁止の措置は十分か等）を記載すること。

(3) 申請書には次の書類を添付すること。

ア 煙火消費計画書（様式 P 172）

イ 煙火取扱従事者名簿（様式 P 173）

ウ 消費場所の位置図

25,000 分の 1 程度のきれいな図面とし、消費場所を明記すること。

エ 消費場所附近の状況図

消費場所から概ね 500m 以内の地形と消費場所から通路、公衆（観客等）の集合場所、建物等の保安物件までの距離、立入禁止区域及び警戒員、消防ポンプ車等の配備位置を明確に記入すること。なお、当該保安物件までの距離は別表（P 92）のとおり。

オ 消費場所の詳細図

煙火置場、打揚筒、仕掛煙火、火気取扱所及び消火設備等の設備を詳細に記載すること。

カ 煙火置場の構造図

煙火置場の平面図、立面図及び仕様を記載すること。

キ 打揚筒及び仕掛煙火の固定方法等を記載した書面（図）

ク その他

消防本部が必要と認める書類。

(4) 提出期限

煙火消費予定日の 2 週間前（煙火の種類や数量の変更で新たな許可を必要とする場合等特別な事情がある場合を除く。）を目安とするが、管轄消防本部の指示に従うこと。

(5) 書類の提出先及び提出部数

消費地を管轄する消防本部（P4 表 2 参照）

提出部数は消費地を管轄する消防本部に確認すること。

(別表)

## 煙火消費における保安距離の基準について

### 1 打揚煙火

次の表の上欄に掲げる種類のものに応じてそれぞれ下欄に掲げる保安距離を確保すること。

種 類	2号玉以下	3号玉以下	4号玉以下	5号玉以下
玉 の 径	6 cm以下	9 cm以下	12 cm以下	15 cm以下
保 安 距 離	50m 以上	60m 以上	80m 以上	100m 以上
種 類	6号玉以下	7号玉以下	8号玉以下	10号玉以下
玉 の 径	18 cm以下	21 cm以下	24 cm以下	30 cm以下
保 安 距 離	120m 以上	130m 以上	150m 以上	180m 以上
種 類	15号玉以下	20号玉以下	30号玉以下	30号玉超
玉 の 径	45 cm以下	60 cm以下	90 cm以下	90 cm超
保 安 距 離	300m 以上	400m 以上	600m 以上	700m 以上

### 2 仕掛煙火

次の表の上欄に掲げる種類のものに応じてそれぞれ下欄に掲げる保安距離を確保すること。

種 類	文字仕掛			ナイアガラ (滝)	
保安距離	枠の高さの倍以上 (倍にした距離が 10m に満たない場合は 10m)			枠の高さの倍以上 (倍にした距離が 10m に満たない場合は 10m)	
種 類	火車	吹出し	乱玉	スターマイン (水中を含む)	水中金魚
保安距離	20m 以上	20m 以上	40m 以上	打揚煙火の保安距離に準ずる	40m 以上

(注) 保安距離とは、煙火の種類に応じ、消費場所から火薬類取締法施行規則第 1 条に規定する保安物件及び公道並びに観客までに対して取らなければならない距離をいうが、特に消防本部が認める場合は別に定める距離をいう。(ただし、上記 1, 2 の表中に掲げる保安距離は、最低限確保しなければならない。)

保安距離は無風状態で打揚筒の設置等が正常な場合の最低基準であるから、状況等に応じ保安距離以上の距離を取ること。





煙火消費計画書（記載例）

煙火製造業者の名称又は氏名		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社			
主催者側の立会人等の職氏名 (連絡先〇〇-〇〇-〇〇)		立会人又は指揮者	〇〇〇〇		
		同上 補 佐	〇〇〇〇		
煙火取扱従事者氏名及び経歴		別紙煙火取扱従事者名簿のとおり。			
危害 予 防 及 び 消 費 の 方 法	盗難防止の措置	煙火置場及び打揚筒場等には関係者以外立入禁止とし、火薬類を存置している場合には、常時見張人を配置する。			
	警戒の方法	別紙図面のとおり、消費場所から半径〇〇m 以内は立入禁止とし、要所にはロープ張ったうえ、〇〇名の警戒員を配置する。また、煙火消費中は関係道路A～D、B～C間の一時通行止めを行うとともに、観客が立入禁止区域内に侵入した場合等の危険が予想されるときは、消費を一時中止する。なお、保安管理体制及び緊急時の連絡体制をあらかじめ定めておく。(別紙図面参照。)			
	打揚筒及び仕掛煙火の固定方法等	別紙図面のとおり。			
	消火設備	別紙図面の位置に消防車〇台、消火器〇個、消火バケツ〇個を配備する。			
	煙火置場の概要	設置数	見張人氏名	構	別紙構造図のとおり。
		〇箇所	〇〇〇〇	造	
	運搬容器の概要	基準に合ったプラスチック製の容器を使用し、蓋や防災シートにより覆い、運搬する。			
不発煙火等の回収 (主催者側)	1 回収指揮者名	〇〇〇〇			
	2 回収従事者数	〇〇名			
	3 回収の時間	終了後及び翌日〇時から〇時まで			

煙火取扱従事者名簿（記載例）

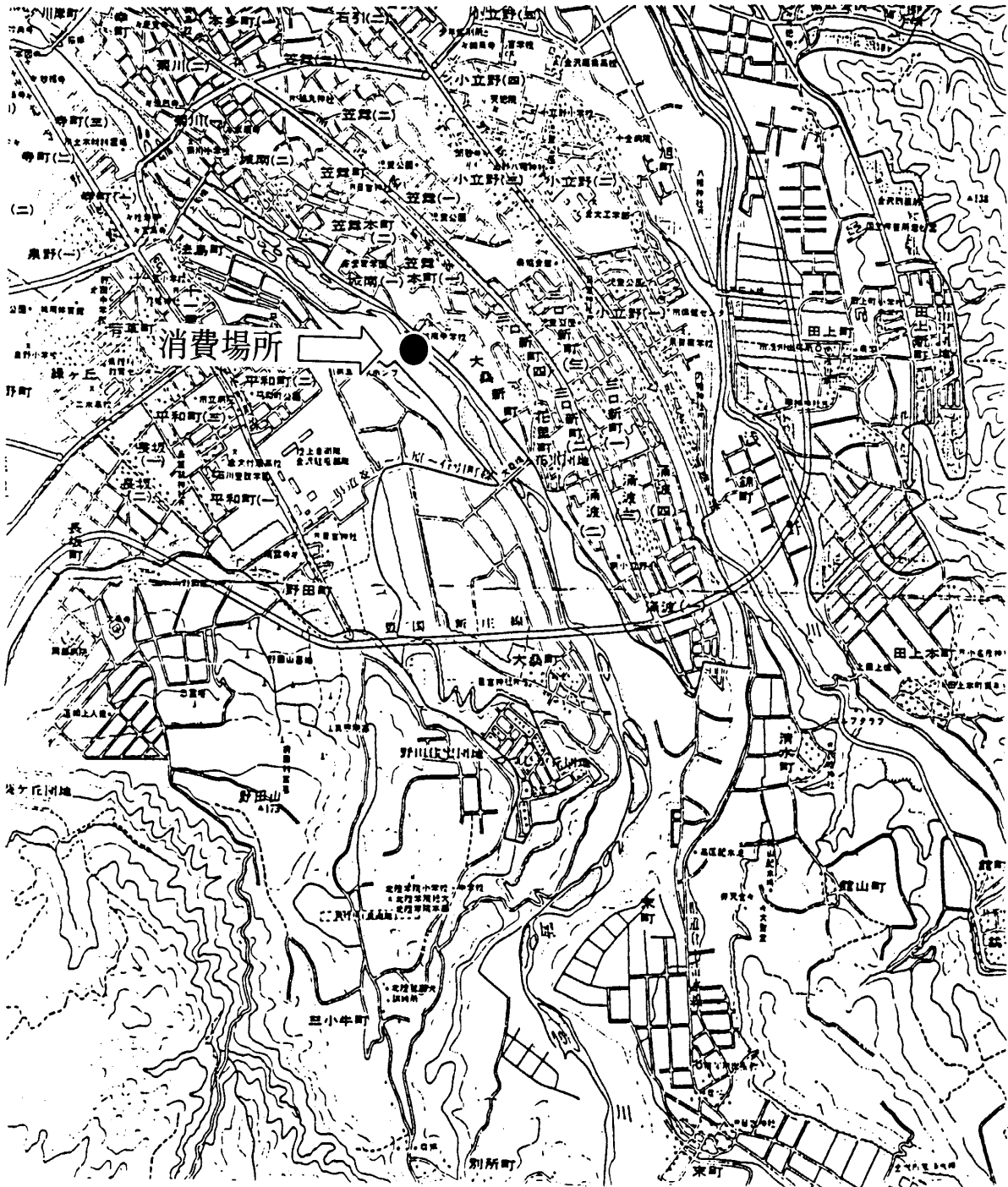
（打揚業者名 ○○○○○○○○○）

氏名	現住所	年令	経験年数	煙火打揚従事者手帳			職務分担
				種類	交付番号	受講日	
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般 乙、従	NI○○号	H○.○.○	総責任者
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般 乙、従	NI○○号	H○.○.○	打揚責任者
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般 乙、従	NI○○号	H○.○.○	仕掛責任者
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般 乙、従	NI○○号	H○.○.○	打揚従事者
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般 乙、従	NI○○号	H○.○.○	打揚従事者
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般 乙、従	NI○○号	H○.○.○	打揚従事者
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般 乙、従	NI○○号	H○.○.○	見張人 (煙火置場)
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般 乙、従	NI○○号	H○.○.○	仕掛従事者
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般 乙、従	NI○○号	H○.○.○	仕掛従事者
				甲種、甲般 乙、従	号		

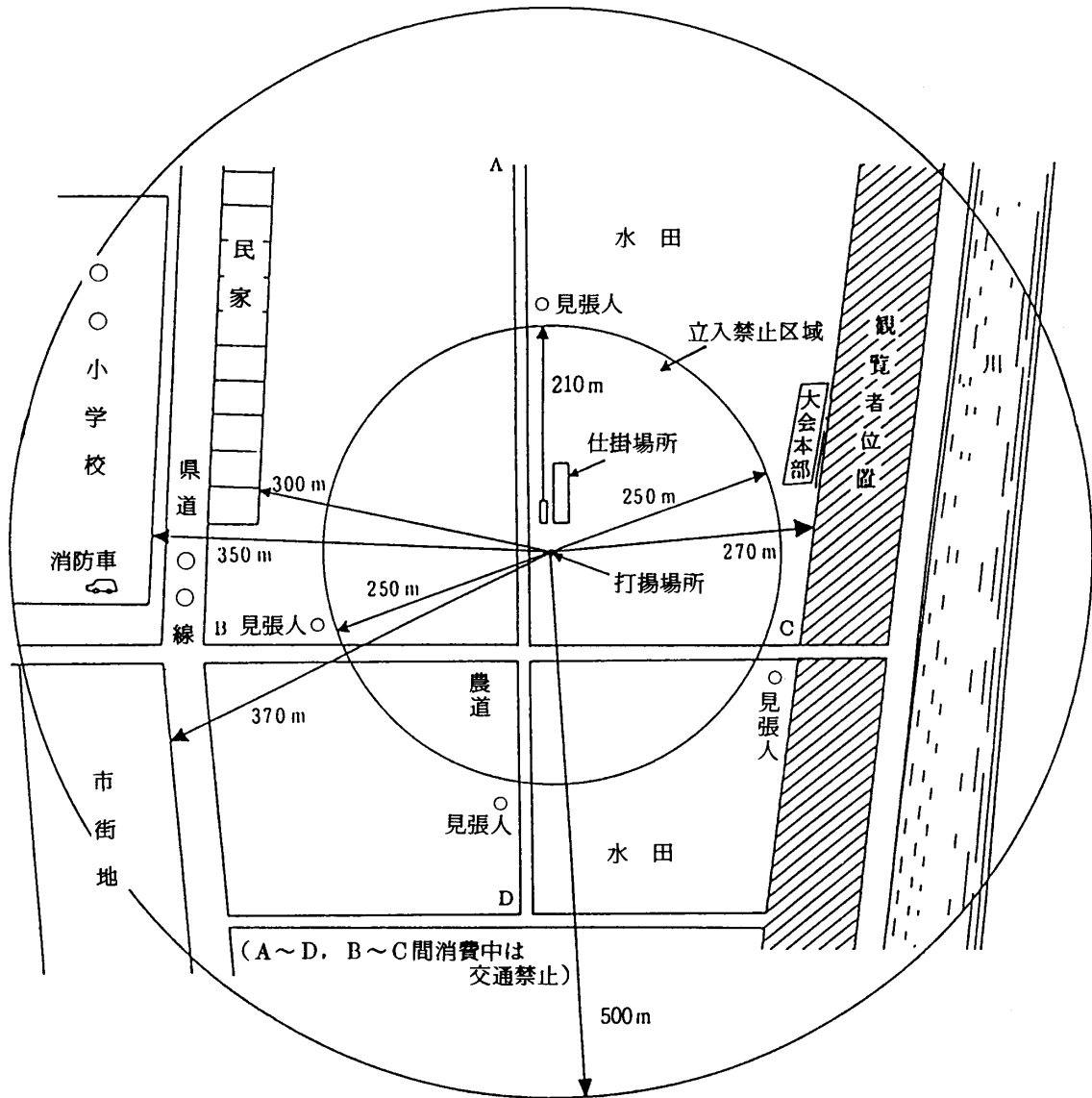
(注) 1 手帳の種類「甲免」は保安責任者免状所有者用の甲手帳、「甲般」は一般用の甲手帳、「乙」は乙手帳、「従」は従事者証の区分を示すもので、該当するものに○印をすること。  
 2 「職務分担」は、総責任者、打揚責任者、仕掛責任者、打揚従事者、仕掛従事者、見張人等と記入すること。

# 消費場所の位置図 (例)

(S=1/25,000)

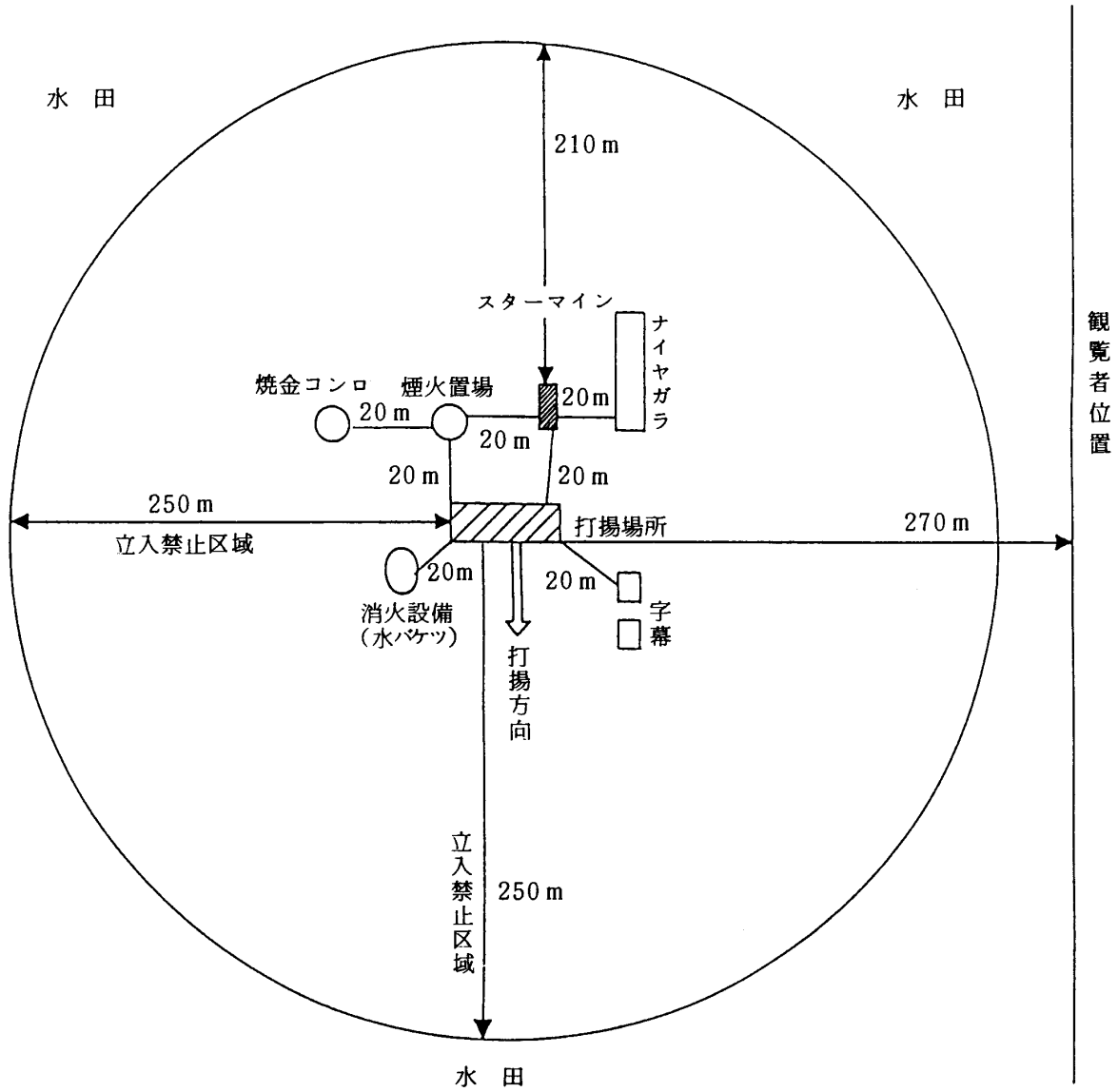


消費場所附近の状況図（例）



- 注) 1. 原則として2,500分の1以上の地図に記載すること。  
 2. 消費場所を中心に半径500m以内の保安物件の状況等を記入すること。

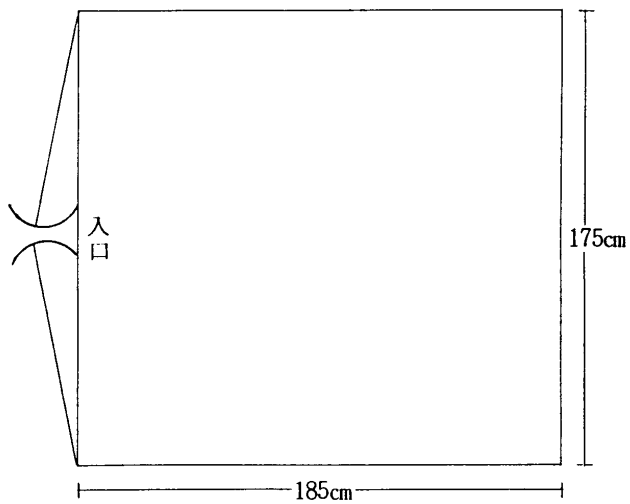
消費場所の詳細図（例）



(注) 1. 消火設備は水バケツのほか、必要に応じて消火器等を用意し、各設置場所を具体的に記入のこと。

煙火置場の平面図・立面図・仕様書（例）

平面図 (S=1/30)



仕様書

鉄パイプ組立テント

規格

間口 175cm

奥行 185cm

高さ 157cm

鉄パイプ径 20mm

外部防炎シート

出入口部構造 ヒモ結束

その他

煙火置場の外部

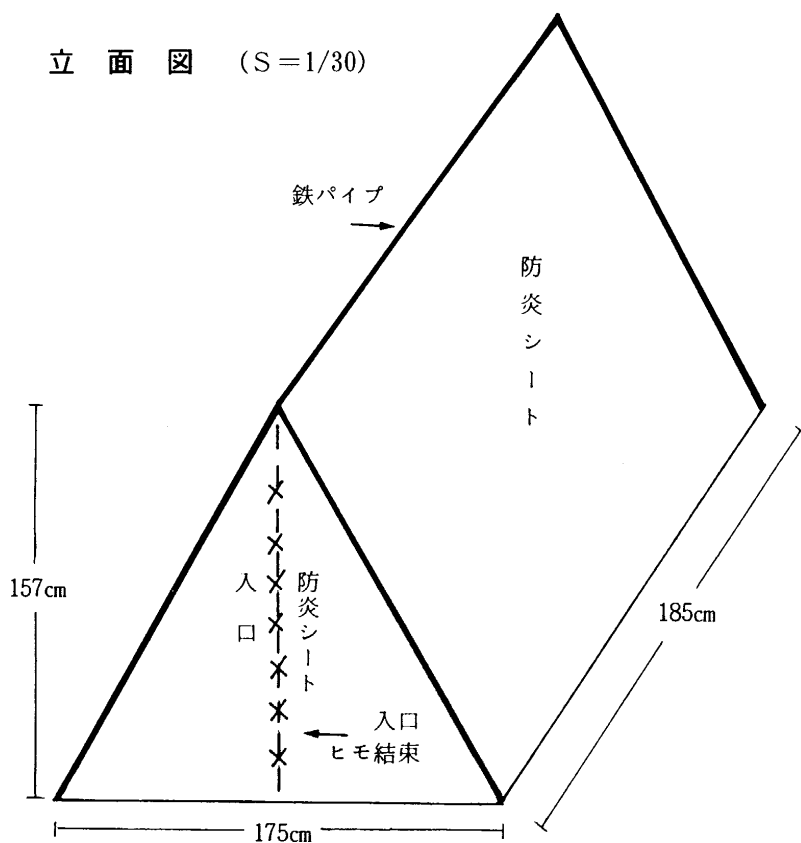
○立入禁止

○火気厳禁

○煙火

標識を設置す。

立面図 (S=1/30)



## 第5章 譲渡と廃棄

### 1 火薬類譲渡の許可について

- (1) 許可期間の満了や工事完了に伴い、残火薬類が生じた場合には、火薬類譲渡許可申請書（様式P118）を提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 火薬類譲渡許可申請書の提出等に当たっては、次の点に留意すること。
  - ア 当該火薬類譲受・消費許可証（又は火薬類譲受許可証、火薬類消費許可証）を返納すること。
  - イ 火薬庫、火薬類取扱所、火工所、発破場所等の帳簿を提示し、内容確認を受けること。
  - ウ 保安責任者手帳を持参し、解任を受けること。
  - エ 「譲渡の目的」は、原則次のように記載すること。

工事完了により残火薬類が発生したとき	〇〇工事完了に伴う残火薬類処理のため
許可期間満了により残火薬類が発生したとき	平成〇〇年〇月〇〇日付け石川県指令消第〇〇〇号の許可期間満了に伴う残火薬類処理のため

(注) 残火薬類が生じず、譲渡許可申請が不要な場合であっても、ア～ウを行わなければならない。

- (3) 書類の提出先又は提出部数  
県事務所又は環境安全部消防防災課 1部

(参考)

- 1 県が許可する譲渡期間は許可日から起算して14日間とする。
- 2 当該許可申請を行う行為は、譲り受けた火薬類を消費する必要（目的）がなくなったため、又は譲受・消費許可期間が満了したため等の理由で残火薬類が生じ、販売店等へ譲り渡す行為であり、当該申請書を提出した後は、その残火薬類は一切消費できない。

### 2 火薬類廃棄の許可について

- (1) 火薬類を廃棄する場合は、火薬類廃棄許可申請書（様式P125）を提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 申請書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
  - ア 廃棄の方法は、廃棄する火薬類の種類に応じて具体的に記載すること。
  - イ 「廃棄を指揮する者」とは、火薬類製造保安責任者免状、火薬類取扱保安責任者免状所有者又は火薬類の廃棄に関して相当の知識を有する者をいう。
- (3) 申請書には、次の書類を添付すること。
  - ア 廃棄場所の位置図
  - イ 廃棄場所附近の見取図
- (4) 書類の提出先又は提出部数  
県事務所又は環境安全部消防防災課 1部



様式第9（第35条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲渡許可申請書（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 殿

（代表者）氏 名 〇〇建設株式会社 ㊟  
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇〇〇建設株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇）	
職 業	建設業	
（代表者）住所氏名（年齢）	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇（〇〇才）	
火薬類の種類及び数量	爆薬〇〇kg 電気雷管〇〇個	
譲 渡 目 的	〇〇工事完了に伴う残火薬類処理のため	
譲渡期間(1年を超えないこと。)	自 平成〇〇年〇月〇〇日 至 平成〇〇年〇月〇〇日	
譲 渡 火 薬 類 の 所 在 場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地	
譲 渡 の 相 手 方	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏 名	〇〇〇〇

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第30（第65条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類廃棄許可申請書（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 殿

（代表者）氏 名 〇〇建設株式会社 ㊟  
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
職 業	建設業
（代表者）住所氏名（年齢）	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇（〇〇才）
火薬類の種類及び数量	爆薬〇〇kg 電気雷管〇〇個
廃棄する理由	湿気のため固化、変質し、使用に適さなくなったため
方 法	爆発処理
場 所	〇〇郡〇〇町〇〇番地
日 時	平成〇〇年〇月〇〇日 〇：〇〇から〇：〇〇
廃棄を指揮する者の氏名	〇〇〇〇
危険予防の方法	別紙のとおり

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。

## 第6章 火薬類の輸入

### 1 火薬類の輸入の許可について

火薬類を輸入しようとする者は、その陸揚地を管轄する都道府県知事に火薬類輸入許可申請書（様式P122）を提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 申請書には次の書類を添付すること。
  - ア 火薬又は爆薬にあつては成分及び配合比を記載した書面
  - イ 火工品にあつては構造及び組成を記載した書面
- (2) 書類の提出先又は提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

### 2 火薬類輸入許可申請書の記載事項変更について

- (1) 火薬類輸入許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、輸入の目的並びに輸入港名を除く。）に変更があつたときは、火薬類輸入許可申請書記載事項変更届（様式P145）を提出しなければならない。
- (2) 変更届には次の書類を添付すること。  
当該変更の概要を記載した書面
- (3) 書類の提出先又は提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

### 3 火薬類の輸入の届出について

- (1) 1による輸入の許可を受け、当該輸入を完了した者は、火薬類輸入届（様式P123）を当該輸入の許可を受けた都道府県知事に提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先又は提出部数  
環境安全部消防防災課 1部

### 4 火薬類輸入許可証の返納について

- (1) 火薬類の輸入が完了した等の場合は、細則第5条に基づき、火薬類輸入許可証を知事へ返納しなければならない。
- (2) 許可証の返納先  
環境安全部消防防災課

様式第27（第46条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類輸入許可申請書（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 殿

（代表者）氏 名 〇〇株式会社 ㊟  
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 （〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
職 業	〇〇輸入販売業
（代表者）住所氏名（年齢）	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 （〇〇才）
火薬類の種類及び数量	煙火 〇〇〇〇 〇〇個 〇〇kg 〇〇〇〇 〇〇個 〇〇kg 〇〇〇〇 〇〇個 〇〇kg 総数 〇〇〇個 総薬量 〇〇〇kg
輸 入 の 目 的	〇〇のため
輸 入 先	〇〇〇〇
製造所名及びその年月日	〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇月〇〇日
陸 揚 げ 予 定 期 日	平成〇〇年〇月〇〇日
輸 入 港 名	小松空港
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 自社所有 煙火火薬庫

別紙添付書類 火薬又は爆薬にあつてはその成分および配合比、火工品にあつてはその構造及び組成を記載した書類

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。

火薬類輸入許可申請書記載事項変更届（記載例）

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

氏 名

代表取締役 〇〇〇〇

㊟

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	〇〇株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
許可年月日及び許可番号	平成〇〇年〇月〇〇日 石川県指令消第〇〇〇号	
変 更 事 項	陸揚げ予定期日	
変 更 内 容	変 更 前	平成〇〇年〇月〇〇日
	変 更 後	平成〇〇年〇月〇〇日
変 更 年 月 日	平成〇〇年〇月〇〇日	
変 更 理 由	積載予定便の変更のため	

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

様式第28 (第47条関係)

×整理番号	
×受理日	年 月 日

火 薬 類 輸 入 届 (記載例)

平成〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 〇〇〇〇 殿

(代表者) 氏 名 〇〇株式会社 ㊟  
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇株式会社
事務所所在地(電話)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
職 業	〇〇輸入販売業
(代表者)住所氏名(年齢)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 (〇〇才)
火薬類の種類及び数量	煙火 〇〇〇〇 〇〇個 〇〇kg 〇〇〇〇 〇〇個 〇〇kg 〇〇〇〇 〇〇個 〇〇kg 総数 〇〇〇個 総薬量 〇〇〇kg
輸 入 許 可 番 号	石川県指令消第〇〇〇〇号
積 載 船 名	〇〇〇〇
陸 揚 げ 日	平成〇〇年〇月〇〇日
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 自社所有 地上式〇級火薬庫

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。  
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 第7章 火薬類安定度試験

- 1 火薬類を輸入した者又は製造後、経済産業省令（省令第58条）で定める期間を経過した火薬類を所有する者は、法第36条第1項により火薬類安定度試験を実施し、火薬類安定度試験結果報告書（様式P136）を提出しなければならない。
- 2 書類の提出先又は提出書類  
県事務所又は環境安全部消防防災課 1部
- 3 経済産業省令（省令第58条）で定める期間及び試験方法について

火薬類の種類	硝酸エステル及びこれを含有する火薬又は爆薬			硝酸エステルを含有しない爆薬	
	実施区分	製造後1年以上を経過したもの	製造後2年以上を経過したもの	製造年月日不明のもの	製造後3年以上を経過したもの
年に1回遊離酸試験または耐熱試験を行うこと。		製造年月日から2年を経過した月から3カ月ごとに1回耐熱試験を行うこと。	入手直後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、3カ月ごとに1回耐熱試験を行うこと。	年に1回遊離酸試験を行うこと。	入手直後直ちに遊離酸試験を行い、当該試験日後、年1回遊離酸試験を行うこと。

（注）硝酸エステルを含有しない爆薬の遊離酸試験において、4時間以内に青色リトマス試験紙が全面にわたり赤変するものについては、加熱試験を行うこと。

- 4 火薬類を輸入した者は、輸入直後において、上記3に掲げるもののほか以下により火薬類安定度試験を実施しなければならない。

硝酸エステル及びこれを含有する火薬又は爆薬	遊離酸試験及び耐熱試験
硝酸エステルを含有しない爆薬	遊離酸試験及び加熱試験

- 5 安定度試験を実施した結果、法第37条の経済産業省令で定める技術上（合格）の基準に適合しない火薬類は廃棄しなければならない。

（参考）

- 1 遊離酸試験とは、省令第59条に規定する試験をいう。
- 2 耐熱試験とは、省令第60条に規定する試験をいう。
- 3 加熱試験とは、省令第61条に規定する試験をいう。
- 4 経済産業省令で定める技術上（合格）の基準とは、省令第62条に規定する基準をいう。





# 省 令 様 式 集



## 様式第1 (第2条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

## 火薬類製造営業許可申請書

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

印

名 称		
事務所所在地(電話)		
製造所所在地(電話)		
(代表者) 住所氏名		
欠格事由に関する事項	1 法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後3年を経過していない者	
	3 成年被後見人	
	4 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	

- 別紙添付書類 1 事業計画書  
 2 危害予防計画書  
 3 会社にあつては、定款の写し

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第2 (第6条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

危害予防規程 (変更) 認可申請書

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

㊟

名 称	
事務所所在地 (電話)	
製造所所在地 (電話)	
(代表者) 住所氏名	
変更の場合はその変更の内容	

別紙添付書類 1 危害予防規程

2 変更のときは、当該変更の概要を記載した書面

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第4 (第7条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類製造施設等変更許可申請書

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

印

名 称	
事務所所在地 (電話)	
製造所所在地 (電話)	
(代表者) 住所 氏名	
変 更 の 種 類	

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第5 (第8条、第14条関係)

×整理番号	
×受理日	年 月 日

火薬類製造施設  
火 薬 庫 軽微変更届

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

㊟

名 称	
事務所所在地 (電話)	
製造所 火薬庫 所在地 (電話)	
変 更 の 内 容	

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 様式第6 (第10条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

## 火薬類販売営業許可申請書

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

印

名	称	
事務所所在地 (電話)		
(代表者) 住所氏名		
販売する火薬類の種類		
欠格事由に関する事項	1 法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのなくなった後3年を経過していない者	
	3 成年被後見人	
	4 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	

別紙添付書類 1 事業計画書

2 会社にあつては、定款の写し

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第7 (第13条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬庫設置等許可申請書

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

㊟

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
(代表者) 住所氏名	
火 薬 庫 所 在 地	
火薬庫の種類及び棟数	
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	
設置、移転、変更の別 (移転又は変更の場合にはその理由)	
備 考	

別紙添付書類 火薬庫工事設計明細書

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。  
3 移転または変更の場合には、新旧を併記すること。  
4 2級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。



様式第8 (第14条の2関係)

× 整理番号	
× 受理日	年 月 日

火 薬 庫 承 継 届

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

印

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
(代表者)住所及び氏名(年齢)	
火薬庫所在地 (電話)	
火薬庫の種類及び棟数	
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	
前所有者又は前占有者の住所氏名	
承 継 の 理 由	
承 継 の 期 日	
備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。  
3 2級火薬庫にあつては、備考欄にその使用期間を記載すること。

様式第9 (第35条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲渡許可申請書

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

㊞

名	称	
事務所所在地 (電話)		
職	業	
(代表者) 住所氏名 (年齢)		
火薬類の種類及び数量		
譲 渡 目 的		
譲渡期間(1年を超えないこと。)		自 年 月 日 至 年 月 日
譲 渡 火 薬 類 の 所 在 場 所		
譲 渡 の 相 手 方	住 所	
	氏 名	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第10 (第36条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲受許可申請書

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

印

名 称		
事務所所在地(電話)		
職 業		
(代表者)住所氏名(年齢)		
火薬類の種類及び数量		
譲 受 目 的		
譲受期間(1年を超えないこと。)	自 年 月 日 至 年 月 日	
貯蔵又は保管場所		
消費に関する事項	目 的	
	日時(期間)	
	場 所	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第14(第41条、第42条関係)

×整理番号	
×受理日	年 月 日

完成検査申請書

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

印

名 称	
事務所所在地(電話)	
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
完 成 年 月 日	年 月 日

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 ×印の欄は、記載しないこと。
  - 3 ( )内は該当する一機関名を記載すればよい。
  - 4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第18(第44条の2関係)

×整理番号	
×受理日	年 月 日

保安検査申請書

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

㊟

名 称	
事務所所在地(電話)	
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
完成検査証の交付年月日	年 月 日
前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日	年 月 日

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の欄は、記載しないこと。
- 3 ( )内は該当する一機関名を記載すればよい。
- 4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第27 (第46条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類輸入許可申請書

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

㊞

名 称	
事務所所在地(電話)	
職 業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
火薬類の種類及び数量	
輸 入 の 目 的	
輸 入 先	
製造所名及びその年月日	
陸 揚 げ 予 定 期 日	
輸 入 港 名	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	

別紙添付書類 火薬又は爆薬にあつてはその成分および配合比、火工品にあつてはその構造及び組成を記載した書類

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第28 (第47条関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

火 薬 類 輸 入 届

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

㊞

名 称	
事務所所在地(電話)	
職 業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
火薬類の種類及び数量	
輸 入 許 可 番 号	
積 載 船 名	
陸 揚 げ 日	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の欄は、記載しないこと。
- 3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第29 (第48条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類消費許可申請書

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

㊞

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
火薬類の種類及び数量	
目 的	
場 所	
日 時 ( 期 間 )	
危 険 予 防 の 方 法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。



様式第30 (第65条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類廃棄許可申請書

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

㊞

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
火薬類の種類及び数量	
廃棄する理由	
方 法	
場 所	
日 時	
廃棄を指揮する者の氏名	
危険予防の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第50 (第90条の2関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書

年 月 日

殿

(代表者) 氏 名

㊟

名	称	
事務所所在地(電話)		
職	業	
(代表者) (年齢)	住所氏名	
火薬類の種類及び数量		
目 的		
譲受期間(1年を超えないこと。)		
貯蔵又は保管場所		
消費 に 関 する 事 項	場 所	
	日 時 ( 期 間 )	
	危険予防の方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の欄は、記載しないこと。

# 細 則 様 式 集



別記様式第1号 (第2条関係)

火薬庫を所有又は占有できない旨の許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称	
事務所所在地 (電話)		
製造 (販売) 所所在地		
製造 (販売) 営業許可 年月日及び許可番号		
火薬庫を所有又は 占有できない理由		
代 替 と な る 火 薬 庫	火薬庫所在地	
	火薬庫の種類及び棟数	
	火薬庫の設置許可を 受けた者の住所及び氏名	
	火薬庫設置許可年月日 及び許可番号	

添付書類 代替となる火薬庫所有者との借受契約書等

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 申請者本人 (法人にあつては、代表者に限る。) が署名する場合は、押印を省略  
することができます。

別記様式第2号 (第2条関係)

火薬類 製造 営業 全部 廃止届  
          販売 一部

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地 (電話)	
製造 (販売) 所所在地	
製造 (販売) 営業許可 年月日及び許可番号	
廃止する営業の内容	
廃 止 年 月 日	
廃 止 理 由	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者本人 (法人にあつては、代表者に限る。) が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第3号 (第2条関係)

### 火薬庫用途廃止届

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地 (電話)	
火 薬 庫 所 在 地	
火薬庫の種類及び棟数	
設 置 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
廃 止 年 月 日	
廃 止 理 由	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者本人 (法人にあつては、代表者に限る。) が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第4号 (第2条関係)

### 保安教育計画 (変更) 認可申請書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称		
事務所所在地 (電話)			
製造 (販売) 所所在地			
製造 (販売) する 火 薬 類 の 種 類			
変 更	認 可 年 月 日 及 び 認 可 番 号		
	変 更 事 項		
	変 更 内 容	変 更 前	
		変 更 後	
	変 更 理 由		
	変 更 年 月 日		

添付書類 1 保安教育計画

2 変更のときは、変更内容の概要を記載した書面

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 変更欄は、変更の認可申請の場合に記入する。

3 申請者本人 (法人にあつては、代表者に限る。) が署名する場合は、押印を省略  
することができます。



別記様式第5号(第2条関係)

火薬類 製造 取扱 保安責任者等 選任 解任 届

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

事務所所在地(電話)		
製造所又は火薬庫の所在地 若しくは消費場所		
選(解)任年月日		
選(解)任者		
保安責任者	住 所	
	氏名及び年令	
	免 状	種第 号 都道府県知事 年 月 日交付
代 理 者	住 所	
	氏名及び年令	
	免 状	種第 号 都道府県知事 年 月 日交付
副保安責任者	住 所	
	氏名及び年令	
	免 状	種第 号 都道府県知事 年 月 日交付

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第6号(第2条関係)

製造施設(火薬庫)定期自主検査計画(変更)届

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

印

( 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

名	称	
事務所所在地(電話)		
製造所又は火薬庫の 所 在 地		
製造施設又は火薬庫の 種 類 及 び 棟 数		
検査予定年月日日	第1回	
	第2回	
検査指揮監督者		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 変更内容欄は、変更の届出の場合に記入する。

3 届出者本人(法人にあっては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第7号(第2条関係)

定期自主検査終了報告書  
( 年 第 回 )

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地(電話)	
製造所又は火薬庫の 所 在 地	
製造施設又は火薬庫の 種 類 及 び 棟 数	
検 査 実 施 期 日	
検 査 結 果	
検 査 指 揮 監 督 者	
補正又は補修した事項	

添付書類 検査結果及び補正又は補修した事項の概要を記載した書面

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 報告者本人(法人にあっては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略  
することができます。

別記様式第8号 (第2条関係)

### 火薬類安定度試験結果報告書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地 (電話)	
試験を実施した火薬類の 種 類 及 び 数 量	
試験を実施した 火薬類の製造年月日	
試験実施期日	
試験方法	
試験成績	

添付書類 試験成績の概要を記載した書面

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 報告者本人 (法人にあつては、代表者に限る。) が署名する場合は、押印を省略  
することができます。

別記様式第9号(第2条関係)

特定施設  
火薬庫 休止届

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地(電話)	
特定施設(火薬庫)所在地	
特定施設(火薬庫)の種類及び棟数	
許可年月日及び許可番号	
休 止 期 間	
休 止 理 由	
備 考	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 二級火薬庫にあっては、備考欄に設置許可の有効期限を記載する。

3 届出者本人(法人にあっては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第10号(第2条関係)

### 保安教育計画者指定取消申請書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地(電話)	
指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
消 費 場 所	
申 請 理 由	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 申請者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第 1 1 号 (第 2 条関係)

## 火薬類の製造に関する報告書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

製造所の名称： ( 年度分)

製 品 の 種 類	製 造 数 量

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 製造数量欄には、単位を付すること。

3 報告者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第12号(第2条関係)

火薬類製造(販売)営業許可申請書等記載事項変更報告書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

名	称	
事務所所在地(電話)		
許可年月日及び許可番号		
変 更 事 項		
変更内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 報告者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略  
することができます。



別記様式第13号 (第2条関係)

火薬類の販売に関する報告書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

販売所の名称： ( 年度分)

火 薬 類 の 種 類	前 年 度 繰 越 高	譲 受 量	譲 渡 量	現 在 高	備 考

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 前年度繰越高、譲受量、譲渡량及び現在高欄には、単位を付すること。
- 3 報告者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第14号(第2条関係)

火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称	
事務所所在地(電話)		
職	業	
許可年月日及び許可番号		
火 薬 庫 所 在 地		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第15号(第2条関係)

火薬類の出納に関する報告書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

火薬庫の名称： ( 年度分)

火 薬 類 の 種 類	前 年 度 繰 越 高	庫 入 量	庫 出 量	現 在 高	備 考

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 前年度繰越高、庫入量、庫出量及び現在高欄には、単位を付すること。
- 3 報告者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第16号 (第2条関係)

火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称	
事務所所在地 (電話)		
職	業	
許可年月日及び許可番号		
火 薬 庫 所 在 地		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 報告者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略  
することができます。

別記様式第17号 (第2条関係)

火薬類輸入許可申請書記載事項変更届

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称	
事務所所在地 (電話)		
許可年月日及び許可番号		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者本人 (法人にあつては、代表者に限る。) が署名する場合は、押印を省略  
することができます。

別記様式第18号(第2条関係)

火薬類消費許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称	
事務所所在地(電話)		
許可年月日及び許可番号		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第19号 (第2条関係)

### 火薬類の消費に関する報告書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名



( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

( 年度分)

火薬類の種類 及び数量 消費場所					
合 計					

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 火薬類の種類及び数量欄には、単位を付すること。
- 3 報告者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第20号(第2条関係)

火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称	
事務所所在地(電話)		
許可年月日及び許可番号		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。



別記様式第21号(第2条関係)

### 火薬類所有権取得届

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地(電話)	
職 業	
取得した火薬類の 種類及び数量	
前所有者の住所 及び氏名	
取得火薬類の貯蔵場所	
取 得 年 月 日	
取 得 理 由	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 届出者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第 2 2 号 (第 3 条関係)

火薬庫外貯蔵場所指示申請書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
貯蔵火薬類の種類 及び最大貯蔵量	
貯 蔵 期 間	
貯 蔵 場 所	
貯 蔵 目 的	

- 添付書類 1 貯蔵場所付近の位置図及び見取図  
 2 貯蔵場所の平面図、立面図及び仕様書〔構造図〕  
 3 貯蔵建築物又は貯蔵設備の構造明細書  
 4 貯蔵建築物又は貯蔵設備の写真  
 5 自動警報装置の点検表

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。  
 2 申請者本人 (法人にあつては、代表者に限る。) が署名する場合は、押印を省略  
 することができます。

第 号  
年 月 日

# 火薬庫外貯蔵場所指示証

石川県知事

印

火薬庫外貯蔵場所の指示を受けた者	住 所			
	氏名又は名称			
	職 業			
貯 蔵 場 所				
省令第15条の表中の貯蔵する者等の区分				
貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量				
貯 蔵 期 間 ( 有 効 期 間 )	年 月 日から 年 月 日まで			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号  
年 月 日

## 火 薬 類 輸 入 許 可 証

石川県知事

印

住 所				
氏名 (年齢) 又は名称				
職 業				
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量				
輸 入 の 目 的				
輸 入 先				
輸 入 港 名				
貯蔵又は保管場所				
輸 入 期 間 ( 有 効 期 間 )	自	年	月	日
	至	年	月	日
許 可 条 件				
<p>輸入をしないこととなったとき、輸入を完了したとき、又は許可の有効期間が満了したときは、速やかに当該許可証を知事に返納しなければならない。</p>				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第25号 (第4条関係)

第1頁

<b>火 薬 類 消 費 許 可 証</b>		第 年 月 日	号 日
石川県知事		印	
住 所			
氏名 (年齢) 又は名称			
職 業			
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量			
消 費 の 目 的			
消 費 の 期 間 ( 有 効 期 間 )	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
許 可 条 件			
許可を取り消されたとき、消費をしないこととなったとき、消費を終了したとき、又は有効期間が満了したときは、速やかに当該許可証を知事に返納しなければならない。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

第2頁以下

火 薬 類 消 費 高 記 載 欄				
火 薬 類 の 種 類				
讓 受 高 合 計				
消 費 高	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

(参考) 石川県火薬類取締法施行細則全文

火薬類取締法施行細則をここに公布する。

平成十五年四月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十九号

火薬類取締法施行細則

火薬類取締法施行細則（昭和二十五年石川県規則第七十六号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号。以下「法」という。）の施行に関し、火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）及び火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第二条 次の各号に掲げる申請、届出及び報告は、それぞれ当該各号に定める様式により行わなければならない。

- 一 法第十三条ただし書の規定による自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有することができない旨の許可の申請 別記様式第一号
- 二 法第十六条第一項の規定による製造又は販売の営業の全部又は一部の廃止の届出 別記様式第二号
- 三 法第十六条第二項の規定による火薬庫の用途の廃止の届出 別記様式第三号
- 四 法第二十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による保安教育計画の認可又は変更の認可の申請 別記様式第四号
- 五 法第三十条第三項の規定による火薬類製造保安責任者若しくは火薬類製造副保安責任者又は火薬類取扱保安責任者若しくは火薬類取扱副保安責任者の選任又は解任の届出並びに法第三十三条第二項の規定による火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者の代理者の選任又は解任の届出 別記様式第五号
- 六 法第三十五条の二第二項の規定による定期自主検査の計画の届出又は変更の届出 別記様式第六号
- 七 法第三十五条の二第三項の規定による定期自主検査の終了の報告 別記様式第七号
- 八 法第三十六条第一項の規定による火薬類安定度試験の結果の報告 別記様式第八号
- 九 省令第四十四条の二第二項ただし書の規定による使用を休止した特定施設又は火薬庫の届出 別記様式第九号
- 十 省令第六十七条の七第四項の規定による保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者の指定の取消しの申請 別記様式第十号
- 十一 省令第八十一条の十四の表第一号に規定する製造した火薬類の種類ごとの数量を集計した報告 別記様式第十一号

- 十二 省令第八十一条の十四の表第二号及び第五号に規定する火薬類製造営業許可申請書、火薬類販売営業許可申請書若しくは事業計画書の記載事項又は定款の写しの変更の報告 別記様式第十二号
- 十三 省令第八十一条の十四の表第四号に規定する省令第十一条第一項の記載事項を集計した報告 別記様式第十三号
- 十四 省令第八十一条の十四の表第七号に規定する火薬庫設置等許可申請書又は火薬庫工事設計明細書の記載事項の変更の届出 別記様式第十四号
- 十五 省令第八十一条の十四の表第八号に規定する省令第三十三条第一項の記載事項を集計した報告 別記様式第十五号
- 十六 省令第八十一条の十四の表第九号に規定する火薬庫設置等許可申請書又は火薬庫工事設計明細書の記載事項の変更の報告 別記様式第十六号
- 十七 省令第八十一条の十四の表第十号に規定する火薬類輸入許可申請書の記載事項の変更の届出 別記様式第十七号
- 十八 省令第八十一条の十四の表第十一号に規定する火薬類消費許可申請書又は火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出 別記様式第十八号
- 十九 省令第八十一条の十四の表第十二号に規定する省令第五十六条の五第一項の記載事項を集計した報告 別記様式第十九号
- 二十 省令第八十一条の十四の表第十四号に規定する火薬類廃棄許可申請書の記載事項の変更の届出 別記様式第二十号
- 二十一 省令第八十一条の十四の表第十五号に規定する火薬類の所有権の取得の届出 別記様式第二十一号

(火薬庫外貯蔵場所の指示)

第三条 法第十一条第一項ただし書の規定に基づく省令第十五条第一項の表に規定する火薬類を貯蔵する安全な場所の指示を受けようとする者は、別記様式第二十二号による火薬庫外貯蔵場所指示申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の指示をしたときは、別記様式第二十三号の火薬庫外貯蔵場所指示証を申請者に交付する。

(火薬類輸入許可証及び火薬類消費許可証の交付)

第四条 知事は、法第二十四条第一項の規定による火薬類の輸入の許可をしたときは、別記様式第二十四号の火薬類輸入許可証を申請者に交付する。

- 2 知事は、法第二十五条第一項の規定による火薬類の消費の許可をしたときは、別記様式第二十五号の火薬類消費許可証を申請者に交付する。

(火薬類輸入許可証及び火薬類消費許可証の返納)

第五条 前条第一項の火薬類輸入許可証の交付を受けた者は、輸入をしないこととなったとき、輸入を完了したとき、又は許可の有効期間が満了したときは、速やかに、当該許可証を知事に返納しなければならない。

- 2 前条第二項の火薬類消費許可証の交付を受けた者は、許可を取り消されたとき、消費をしないこととなったとき、消費を終了したとき、又は許可の有効期間が満了したときは、速やかに、当該許可証の火薬類消費高記載欄に必要事項を記入の上、当該許可証を知事に返納しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の火薬類取締法施行細則の規定に基づき提出されている申請書その他の書類は、この規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。



# 手 引 様 式 集



様式第1号

消防長等製造施設（火薬庫）設置同意書

年 月 日

様

申請者住所

及び氏名

㊟

次の製造施設（火薬庫）を設置したいので、同意願います。

名 称			
事務所所在地（電話）		電話	
職 業			
代表者住所及び氏名			
製造施設（火薬庫）所在地			
製造施設（火薬庫）の 種 類 及 び 棟 数			
貯蔵火薬類の種類及びそ の 最 大 貯 蔵 量			

上記火薬庫の設置に同意する。

年 月 日

同意者

㊟

様式第2号

## 委 任 状

を代理人と定め、下記の権限を委任する。

### 記

工事において使用する火薬類の譲渡、譲受、消費及び貯蔵、  
並びに火薬類取扱保安責任者の選解任等の火薬類取締法に基づく手続き一切の件。

年 月 日

委任者住所

及び氏名

印

様式第3号

火薬庫工事設計明細書

1 火薬庫設置の目的

2 火薬庫の位置

別紙火薬庫位置図のとおり。

3 土地所有者の氏名

4 火薬庫使用期間（2級火薬庫のみ必要）

自                    年            月            日

至                    年            月            日

5 火薬庫附近の状況

別紙火薬庫附近見取図のとおり。

6 保安距離

	保安物件の名称	現況距離	法定距離
第1種保安物件		m	m以上
第2種保安物件		m	m以上
第3種保安物件		m	m以上
第4種保安物件		m	m以上

## 7 火薬庫相互間の距離（2級火薬庫で土堤を設けない場合）

法定距離 m以上

現況距離 m

## 8 火薬庫の種類、棟数及び最大貯蔵量

爆薬庫（ 級火薬庫）棟	爆薬 kg
火工品庫（ 級火薬庫）棟	電器雷管 個

## 9 火薬庫の面積

		間	口	奥	行	面	積
爆薬庫	外寸		cm		cm		m <sup>2</sup>
	内寸		cm		cm		m <sup>2</sup>
火工品庫	外寸		cm		cm		m <sup>2</sup>
	内寸		cm		cm		m <sup>2</sup>

## 10 火薬庫の高さ等

	地盤面から 床までの高さ	床から天井 まで高さ	地盤面から 火薬庫屋頂 までの高さ	土堤の高さ
爆薬庫	cm	cm	cm	cm
火工品庫	cm	cm	cm	cm

11 火薬庫の構造及び設備

別紙火薬庫仕様書及び図面等のとおり。

12 火薬庫起工予定日

設置許可後 日以内

13 火薬庫完成検査予定日

起工後 日以内

14 工事施工業者住所、氏名（電話番号）

住 所

氏 名

（電話番号）

様式第4号

火薬庫設置承諾書

年 月 日

次のとおり火薬庫を私の所有地に設置することを承諾します。

(設置者)

様

(土地所有者)

住 所

氏 名

印

次の火薬庫を設置したいので、同意願います。

火 薬 庫 設 置 者 住 所 及 び 氏 名	
火薬庫の種類及び棟数	火薬庫 棟
火 薬 庫 設 置 場 所	
火 薬 設 置 目 的	
火 薬 庫 設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	



様式第5号

保管承諾書

年 月 日

(保管依頼者)

様

(保管承諾書)

氏名

印

火薬類を 市 町 番地に設置している私所有の  
郡 村

火薬庫に、次のとおり保管することを承諾します。

記

- 1 火薬類消費（保管）期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 2 火薬類消費場所
- 3 工 事 名
- 4 保管火薬類の種類及び数量
- 5 火薬庫から消費場所までの距離 約 キロメートル  
(車での所要時間 約 分)

## 様式第6号

## 火薬類消費計画書

工 事 名							
消 費 の 方 法	消 費 時 刻						
	取 扱 従 事 者 名 簿	別紙「火薬類取扱従事者名簿」のとおり					
	発 破 の 種 類						
	火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量 ( 月 別 )	種類 月別					
		月					
		月					
		月					
		月					
		月					
		月					
計							
1日の最大消費量							
発 破 の 方 法 (範囲内を明示)	1日の発破回数		1回の発破孔数		1発破孔当たりの総薬量		
	普通	小割	普通	小割	普通	小割	
危 害 予 防 の 方 法	警 戒 の 方 法	見張人 名、その他 ( )					
	警 告 の 方 法	サイレン ・ 警告札 ・ その他 ( )					
	防 護 措 置	昼 ・ ムシロ ・ 金網ネット ・ その他 ( )					
	交 通 制 限	有 (別添許可証のとおり) ・ 無					
火薬類取扱所の有無	有 ・ 無						
火工所の有無	有 ・ 無						

(注) コンクリート破砕器の場合は、「発破」を「破砕」に読み替えて記載すること。

火薬類取扱従事者名簿〔雇用証明書〕

氏名	資格		担当職務							備考	
	免状等の種類及び番号	手帳の種類及び番号	記帳場所	穿孔	装薬	発破	運搬	見張			親ダイ作成
								火工所	警戒		
		保 従									
		保 従									
		保 従									
		保 従									
		保 従									
		保 従									
		保 従									
		保 従									

※ 出向者が従事する場合は、備考欄に出向元を記載すること。

上記の者は、当社の火薬類取扱従事者であることを証明する。

年 月 日

石川県知事 様

証明者住所  
及び氏名



様式第8号

火薬類取扱保安責任者等の選任状況

区	分	保安責任者	代理者	副保安責任者
工 事 場 所				
火 薬 庫 種 類	( 級火薬庫)			
	( 級火薬庫)			
	( 級火薬庫)			
(記載要領) 申請者が、他の工事等で火薬類の許可を受けている場合は、その場所及び選任している保安責任者等の氏名を記入すること。				

様式第9号

## 出 向 証 明 書

下記の者に対し、                    年    月    日から                    年    月    日まで、

工事における火薬類取扱作業に従事するため、

へ出向させることを証明する。

記

年    月    日

石川県知事

様

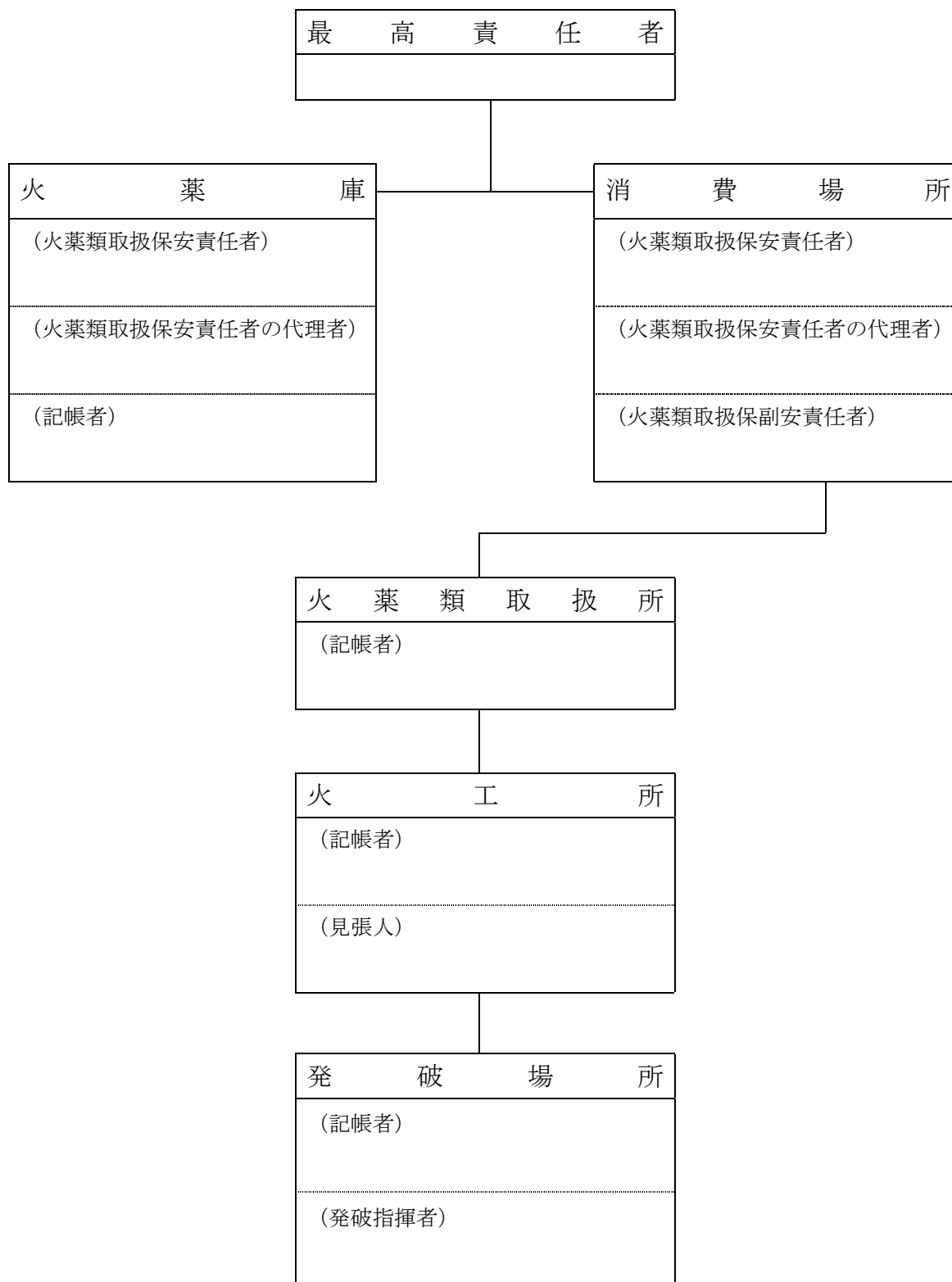
証明者住所

及び氏名

㊟

様式第10号

### 保安管理組織図



様式第 1 1 号

建設用びょう打ち銃用空包消費計画書

消費 の 方 法	作業に従事する者の氏名					
	消費場所の記載責任者					
	消費する用 建設用 びょう 打ち銃 の別 月消費 数量	消費場所	住所			
		月別	名称			
		月				
		月				
		月				
		月				
		月				
		月				
計						
消費場所ごとの 1日最大消費量(個)						
危害予防の方法						

## 様式第 1 2 号

## 煙火消費計画書

煙火製造業者の名称又は氏名						
主催者側の立会人等の職氏名		立会人又は指揮者				
(連絡先 )		同 上 補 佐				
煙火取扱従事者氏名及び経歴		別紙煙火取扱従事者名簿のとおり。				
危害予防及び消費の方法	盗難防止の措置					
	警戒の方法					
	打揚筒及び仕掛煙火の固定方法等	別紙図面のとおり。				
	消火設備					
	煙火置場の概要	設置数	見張人氏名	構造		
	運搬容器の概要					
不発煙火等の回収 (主催者側)	1 回収指揮者名 2 回収従事者数 3 回収の時間      終了後及び翌日      時から      時まで					



様式第13号

## 煙火取扱従事者名簿

(打揚業者名 )

氏名	現住所	年齢	経験年数	煙火打揚従事者手帳			職務分担
				種類	交付番号	受講日	
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		

(注) 1 手帳の種類「甲免」は保安責任者免状所有者用の甲手帳、「甲般」は一般用の甲手帳、「乙」は乙手帳、「従」は従事者証の区分を示すもので、該当するものに○印をすること。

2 「職務分担」は、総責任者、打揚責任者、仕掛責任者、打揚従事者、仕掛従事者、見張人等と記入すること。

## 様式第14号

## 煙火製造施設定期自主検査結果表

検査項目	省令	内 容	判 定 基 準	結 果
標識・掲示板	4条1項 1号	標識、掲示板を設置する。 発火又は爆発に関する必要な事項を明記する。	製造所入口に「煙火製造所」と明記した立看板等が設置されていること。	適・否
危険区域	同上	危険区域と無危険区域とに明瞭に区分し、製造所及び危険区域の周囲に境界さくを設置、その見易い場所に警戒札を設置する。	・杭、さく等で区分されていること。 ・「危険区域」「立入禁止」等の立看板等が、その入口、周囲に設置されていること。	適・否
防火の空地	同3号	森林内においては境界さくに沿って幅2m以上の空地を設ける。	・空地には枯草等燃え易いものが堆積していないこと。 ・樹木の高いところの枝が繁茂している場合は2mまで伐採されていること。	適・否
保安距離 保安間隔	同4号 同4号 の2	危険工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場（危険工室等）は製造所外の施設に対して適正な保安距離をする。 危険工室等は製造所内の他の施設に対して49告示58号で定める保安間隔を確保する。	・新しい物件、工室の設置並びに物件の撤去に伴う保安距離、保安間隔の変更はないか。 ・変更があれば変更許可申請がなされていること。	適・否
運搬通路	同28号	通路は勾配1/50以下の平坦とする。	・凹凸がある場合は土砂等をいれ平坦にすること。 ・草刈り等により路肩を明確にすること。	適・否
危険区域内の施設	同2号 同5号 同7号 の2 同9号	作業上やむを得ない施設以外のものは設置しない。	・危険工室、乾燥工室、日乾場、廃棄焼却場、火薬類一時置場、発射試験場、爆発試験場、原材料置場、容器置場、工具器具置場、固体燃料を使用しない気かん室及び煙突、製造所に直接必要な小動力室、便所以外の建造物を危険区域内に設置されていないこと。 ・保安距離の変更による、防爆壁、防火壁の必要の有無を確認すること。	適・否
爆発危険工室	同6号	火災に対して抵抗性のある構造とし、別棟とする。 放爆式又は準放爆式の構造以外の工室は、爆発の際に軽量飛散物となる建築材料を使用する。  ※ 放爆・準放爆式構造の場合はこの限りではない。	・無許可で構造等の変更がないこと。 ・連接で建築されている場合は、確実な隔壁で隔離されていること。	適・否
土堤・防爆壁 簡易土堤	同7号 の2	爆発の危険のある危険工室又は一時置場には土堤、防爆壁又は簡易土堤を設ける。 （ただし、規29条のがん具煙火貯蔵庫の構造と同等のがん具煙火一時置場、放爆構造又は準放爆構造の工室は放爆面以外の方向のもの、製造所外の保安物件若しくは製造所内にある他の施設に対する保安距離が4倍以上ある場合は省略でき、2倍以上4倍未満の場合は防火壁又はその他延焼を遮断する措置講ずることに代えることができる。  ※ 防火壁等の代替措置を取る場合は防火壁の欄「同9号」を参照する。）	土堤、簡易土堤、防爆壁が技術上の基準を満たしていること。（防爆壁は35告示76号による。以下基準参照。）  防爆壁基準 ・防爆壁は、その内面の堤脚から煙火火薬庫の外壁まで2m（準備工室に設ける場合は、工室外壁まで1m）以上の距離において、できるだけ接近して設置すること。 ・鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造（空洞コンクリートブロック）であること。 ・高さは、煙火火薬庫と軒までの高さ（爆発の危険のある日乾場に設ける場合、2.5m）以上であること。 ・厚さは、鉄筋コンクリート造の場合は15cm（爆発の危険のある工室、火薬類一時置場、爆発の危険のある日乾場に設ける場合は、10cm）以上であること。 ・厚さは、補強コンクリートブロック造の場合、20cm（爆発の危険のある工室、火薬類一時置場、爆発の危険のある日乾場に設ける場合は、15cm）以上であること。 ・出入口外側には、更に防爆壁等を設け爆発はを防ぐ構造であること。	適・否
避雷装置	同7号 の3	火薬類の停滞量が100kg超の火薬類一時置場には避雷装置を設ける。	規30条の規定に適合すること。 ・型式（避雷針又は架空地線） ・構造（突針（架空線）から45度以内の角度で保護） ・設置抵抗（10オーム以下）	適・否
発火危険工室	同8号	発火危険工室は別棟で耐火性構造とする。	・無許可で構造等の変更がないこと。 ・連接で建築されている場合は、確実な隔壁で隔離されていること。	適・否
防火壁	同9号	発火危険工室と他の施設（発火危険工室との保安距離が規定距離の2倍未満である製造所外の保安物件及び当該工室の保安間隔が規定距離の2倍未満の製造所内の施設をいう。）との間に防火壁の設置、その他延焼を遮断する措置（常緑広葉樹を密に植生する等）をする。	・防火壁の高さ、長さは的確であること。 ・防火壁の破損がないこと。 ・常緑広葉樹は隙間がないこと。 ・規定距離の2倍以上ある場合は必要なし。	適・否
消火設備	同9号 の2	危険工室の発火危険のある設備には、必要に応じて自動消火設備、水槽反転式消火設備等を設置する。	・貯水量は十分であること。 ・消火設備は的確に作動すること。	適・否

検査項目	省令	内 容	判 定 基 準	結 果
貯水池等	同10号	危険工室付近に貯水池、貯水槽、非常栓等の消火設備を設ける。	・水が十分に貯水してあること。	適・否
窓・出入口	同11号 同11号の2	危険工室には多くの窓、出入口を設け、扉はできるだけ外開きで、その金具は鉄製の摩擦を防ぐものであり、直射日光の当たる部分のガラスは不透明のものを使用する。 窓のある火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合は、遮光の措置をする。	・避難路を確保した位置に出入口があること。 ・金具は、鉄と接触する部分は、銅、真ちゅう等を使用してあること。 ・火薬類に直射日光が当たらない措置が施してあること。 ・窓のある火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合、暗幕等の遮光の設備があること。	適・否
内 面	同12号	危険工室の内面は、土砂のはく落、飛散を防ぐ構造で、床面に鉄類は露出させない。	・塗装の剥げ、コンクリートブロック等の風化の有無。 ・鉄釘の頭部が露出していないこと。塗料、接着剤等で被覆されていること。	適・否
床 面	同13号	危険工室の床面は、軟質材（鉛板、ゴム板、木板等）で密に張りつめ火薬類の浸透、また、その粉末が侵入しない措置をする。	・隙間は漆喰や塗料等で埋める等の措置がなされていること。	適・否
工室の天井	同22号	火薬類の飛散する虞のある工室の天井、内壁は隙間がなく、水洗いに耐え、表面は平滑である。	・塗装の剥げがないこと。 ・表面が平滑であること。	適・否
暖房装置	同16号	蒸気、熱気、温水のみを使用し、燃焼し易いものと隔離し、その熱面に火薬類の粉末又は塵あいの付着を避ける措置をする。	・ボイラー室は別棟とし、危険区域内に設ける場合には固形燃料を使用しないこと。 ・電気温水器は工室外に設置されていること。	適・否
照明設備	同18号	漏電、可燃性ガス、粉塵等に対して安全な防爆型電灯で、室内に電導線が露出しない。	・コードが露出していないこと。 ・スイッチは外壁にあること。	適・否
掲 示 板	同20号	工室名、火薬類の種類、停滞量、同時に置ける原材料の最大数量、定員について見やすい入口に、取扱心得は室内の見易い場所に掲示する。	・それぞれが基準どおりに掲示されていること。 ・内部又は外部の見やすい位置に設置されていること。 (掲示項目：火薬類の種類、停滞量、同時に存置可能な火薬類の原料の種類・最大数量、定員、取扱心得、その他必要事項)	適・否
静電気除去設備	同22号の6	火薬類の配合、填葉、乾燥工程の工室及び火薬類一時置場には、身体に帯電した静電気を除去するための放電設備を工室等の入口に設ける。放電設備は銅、アルミニウムの放電板又は棒とする。	・放電設備は入室の際、容易に手を触れる位置にあること。 ・放電板又は棒が腐食していないこと。 ・扉に接地している場合は把手が腐食していないこと。	適・否
機械器具	同15号	機械、器具、容器は鉄と鉄との摩擦のないものを使用する。摩擦部分には滑剤が塗布され、振動、脱落腐食、火薬類の粉末の付着、侵入を防ぐ構造とする。	・塗装面の剥げ、ビス等の脱落の有無。ビスの脱落防止措置があること。(塗装、接着剤での固定等) ・永年使用による腐食がないこと、機能低下等に異常がないこと。 ・機械、器具が手入れされていること。 ・機械、器具等に火薬類の付着がなく、かつ、隙間等の発生による火薬類の侵入がないこと。	適・否
機械設備の接地	同19号	機械設備、乾燥装置等の金属部を接地する	・接地（アース）は確実であること。 ・腐蝕が無いこと。	適・否
加圧設備の安全装置	同22号の4	火薬類を加圧する設備には安全装置を設ける。(ストッパー、圧力計)	安全装置は確実に作動すること。	適・否
原動機、温度湿度調整装置等	同14号 同14号の2	危険工室内には、原動機及び温湿度調節装置を据え付けない。(爆発・発火の危険の虞のない場合は可)無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、床面から1.5mの高さに温湿度計を設置する。(温湿度調整装置を設置する場合は、防爆性能を有するものとする。)	・モーターは隔壁で隔て設置されていること。(防爆型モーターは可) ・温湿度計の高さは適正であること。 ・室内温度は40度以下であり、相対湿度は75%以下であること。	適・否
粉塵飛散防止設備	同22号の2	火薬類及び同原料の粉塵が飛散する虞のある設備には粉塵飛散防止措置をする。	設備に火薬類が付着していないこと。	適・否
静電気除去措置	同22号の5	製造中、静電気が発生する恐れのある機械、器具、工室の壁体、床材等は帯電しない電導性のあるもの等を使用。	・電導性のあるものを使用しているか、 ・静電気発生防止措置、除去措置がなされていること。	適・否
温度測定装置	同22号の3	硝化設備、乾燥設備、パラフィン槽等、温度変化が起きる設備には、温度測定装置(温度計等)を設置する。	乾燥機の温度センサーが的確に作動すること。	適・否
排気装置	同23号	可燃性ガス・有毒ガスの発散する工室には排気装置を設置する。	・排気口に塵等の付着がないこと。 ・排気装置に異常音がないこと。	適・否
乾燥工室の加温装置	同24号	加温装置は、乾燥中の火薬類と隔離して設置する。(ただし、温水加温装置でその温度が乾燥温度とほぼ同一のものについては、隔離不要。)	ボイラー室は工室との間に鉄筋コンクリート又はコンクリートブロックの強度が十分な隔壁を設けること。	適・否
日乾場の台	同24号の2	乾燥台の高さは、ほぼ60cmとする。	・台の腐朽、転倒する虞がないこと。 ・突風に対する防護措置があること。	適・否
日乾場の防爆壁等	同24号の3	他の施設に対する距離が20m以下の場合はその施設との間に爆発の危険のある日乾場では簡易土堤又は防爆壁を設置、発火の危険のある日乾場では防火壁又は延焼を遮断する措置をする。	防爆壁等の高さは2.5m以上、長さは適切であること。(20m以上を確保している場合は防爆壁等は不要。)	適・否
放冷設備	同24号の4	日乾場には、必要に応じ、放冷のための設備を設置する。	・直射日光を避ける効果があり、堅固であること。 ・周辺に燃え易いものが堆積していないこと。	適・否

検査項目	省令	内 容	判 定 基 準	結 果
廃棄処理場 燃焼試験場等	同25号	燃焼試験場、爆発試験場、発射試験場及び廃棄焼却場は危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁、防火壁を設置する。	常に、草、木が刈り込まれており、周辺の状況から山火事等の虞がないこと。	適・否
運 搬 容 器	同26号 同26号 の2	火薬類、同原材料を運搬する容器は緻密軟質で化学作用を起こさない材料であって、蓋ができる構造とする。 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合、その容器は収容量が80kg以下であり、材質はアルミニウム、木材以外のものとする。（容器外部の補強材として設ける場合はこの限りでない。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器の破損がないこと。</li> <li>・容器の材質が適切であること。</li> <li>・容器には蓋があること。</li> </ul>	適・否
運 搬 車	同27号	危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は手押し車、蓄電池車又はディーゼル車であること。（49告示58号の規定による。）	運搬車の駐車位置は適切であること。	適・否
木 造 建 築 物	同21号	危険工室に面した普通木造建築物には耐火的措置をする。	危険工室、火薬類一時置場以外の施設で木造の建築物に耐火的措置が講じられていること。	適・否
改善又は補修すべき事項				
上記改善等の必要事項に対して取った措置		(対応年月日)		
		(対応内容)		

## 様式第15号

## 火薬庫定期自主検査結果表

項目	内 容	区 分	結 果	
保 安 距 離	第1種、第2種、第3種、第4種保安物件までそれぞれ規定以上の保安距離が確保されていること。	①②③煙	適・否	
	自家専用施設	第1種、第2種、第3種、第4種保安物件までそれぞれ規定以上の保安距離が確保されていること。	①②③煙	適・否
位 置	湿地を避ける位置に設置されていること。	①②煙	適・否	
構 造	地上式一級火薬庫の場合は次の構造であること。 平屋建であり、鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造、石造 煙火火薬庫の場合は次の構造であること。 平屋建であり、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造	①	適・否	
基 礎	基礎は堅ろう高位であり、排水は良好であること。	①煙	適・否	
壁	地上式一級火薬庫の場合は次の構造であること。 鉄筋コンクリート造－厚さ15cm以上 煉瓦造・コンクリートブロック造・石造－20cm以上	①	適・否	
	地上式二級火薬庫の場合は次の構造であること。 鉄筋コンクリート造－厚さ10cm以上 コンクリートブロック造－厚さ12cm以上 鉄板製－厚さ2mm以上 溶接（内面ボルト締め）	②	適・否	
	地上式三級火薬庫の場合は次の構造であること。 前面は厚さ10cm以下の無筋コンクリート造 その他は厚さ20cm以下の鉄筋コンクリート造又は厚さ30cm以下の補強コンクリートブロック造	③	適・否	
	煙火火薬庫の場合は次の構造であること。 鉄筋コンクリート造－厚さ10cm以上 補強コンクリートブロック造－厚さ20cm以上	煙	適・否	
	火薬又は爆薬と火工品を同室に貯蔵する場合	床下は基礎と一体であり、厚さ10cm以上のコンクリート打ちであること。 隔壁は、厚さ30cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ40cm以上の補強コンクリートブロック造であり、床下コンクリート又は基礎と一体となっていること。	③	適・否
入 口	保安物件に対し危険の恐れのない方向に設け、注水設備を設けること。	③	適・否	
扉	外 扉	アングル（40×40×5mm以上）補強されていること。	①②③	適・否
		鉄板戸は厚さは3mm以上であること。	①②③	適・否
		扉と鉄枠（又は両開戸）の隙間は5mm以下であること。	①②③	適・否
		鉄枠に15mm以上、覆いかぶさる構造（目かくし）であること。	①②③	適・否
		耐火扉で厚さ3mm以上の鉄板とし、適当に補強されていること。	煙	適・否
	内 扉	木製の板戸であり、錠を取り付けていること。	①②③	適・否
		錠を取り付けていること。	煙	適・否
	蝶 番	角蝶番は長さ15cm以上であり、3箇所以上に設置されていること。	①②③	適・否
		取付ビス頭は外面に出ず（又は電気溶接）であること。	①②③	適・否
		真棒は容易に抜けないこと。	①②③	適・否
	ロ ッ ド 棒	上下2箇所（1箇所2本以上）にあり、電気溶接等で取り付けてあること。	①②③	適・否
		径13mm以上の炭素鋼であり、受け孔に15mm以上はめ込む構造であること。	①②③	適・否
	施 錠	南京錠、えび錠以外のものであること。（シリンダー錠、レバータンブラー錠等）	①②③	適・否
		デッドボルトは受け座に1cm以上はめ込む構造であること。	①②③	適・否
		鍵座、シリンダーは扉の外面に突出（又は鉄製リングで補強）しない構造であること。	①②③	適・否
取付ボルトは扉の外面に突出していないこと。（又は溶接）		①②③	適・否	
両開戸の上げ落としのはめ込みが15mm以上（出溝は16mm以上の溝）であること。		①②③	適・否	
錠を取り付けていること。		煙	適・否	
扉 枠 の 固 定	壁体の鉄筋に電気溶接等で溶接し、コンクリートで固定されていること。	①②③	適・否	

項目		内 容	区 分	結 果
窓		地盤面上1.7m以上の高さに設置されており、10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめ込まれた構造のものであり、内側不透明ガラス引戸、外側防火戸（外部から容易に開閉できない）が設置されていること。	①②③	適・否
床	装 搬 置 出 な し 入	地盤面上30cm以上の高さであること。	①③	適・否
床下通気孔		3個以上設置してあり、金網張であること。通気孔の幅が20cm以上の場合は5cm間隔に、直径1cm以上の鉄棒をはめ込まれている構造であること。	①③	適・否
内 面		内面は板張であり、床には鉄類を表さないこと。	①②③煙	適・否
床 下 通 気 孔		2個以上設置しており、金網張であること。通気孔の幅が20cm以上の場合は5cm間隔に、直径1cm以上の鉄棒をはめ込まれている構造であること。	煙	適・否
換 気 孔		天井に1個以上、両妻に各1個以上設置されており、金網張であること。	①③煙	適・否
暖 房 設 備		温水暖房であること。	①②③煙	適・否
照 明 設 備		防爆式電灯、配線は金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブル工事により施工されており、自動しゃ断器、開閉器が庫外に設置されていること。	①②③煙	適・否
小 屋 組		地上式一級、三級、煙火火薬庫の場合一木造であること。	①③煙	適・否
		地上式二級火薬庫の場合一木造又は軽量飛散となる材料	②	適・否
屋 根 外 面		屋根は金属板・スレート板・瓦であり、盗難・火災を防ぐ構造であること。	①②煙	適・否
		鉄鋼セメントモルタル等耐火性の軽量飛散物となる材料であり、盗難を防ぐ構造であること。	③	適・否
装 避 置 雷	型 式	避雷針・架空地線であること。	①煙	適・否
	構 造	突針（架空線）から45度以内の角度で保護されていること。	①煙	適・否
	設 置 抵 抗	10オーム以下（銅線4条以上等の場合適用外）であること。	①煙	適・否
避 雷 装 置		できるだけ設置し、設置抵抗は10オーム以下であること。	②	適・否
土 堤 又 は 簡 易 土 堤		堤脚から火薬庫外壁までは1m以上あること。	①②③煙	適・否
		切通出入口は土堤頂上線と交差していること。	①②③煙	適・否
		トンネル入口はトンネル壁線と交差していること。	①②③煙	適・否
		2棟以上隣接の場合は中間土堤に通路は設けていないこと。	①②③煙	適・否
土 堤		土堤勾配は45度以下であること。	①②③煙	適・否
		土堤高さは屋頂の高さ以上であること。（火薬庫の高さ1.5m未満ならば最低1.5m以上）	①②③煙	適・否
		頂部の厚さは1m以上あること。	①②③煙	適・否
		堤脚土留は土堤の高さの1/3以下であること。（爆薬1t以上の場合は内面の土留は軽量飛散物使用）	①②③煙	適・否
		土堤面はできるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆されていること。	①②③煙	適・否
簡 易 土 堤		土堤勾配は75度以下であること。	③煙	適・否
		土堤の高さは屋頂の高さ以上であること。（火薬庫の高さ1.5m未満ならば最低1.5m以上）	③煙	適・否
		頂部の厚さは60cm以上であること。	③煙	適・否
		十分な強度の側壁板、支柱を堅固に土留めし、材料は軽量飛散となるものを使用すること。	③煙	適・否
		頂部は板で覆い雨水の浸入がないこと。	③煙	適・否
防 爆 壁		壁脚から火薬庫外壁まで2m以上あり、基礎は堅ろうであること。	煙	適・否
		構造は厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ20cm以上の補強コンクリートブロック造であること。	煙	適・否
		高さは、火薬庫の軒高以上であること。	煙	適・否
		出入口の外側には更に防爆壁を設けること。	煙	適・否
火薬庫相互間の距離		土堤を設けない場合、15m以上の距離を取ること。	②	適・否
防 火 ・ 警 戒 設 備		幅2m以上の防火空地があり、貯水槽（ドラム缶）、バケツ、警戒札（火気厳禁、立入禁止等）、境界柵（有刺鉄線等）が設置されていること。	①②煙	適・否
盗 難 防 止 措 置		外部はできるだけ夜間点灯し、天井裏又は屋根に金網張（線径4mm以上、網目5cm以下）されていること。	①②③	適・否

項目	内 容	区 分	結 果	
警 鳴 装 置	装 置 の 位 置	警報部は管理人常駐場所に設置されていること。	①②③	適・否
	本 体 収 納 設 備	鉄製(1mm以上)の堅固な収納設備であり、雨・虫等が入りにくい構造であること。施錠は南京錠、えび錠を除くものであること。	①②③	適・否
	警 報 器	警報音は警報器から1mの距離で80ホーン以上であること。	①②③	適・否
	回 路	庫内電流は10mA以下であること。	①②③	適・否
		回路線を切断したとき装置が作動すること。	①②③	適・否
		扉スイッチ等は確実に作動すること。	①②③	適・否
		作動テスト装置があること。	①②③	適・否
		異常電流に対する保安装置があること。	①②③	適・否
警 戒 細 線	天井、側壁、扉内面に20cm以下の間隔で固定されていること。	①②③	適・否	
電 源	電圧の消耗状況を示すメーターがあること。	①②③	適・否	
改 善 又 は 補 修 す べ き 事 項				
上 記 改 善 等 の 必 要 事 項 対 して 取 っ た 措 置	(対応年月日)			
	(対応内容)			

(注)「区分」欄の①とは地上式一級火薬庫、②とは地上式二級火薬庫、③とは地上式三級火薬庫、「煙」とは煙火火薬庫をいい、該当する火薬庫は、左記の項目について検査しなければならない。

様式第16号

火薬類販売明細簿

(火薬類の種類 の部、単位 )

平成 年度分 (平成 年4月1日～平成 年3月31日)

月	前月繰越高	譲受数量	譲渡数量	現在高
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				



様式第 17 号

火薬類出納明細簿

(火薬類の種類                      の部、単位                      )

平成      年度分 (平成      年 4 月 1 日～平成      年 3 月 31 日)

月	繰越高	庫入数量	庫出数量	現在高	備考 (主要納入先等)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計					

様式第18号

火薬類消費明細簿

(平成 年度分)

消費場所									
火薬類 の種類 (単位)									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
合計									